

第514回 三戸町議会定例会会議録

令和5年12月5日 開会

令和5年12月8日 閉会

三戸町議会

目 次

会 期 日 程 表	1
上程議案及び議決結果	3
第 1 日 令和 5 年 12 月 5 日 (火)	
○議事日程	4
○本日の会議に付した事件	4
○応招議員	4
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	4
○職務のために出席した事務局職員等	5
日程第 1 会議録署名議員の指名	6
日程第 2 会期の決定	6
日程第 3 諸般の報告	6
<議長の報告>	
日程第 4 町長提案理由の説明	7
第 3 日 令和 5 年 12 月 7 日 (木)	
○議事日程	12
○本日の会議に付した事件	12
○出席議員	12
○欠席議員	12
○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	12
○職務のために出席した事務局職員	13
午前10時00分 開議	
日程第 1 一般質問	
山田 将之議員	14
1. 今後の少子化対策・子育て支援について	
千葉 有子議員	23
1. 歯科口腔保健事業について	
2. 町内浴場施設の現状について	
3. 町内の子どもたちの発育環境について	
藤原 文雄議員	34
1. 広域連携事業について	
栗谷川柳子議員	44
1. 防災行政無線が聞こえづらい住民への対策	
2. 観光振興の現状、課題、対策は	
柳 零 圭太議員	
1. 三戸町消防団の現状について	55
久慈 聡議員	
1. 住みやすいまちづくりのために	67
2. 観光と施設づくり	79

第4日 令和5年12月8日(金)

○議事日程、追加議事日程	89	
○本日の会議に付した事件	90	
○出席議員	90	
○欠席議員	90	
○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	90	
○職務のために出席した事務局職員	91	
午前10時00分 開議		
日程第1 一般質問		
越後 貞男議員	92	
1. 農産加工所整備について		
小笠原君男議員	95	
1. 稲作農家支援と良質米生産対策について		
佐々木和志議員	103	
1. 空き家対策について		
2. 職員提案制度の導入について		
澤田 道憲議員	110	
1. 高齢者福祉について		
2. 農林業の振興策について		
3. さんのへパークゴルフ場について		
日程第2 議案第51号	三戸町簡易水道事業及び下水道事業の設置に関する条例の制定について	129
日程第3 議案第52号	三戸町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案	132
日程第4 議案第53号	三戸町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案	132
日程第5 議案第54号	三戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案	136
日程第6 議案第55号	三戸町手数料徴収条例の一部を改正する条例案	138
日程第7 議案第56号	三戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	138
日程第8 議案第57号	道の駅さんのへの指定管理者の指定について	139
日程第9 議案第58号	SAN・SUN産直ひろばの指定管理者の指定について	141
日程第10 議案第59号	深山町営牧野の指定管理者の指定について	142
日程第11 議案第60号	三戸町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて	143
日程第12 議案第61号	令和5年度三戸町一般会計補正予算(第6号)	144
日程第13 議案第62号	令和5年度三戸町営簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)	148
日程第14 議案第63号	令和5年度三戸町下水道事業特別会計補正予算(第1号)	149
日程第15 議案第64号	令和5年度三戸町介護保険特別会計補正予算(第1号)	150
日程第16 議案第65号	令和5年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)	151
日程第17 常任委員会の所管事務調査の報告について		153

日程第18	常任委員会の閉会中における所管事務調査について	153
日程第19	議員派遣の件	154
日程第20	諸般の報告	154
	・議長の報告	
	・一部事務組合の報告	
	・視察報告	
追加日程第1	町長提案理由の説明	156
追加日程第2	議案第66号 令和5年度三戸町一般会計補正予算（第7号）	156
閉会		158
署名		158

会期日程表

会期 令和5年12月5日～令和5年12月8日（4日間）

日程	月 日	会議の種類	開議時刻	内 容
第1日	12月5日(火)	本 会 議	午前10時	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 諸般の報告 議案一括上程 提案理由の説明
第2日	12月6日(水)	休 会		議案熟考のため
第3日	12月7日(木)	本 会 議	午前10時	一般質問
第4日	12月8日(金)	本 会 議	午前10時	一般質問 議案審議・採決 各常任委員長の報告 議員派遣の件 諸般の報告 閉会

上程議案及び議決結果

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第51号	三戸町簡易水道事業及び下水道事業の設置に関する条例の制定について	R5. 12. 8	原案可決
議案第52号	三戸町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案	R5. 12. 8	原案可決
議案第53号	三戸町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案	R5. 12. 8	原案可決
議案第54号	三戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案	R5. 12. 8	原案可決
議案第55号	三戸町手数料徴収条例の一部を改正する条例案	R5. 12. 8	原案可決
議案第56号	三戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	R5. 12. 8	原案可決
議案第57号	道の駅さんのへの指定管理者の指定について	R5. 12. 8	原案可決
議案第58号	SAN・SUN産直ひろばの指定管理者の指定について	R5. 12. 8	原案可決
議案第59号	深山町営牧野の指定管理者の指定について	R5. 12. 8	原案可決
議案第60号	三戸町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて	R5. 12. 8	原案同意
議案第61号	令和5年度三戸町一般会計補正予算（第6号）	R5. 12. 8	原案可決
議案第62号	三戸町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案	R5. 12. 8	原案可決
議案第63号	令和5年度三戸町営簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	R5. 12. 8	原案可決
議案第64号	令和5年度三戸町介護保険特別会計補正予算（第1号）	R5. 12. 8	原案可決

上程議案及び議決結果

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第65号	令和5年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）	R5.12.8	原案可決

第1日目 令和5年12月5日（火）

○議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 諸般の報告
 - 1. 議長の報告
 - 第4 町長提案理由の説明
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○応招議員（14人）

○出席議員（12人）

- 1番 柳 雫 圭 太 君
 - 2番 小笠原 君 男 君
 - 4番 越 後 貞 男 君
 - 5番 乗 上 健 夫 君
 - 6番 山 田 将 之 君
 - 7番 栗谷川 柳 子 君
 - 8番 藤 原 文 雄 君
 - 10番 千 葉 有 子 君
 - 11番 久 慈 聡 君
 - 12番 澤 田 道 憲 君
 - 13番 佐々木 和 志 君
 - 14番 竹 原 義 人 君
-

○欠席議員（2人）

- 3番 和 田 誠 君
 - 9番 番 屋 博 光 君
-

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

○町長部局

- | | | |
|-------|-------------------|--------|
| 説明員 | 三戸町長 | 松尾和彦君 |
| 委任説明員 | 副町長 | 馬場浩治君 |
| | 参事（住民福祉課長事務取扱） | 貝守世光君 |
| | 参事（総務課長事務取扱） | 武士沢忠正君 |
| | 参事（三戸中央病院事務長事務取扱） | 沼澤修二君 |
| | 健康推進課長 | 太田明雄君 |
| | 会計管理者（会計課長） | 井畑淳一君 |
| | 農林課長 | 極檀浩君 |
| | 建設課長 | 齋藤優君 |
| | まちづくり推進課長 | 中村正君 |

税 務 課 長	下 村 太 平 君
三戸中央病院事務次長	松 崎 達 雄 君
総務課財政指導監	多 賀 昭 宏 君
まちづくり推進課やわらかさんのへ交流室長	北 村 哲 也 君
総務課防災危機管理室長	金 子 祐 之 君

○農業委員会事務局

説 明 員 会 長	梅 田 晃 君
委任説明員 事 務 局 長	極 檀 浩 君

○教育委員会事務局

説 明 員 教 育 長	慶 長 隆 光 君
委任説明員 事 務 局 長	櫻 井 学 君
史跡対策室長	奥 山 昇 吾 君

○職務のために出席した事務局職員

参事（議会事務局長事務取扱）	馬 場 均 君
総括主幹	櫻 井 優 子 君

午前10時00分 開会・開議

○議長（竹原 義人君）

ただいまから第514回三戸町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

ここで議事に入る前に、議会運営委員会の経過と結果について、議会運営委員会委員長の報告があります。

8番、議会運営委員会委員長、藤原文雄君。

○議会運営委員長（藤原 文雄君）

議会運営委員会の審議の経過と結果について報告します。

第514回三戸町議会定例会の議事日程を審議するため、11月28日、午前10時、委員会を招集。馬場副町長の出席を求め、審議の結果、次のとおり決定しました。

12月5日、午前10時、本会議、開会、開議。会議録署名議員の指名を行い、会期を12月5日から12月8日までの4日間と定めます。諸般の報告を行い、議案を一括上程し、町長に提案理由の説明を求め、散会。

12月6日は、議案熟考のため休会。

12月7日、本会議、午前10時開議。一般質問を行い、散会。

12月8日、午前10時開議。一般質問を継続し、次に議案第51号から議案第65号までの審議、採決を行います。次に、各常任委員長から所管事務調査の報告、閉会中における所管事務調査の申出、議員派遣の決定、諸般の報告を行い、午後5時閉会予定と決定しました。

以上で報告を終わります。

令和5年12月5日 三戸町議会運営委員会委員長 藤原文雄。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（竹原 義人君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において4番、越後貞男君、5番、乗上健夫君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（竹原 義人君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月8日までの4日間にしたいたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。会期は、本日から12月8日までの4日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告

1. 議長の報告

○議長（竹原 義人君）

日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、令和5年9月から11月に実施した例月出納検査の結果及び随時監査並びに定期監査の結果について報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたからご了承ください。

次に、地方自治法第121条の規定により、本定例会に説明員として出席要求を行い、出席通知のありました者の職、指名を一覧表としてお手元に配付しておきましたからご了承ください。

次に、町長から議案の提出がありましたので報告します。議案は事前に配付してあります。

日程第4 町長提案理由の説明

○議長（竹原 義人君）

日程第4、議案第51号から議案第65号までを一括上程します。

上程しました各議案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松尾 和彦君）

皆様、おはようございます。本日ここに、第514回三戸町議会定例会の招集のご案内を申し上げましたところ、議員の皆様には、ご多用の折にもかかわらず、ご出席を賜り、心から厚くお礼申し上げます。

まず初めに、町の主要作物である水稻の作柄状況につきましては、夏季の記録的な猛暑の影響から、生育が早まったことによる刈取りの遅れや、例年に類を見ないカメムシの発生などにより品質の低下が見られ、過去にないほど一等米比率が低下しているとお聞きしておりますが、東北農政局発表の作況指数は、当県南地方において102のやや良であると発表されております。また、リンゴにつきましても、猛暑の影響により日焼けなどの品質低下が見受けられ、収量の減少も見られるものの、市場では高値傾向が続いているとお聞きしております。

また、今年9月には、河川の増水により、道路や農地等への被害が発生したことに加え、近年熊、イノシシ、鹿、カラスなどによる農作物被害も増加している状況にあります。

このように、近年の気候変動に伴う自然環境の変化がこれまでにない農業への影響を及ぼしている中で、実りの秋を迎えることができましたのも、ひとえに当町の生産農家の方々の日頃のご尽力のたまものであると、改めて深甚なる敬意を表するものであります。今後も、当町の基幹産業であります農業経営の支援や、気候変動にも対応した取組への方策など、災害や鳥獣被害に対して強いまちづくりにつきましても、引き続き取り組んでまいります。

また、12月2日に三戸小学校の創立150周年の記念式典が開催されました。児童代表の喜びの言葉や吹奏楽部の演奏、そして記念合唱と大変すばらしく、感動的な式典でありました。式に臨む児童館の立派な姿を拝見させていただき、150年の歴史と伝統を児童たちが確かに受け継ぎ、そしてこれからの新しい未来を創造し、切り開いていくたくましさを感じることができました。これからも三戸小学校が町の初等教育の拠点として、多様性の時代に対応していくための確かな学力を身につけ、子供たちが健やかに成長することができるよう、学校、地域、保護者、そして行政が手を携え、取り組んでまいりますので、皆様のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、次より今回提案いたします案件について、その概要を順次ご説明申し上げます。

初めに、議案第51号 三戸町簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、簡易水道事業及び下水道事業が長期的に安定した経営を維持していくためには、資産の保有状況や経費区分を明確にした企業会計方式への移行が必要であることから、令和6年度より両事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することとし、同法第4条の規定に基づき、本条例の制定について議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第52号 三戸町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、印鑑登録証明書のコンビニ交付サービスの開始に伴い、当該条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の主な内容であります。窓口で印鑑登録証明書の交付申請時に提示を求めている印鑑登録証に代えて、印鑑登録者本人の個人番号カードによる申請を可能にするとともに、新たにコンビニなどに設置されている多機能端末機を利用し、個人番号カードによる印鑑登録証明書の交付を可能にしようとするものであります。

次に、議案第53号 三戸町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、町の出資により設立した株式会社SANNOWAに係る、設立から解散までの一連のてんまつについて、町の特別職としての使命と出資者としての責任の重さを認識し、熟慮を重ねた結果、令和6年1月1日から3月31日までの3か月間、株主である町長及び取締役である副町長の給料月額10%を引き下げることにしたため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第54号 三戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が令和5年7月20日に公布され、国民健康保険税の改正部分が令和6年1月1日から施行されることに伴い、三戸町国民健康保険税条例を改正する必要性が生じたことなどにより、本条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の主な内容であります。子育て世帯の負担軽減を図る観点から、国民健康保険被保険者の産前産後期間における国民健康保険税について、そのうちの所得割額及び均等割額を軽減しようとするものであります。

また、令和6年度から令和8年度の国民健康保険税率の改定について、令和5年4月に町から国民健康保険事業の運営に関する協議会へ諮問し、令和5年10月に受けました同協議会からの答申に基づき、令和6年度課税分以降の国民健康保険税のうちの

均等割額及び平等割額を減額しようとするものであります。

次に、議案第55号 三戸町手数料徴収条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、住民票及び印鑑登録証明書のコンビニ交付サービス開始に伴う交付手数料及び法務省が行政機関等に発行する戸籍等の電子証明提供用識別符号に係る交付手数料について、当該条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の主なる内容であります。個人番号カードを使用してコンビニ等に設置されている多機能端末機を利用し、世帯全員の住民票の写しを取得する場合、交付手数料を400円から300円に軽減するとともに、戸籍電子証明書提供用識別符号及び除籍電子証明書識別符号の交付手数料の規定を新たに追加するものであります。

次に、議案第56号 三戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の主な内容であります。引用している法律の改正により、項ずれや読替規定の追加など、所要の整備を行うものであります。

次に、議案第57号 道の駅さんのへの指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、道の駅さんのへ共同事業体を道の駅さんのへの指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

道の駅さんのへにつきましては、平成26年4月1日より、道の駅さんのへ共同事業体が指定管理者として管理運営してきたところであります。当該施設については、令和6年3月31日をもって指定管理期間が終了することから、公募により指定管理者候補者の募集をしたところ、道の駅さんのへ共同事業体1団体から申請がありました。

このたび、三戸町指定管理者選定委員会の審議を経て、道の駅さんのへ共同事業体を指定管理者候補者として決定したことから、同団体を令和6年4月1日から令和11年3月31日までの期間、指定管理者として指定するものであります。

次に、議案第58号 SAN・SUN産直ひろばの指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、SAN・SUN産直ひろばをSAN・SUN産直ひろばの指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

SAN・SUN産直ひろばにつきましては、平成26年4月1日より、SAN・SUN産直ひろばが指定管理者として管理運営してきたところであります。当該施設については、令和6年3月31日をもって指定管理期間が終了することから、公募により指定管理者候補者の募集をしたところ、SAN・SUN産直ひろば1団体から申請がありました。

このたび、三戸町指定管理者選定委員会の審議を経て、SAN・SUN産直ひろばを指定管理者候補者として決定したことから、同団体を令和6年4月1日から令和11年3月31日までの期間、指定管理者として指定するものであります。

次に、議案第59号 深山町営牧野の指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、農事組合法人三戸牧野組合を深山町営牧野の指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

深山町営牧場につきましては、平成18年9月1日より、農事組合法人三戸牧野組合が指定管理者として管理運営してきたところであり、当該施設については、令和6年3月31日をもって指定管理期間が終了することから、公募により指定管理者候補者の募集をしたところ、農事組合法人三戸牧野組合1団体から申請がありました。

このたび、三戸町指定管理者選定委員会の審議を経て、農事組合法人三戸牧野組合を指定管理者候補者として決定したことから、同団体を令和6年4月1日から令和11年3月31日までの期間、指定管理者として指定するものであります。

次に、議案第60号 三戸町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて申し上げます。

本案は、令和5年12月25日をもって任期満了となる固定資産評価審査委員会委員、宇藤毅平氏を再任いたしたく、提案するものであります。

宇藤氏は、自社の経営の傍ら、保護司、三戸町観光協会副会長を務められており、人格、識見ともに優れ、固定資産評価審査委員として適任者であると存じますので、何とぞ全会一致にてご同意を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第61号 令和5年度三戸町一般会計補正予算（第6号）について申し上げます。

本案は、令和5年度三戸町一般会計既決予算額68億317万3,000円に歳入歳出それぞれ8,719万8,000円を追加し、予算総額を68億9,037万1,000円にしようとするものであります。

歳入の主なる内容といたしましては、地方交付税2,722万2,000円、国庫支出金1,832万2,000円、寄附金2,500万円を増額補正しようとするものであります。

歳出の主なる内容といたしましては、ふるさと納税事業費等総務費4,178万1,000円、障害者介護給付費等民生費4,359万5,000円、農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧費1,735万6,000円を増額補正しようとするものであります。

次に、議案第62号 令和5年度三戸町営簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

本案は、令和5年度三戸町営簡易水道事業特別会計既決予算額8,946万9,000円から歳入それぞれ384万5,000円を減額し、予算総額を8,562万4,000円にしようとするものであります。

歳入の主なる内容といたしましては、繰越金120万1,000円を増額し、町債310万円を減額補正しようとするものであります。

歳出の内容といたしましては、簡易水道施設費362万1,000円、公債費22万4,000円をそれぞれ減額補正しようとするものであります。

次に、議案第63号 令和5年度三戸町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

本案は、令和5年度三戸町下水道事業特別会計地既決予算額2億1,132万7,000円から歳入歳出それぞれ224万3,000円を減額し、予算総額を2億908万4,000円にしようとするものであります。

歳入の内容といたしましては、繰入金116万3,000円を増額し、繰越金60万6,000円、町債280万円を減額補正しようとするものであります。

歳出の内容といたしましては、下水道総務費146万1,000円、公債費78万2,000円をそれぞれ減額補正しようとするものであります。

次に、議案第64号 令和5年度三戸町介護保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

本案は、令和5年度三戸町介護保険特別会計既決予算額17億6,336万9,000円に歳入

歳出それぞれ9,597万円を追加し、予算総額を18億5,933万9,000円にしようとするものであります。

歳入の主な内容といたしましては、支払基金交付金1,267万4,000円と繰入金1,004万1,000円を減額し、繰越金1億1,868万5,000円を増額補正しようとするものであります。

歳出の主な内容といたしましては、過年度負担金返還金及び介護保険給付費準備基金積立金等総務管理費9,584万7,000円を増額補正しようとするものであります。

次に、議案第65号 令和5年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

本案は、令和5年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計既決予算額12億5,886万円に歳入歳出それぞれ3,314万3,000円を増額し、予算総額を12億9,200万3,000円にしようとするものであります。

歳入の主な内容といたしましては、保険給付費等交付金1,808万8,000円、一般会計繰入金1,243万円、前年度繰越金255万5,000円を増額補正しようとするものであります。

歳出の主な内容といたしましては、一般管理費1,485万5,000円、一般被保険者療養給付費1,500万円、一般被保険者高額療養費300万円を増額補正しようとするものであります。

以上、案件についてご説明を申し上げましたが、議員の皆様におかれましては、十分ご審議の上、原案どおり御議決を賜りますようお願いを申し上げまして、私の提案理由の説明を終わらせていただきます。

散 会

○議長（竹原 義人君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午前10時27分 散会

第3日目 令和5年12月7日（木）

○議事日程

第1 一般質問

- | | |
|---------|------------------------|
| 山田 将之議員 | 1. 今後の少子化対策・子育て支援について |
| 千葉 有子議員 | 1. 歯科口腔保健事業について |
| | 2. 町内浴場施設の現状について |
| | 3. 町内の子どもたちの発育環境について |
| 藤原 文雄議員 | 1. 広域連携事業について |
| 栗谷川柳子議員 | 1. 防災行政無線が聞こえづらい住民への対策 |
| | 2. 観光振興の現状、課題、対策は |
| 柳雫 圭太議員 | 1. 三戸町消防団の現状について |
| 久慈 聡議員 | 1. 住みやすいまちづくりのために |
| | 2. 観光と施設づくり |
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（13人）

- | | |
|-----|-----------|
| 1番 | 柳 雫 圭 太 君 |
| 2番 | 小笠原 君 男 君 |
| 3番 | 和 田 誠 君 |
| 4番 | 越 後 貞 男 君 |
| 5番 | 乗 上 健 夫 君 |
| 6番 | 山 田 将 之 君 |
| 7番 | 栗谷川 柳 子 君 |
| 8番 | 藤 原 文 雄 君 |
| 10番 | 千 葉 有 子 君 |
| 11番 | 久 慈 聡 君 |
| 12番 | 澤 田 道 憲 君 |
| 13番 | 佐々木 和 志 君 |
| 14番 | 竹 原 義 人 君 |
-

○欠席議員（1人）

- | | |
|----|-----------|
| 9番 | 番 屋 博 光 君 |
|----|-----------|
-

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

○町長部局

- | | | |
|-------|-------------------|-------------|
| 説明員 | 三 戸 町 長 | 松 尾 和 彦 君 |
| 委任説明員 | 副 町 長 | 馬 場 浩 治 君 |
| | 参事（住民福祉課長事務取扱） | 貝 守 世 光 君 |
| | 参事（総務課長事務取扱） | 武 士 沢 忠 正 君 |
| | 参事（三戸中央病院事務長事務取扱） | 沼 澤 修 二 君 |
| | 健康推進課長 | 太 田 明 雄 君 |

会計管理者（会計課長）	井 畑 淳 一 君
農 林 課 長	極 檀 浩 君
建 設 課 長	齋 藤 優 君
まちづくり推進課長	中 村 正 君
税 務 課 長	下 村 太 平 君
三戸中央病院事務次長	松 崎 達 雄 君
総務課財政指導監	多 賀 昭 宏 君
まちづくり推進課やわらかさんのへ交流室長	北 村 哲 也 君
総務課防災危機管理室長	金 子 祐 之 君

○農業委員会事務局

説 明 員 会 長	梅 田 晃 君
委任説明員 事 務 局 長	極 檀 浩 君

○教育委員会事務局

説 明 員 教 育 長	慶 長 隆 光 君
委任説明員 事 務 局 長	櫻 井 学 君
史跡対策室長	奥 山 昇 吾 君

○職務のために出席した事務局職員

参事（議会事務局長事務取扱）	馬 場 均 君
総括主幹	櫻 井 優 子 君

午前10時00分 開議

○議長（竹原 義人君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第1 一般質問

<6番 山田 将之議員>

1. 今後の少子化対策・子育て支援について

○議長（竹原 義人君）

日程第1、一般質問を行います。順次に質問を許します。

6番、山田将之君。

○6番（山田 将之君）

おはようございます。通告に従い、私の一般質問を始めます。

1、今後の少子化対策・子育て支援について。4月にこども家庭庁が発足し、大綱では目指す社会の姿として、子供や若者の利益を第一に考えるこどもまんなか社会を実現すると明記されています。

県においては、来年度、こども家庭部が設立され、少子化対策、子育て支援に集中的に取り組んでいくとしています。

当町においては、早くから子育てサポート祝金をはじめとする子育て支援、また今年度には給食費の無償化などにも取り組んできました。そこで、当町における今後の少子化対策や子育て支援について質問いたします。

①、今年度実施した給食費無償化の評価及び来年度以降の給食費無償化は。

②、少子化対策及び子育て支援の目標設定は。

③、今後の経済的支援の拡大及び保護者の負担軽減について。

④、国や県に準ずる組織改正の考えは。

以上、よろしく申し上げます。

○町長（松尾 和彦君）

おはようございます。それでは、山田将之議員の質問にお答えを申し上げます。

今後の少子化対策・子育て支援につきまして、4点のご質問にご答弁申し上げます。初めに、1点目の今年度実施した給食費無償化の評価及び来年度以降の無償化についてであります。当町における学校給食は、町内小中学校及び三戸高等学校の児童生徒並びに教職員に対し、1日約670食の提供をしております。

本年6月から実施いたしました学校給食費無償化の目的は、物価高騰による保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援を図ることを目的として行ったものであります。

また、新たに給食の提供を開始した三戸高等学校においても、無償化による保護者の負担軽減を図り、学校の魅力をさらに高めることを目指して実施しているものであります。

給食費無償化の評価についてであります。物価が高騰している中、1か月当た

り5,000円から6,000円の給食費が軽減されることで、子育て世帯の家計に大きな支援となっているという声のほか、学校現場においても、集金事務の一部が軽減されたとの声もいただいているところであります。

次に、来年度以降の無償化については、現在予算編成中であり、明言できる段階ではございませんが、給食費等の市町村と連携した段階的な無償化は知事の公約にも掲げられているところであり、引き続き国や県の動向を捉えるとともに、財源の確保など、道筋をつけた上で、継続をしていきたいとの思いであります。

次に、2点目の少子化対策及び子育て支援の目標設定についてであります。三戸町では出生数の減少に歯止めをかけるべく、子育てサポート祝金や子ども医療費の対象者拡大などの事業に取り組んでまいりました。

新型コロナウイルス感染症の影響で、全国的に出生数は減少傾向であり、当町においても令和3年度の出生数は26人と過去最低となりましたが、令和4年度は29人、令和5年度は32人の見込みとなっております。このうち、第3子以降の出生数については、令和3年度は3人、令和4年度は9人、令和5年度は8人となっており、回復傾向にあると考えているところであります。

少子化対策及び子育て支援の目標は、具体的な年間出生数や合計特殊出生率を定めているものではありませんが、青森県基本計画においては、合計特殊出生率を令和22年までに2.0以上を目指す少子化への挑戦を掲げていることなどを踏まえ、町といたしましても子育て支援のさらなる充実に取り組んでいく必要があるものと考えております。

次に、3点目の今後の経済支援の拡大及び保護者の負担軽減についてであります。現在子育てサポート祝金をはじめ、ゼロ歳から18歳までの子ども医療費の助成、保育園等の副食費の全額補助、保育料の軽減事業など、様々な事業に取り組んでいるところであります。

今後におきましても、国や県の動向を注視していくとともに、切れ目のない支援ができるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、4点目の国や県に準じた組織改正の考えについてであります。国では今年4月、こども基本法の制定と同時に、これまで内閣府厚生労働省及び文部科学省などが担っていた子ども・子育てに関する従来の業務の一部を集約し、新たにこども家庭庁が設置されたところであります。

また、県では、最優先課題の一つである少子化対策に関して、従来のこどもみらい課を大きく拡充させ、子ども・子育て施策を集約したこども家庭部を新設すると発表しております。現在、当町の子ども・子育てに関する業務は、主に住民福祉課が担当しており、4月のこども家庭庁発足後も、従来どおり住民福祉課が対応をしているところであります。

今日現在、県の組織再編後の事務分担などについて、具体的な内容は明らかになっていない状況にあります。このようなことから、町においてこれまでの子育て支援に関する施策を継続し、充実させていくためには、引き続き県及び福祉事務所などの関係機関と連携していくとともに、国及び県の動向を注視し、適切な対応を取ってまいりたいと考えております。

○6番（山田 将之君）

それでは、順に再質問のほうをさせていただきたいと思っております。

まず、給食費の無償化についてのところであります。県の動向を見ながらというように答弁でありました。また、予算化の前だということで、明確な答弁というもの

はありませんでしたけれども、6月、5月の臨時会から6月の定例会のときも町長は、財源は別として、もちろん続けていきたい思いはあるというような答弁をいただいております。もうちょっと前向きな答弁がいただければ、安心していけるなと思ったのですが、5月の臨時会のとき、給食費の無償化をするときの臨時会ですね、そのときにも一度無償化したものをまた有償とするのは難しいのではないかなというようなことも私指摘しておりました。なので、一度始めたものでありますので、ぜひ続けていただければと思います。再度答弁いただければと思います。

○町長（松尾 和彦君）

山田議員のほうから、まず確約のような、そういう答弁が欲しいと、そういうことだと思います。最初の答弁でも申し上げましたとおり、大事なことは、財源というのをやはり私ども一番第一に考えなければなりません。そういった中でも、今宮下知事のほうともいろいろ話を詰めておまして、要望もさせてきていただいております。その中での感触では、かなりの確度でこれは実施できるのではないかなという感じは受け取っておりますけれども、まずは県がどの時期に出してくるか。恐らく早い時期に、こちらの基礎自治体側のほうも、そういった対応が十分取れるような時期にある程度の方向性がしっかり示されるものと現在期待をしております。そういったことも踏まえまして、県の施策の中では、県下一斉に、様々なそれぞれの子育て支援というものを一斉に動かしていきたいという知事の考え方もありますので、そこは踏まえつつ、その時期が若干動くようなことがあるとすれば、その間の部分ということで、町としてどういうふうを考えていくかということになろうかと思っております。そういった意味合いを含めた上で、道筋をつけた上で、継続をしていきたいという思いでありますという答弁をさせていただいておりますので、お酌み取りをいただきたいと思いません。

○6番（山田 将之君）

続けていきたい、継続していきたいという思いということで了解をいたしました。給食費の無償化も含め、県知事の公約であるというようなことでしたが、たしか知事の公約にも給食費の無償化というのはあったかなと思います。なので、町としても何かしら前向きに取り組んでいったのではないかなと思うのですけれども、あくまでも県の動向を見ながらということで了解しました。

県のほうでは、小中学校の無償化にはなると思うのですけれども、当町では三戸高校にも、魅力化ということで給食費無償化しておりますが、そちらについては来年度以降、どうなる見込みでしょうか。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

三戸高校の給食というか昼食提供ですね、についてはどのようになるかといったことではありますが、給食費の無償化につきましては、三戸町では小中学校の給食、それから三戸高校の昼食というものを一体として考えておりますので、小中学校のほうが無償化されれば、高校のほうも無償化になるものというふうに捉えております。

以上でございます。

○6番（山田 将之君）

小中学校のほうが無償化になれば、連動してというような形であるということでしたが、小中学校のほうはまだ確定していない、県のほうに倣ってというような形とい

うことによろしいですか。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

今ご質問のあったとおりでございますが、県のほうの動向を見ながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○町長（松尾 和彦君）

若干補足を申し上げます。今県のほうとの子育て支援策という中で、私たちは要望する側でございますけれども、県のメニューとしてはどこの自治体に幾らの金額で、どういうメニューでというのも現在ははっきりまだ示されておりません。しかしながら、そういった子育て支援策に関わるものを県一体で実行することで、子育てをめぐる社会の雰囲気をやっぱり変えていこうと、そういった思いで、何らかの部分には必ずついてくるのだと思っております。そういうことになれば、ついた部分についてのそれを財源として、町としてはそれをまた給食費のほうに回してとか、そういった運用をしながら、実現に向けて取り組んでまいりたいということでございます。

○6番（山田 将之君）

給食費の点では、県の動向を見ながら、知事の感触としては前向きな形であるということで、期待をして予算化のほうをしていただければと思います。

次の少子化対策及び子育て支援の目標設定という部分です。こちらは、町では改めて数値的な目標というものは掲げていないということで、こちらについても県のほうで掲げる出生率2.0を目指すということで、それに倣って町としても取り組んでいますというような答弁でありました。町でも掲げたほうが私はいいいのではないかなと思います。県で2.0ですよと、倣っているというのであれば、町でもそれを掲げて、それを目指して、子育て支援という事業をやっていくべきかなと私は考えていますが、数値的な目標ではなくても、何か目指している、目指すべき点というのはございますでしょうか。

○住民福祉課長（貝守 世光君）

先ほど答弁しましたとおり、具体的な数値目標の設定はしてございませんが、令和2年度から令和6年度を計画期間としました三戸町子ども・子育て支援事業計画というものを町では策定しております。その中で、基本目標というものを3つ設定しております。1つはすべての子どもに質の高い教育・保育を提供する、もう一つが切れ目のない子育て支援を提供する、そして3つ目として子育てを支援する地域社会を目指すということで目標を定めておまして、これらの目標達成に向けて、様々な支援事業に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○6番（山田 将之君）

目標設定というところ、今答弁いただきました。目標がなければ、何のために事業をやっているのかというところではあると思うので、それに加えて数値的な目標というものを掲げるべきではないのかなと私は思っております。そちらも県に倣ってという形であれば、三戸町においても出生率2.0を目指しますというような強い思いでやっていただければなと私は考えておりますが、どうでしょう、町長。その辺掲げる思いというようなのはありますでしょうか。

○町長（松尾 和彦君）

今山田議員から出生数についての目標を、県全体という、そういう枠の中ででもいいので、町として数字として掲げたほうがいいのではないかと、そういうご意見をいただきました。まず、ご意見として承っておきたいとは思いますが、細かな数値目標というのは、総合振興計画とか、そういった中にはK P Iという形で分野ごとには書き込んで、それを目標にしております。しかし、子育てと申しますか、出生に関わる部分というのは、もちろん子育てをしている家庭にとっては本当に生の数字になるのでしょうかけれども、これから子育てを始める、始めたい、でも子育てを始めたいけれども子供を持っていない、様々な家庭がございますので、そういった中で何人を目指し、1家庭何人目標みたいなあれがあまりにも行き過ぎてしまうと、やはりそれは生きづらいと申しますか、様々なストレスにもなってくるというふうにも思っていますので、そこは町としては慎重に考えていかなければならない問題なのだなというふう認識をしているところでございます。

○6番（山田 将之君）

目標という意味合いのところですけども、1家庭何人というのは、さすがにそれは違うのかなと思っておりますけれども、行政として目指すべき、行政が子育て支援、少子化対策に向けての施策を行うに当たっての目標というものはしっかりと掲げたほうがいいのではないかとというような意図ではあったのですが、町としても慎重になって、そこは意見としては承るというようなことであつたので、了解いたしました。

目標のため、目指すところに向かって今後行う事業というものですけれども、これまでも3人目の子育て祝金だとか、そういった事業というので、ある程度の効果は出ているのかなというようには感じておりますが、しかし今以上の効果を得なければならぬ危機的な状況ではないのかなと私は感じております。そのためには、攻めの思い切った施策が必要ではないかなと考えております。

こういった課題解決というものに対して、私はいつもインパクトが大事なのではないかなと思っております。例えばですけども、子供が生まれると1,000万円支給しますとなれば、間違いなく子供の数、生まれてくる数は急増するのではないかなと思っております。とても極端な例えではありますが、これぐらいの極端な思い切った発想で考えていかなければ、本気で少子化対策、少子化問題、解決できないのではないかなと思っております。お金をというわけではないのですけれども、何かを劇的に変えれば、人も社会もそれまでとは違う方向に進んでいくというような考えもあります。なので、課題解決に向けては、インパクトが大きいほうが効果的ではないのかなと私は思っております。そういった点、町長のほうはどのようにお考えでしょうか。

○町長（松尾 和彦君）

金額によるインパクトというのは、当然あるのだと思います。ただ、金額を算定していく際に、妥当な値がどの辺か、あるいはそれを継続していった際に、どれぐらいの費用を毎年町とすれば準備すればいいかという形で、そこは財政上の組立ての中で非常に悩ましいところがあります。そういった課題があつた中で、第3子以降の支援というのを三戸町は特段やっているわけでありましてけれども、これも第3子以降のお子さんがある家庭、第3子、第4子、第5子という形でいけば、これはもう1,000万円以上の金額を町が負担をして、やっていくということにはつながっております。中身も大事だけれども、インパクトが大事ということだと思っておりますが、金額というの

も一つのインパクトだと思いますけれども、町とすると、もう少し説得力のある、優しく伝わるような、そういったものも求めていかなければならないのではないのかなというふうに考えております。

○6番（山田 将之君）

私、先ほど言いましたお金をという、例えば今インパクトのあるお金という金額を出しましたけれども、お金だけではなくて、インパクト、例えばもう当たり前になってきましたけれども、子育て日本一を目指しますだとか、そういった掲げた首長の方というのもいらっしゃいますし、今県知事がやられている青森モデルをつくるのだ、それもインパクトではないかなと私は思っております。優しい思いでというような町長の考えなのかもしれませんけれども、本当に危機的な状況であると私は感じております。攻めの思い切った施策であったり、そういった掲げる目標であったり、そういったものを掲げていただければなと思っております。町単体で、財政的な部分で難しいというようなことは重々承知しておりますが、そういったものを国であったり、今県ではもう最優先の課題として掲げていることでもありますので、そういったことをどんどん提言されて、攻めていってもらえればなと思っております。もう一度、町長のほうからお考えのほうをお願いいたします。

○町長（松尾 和彦君）

まず、今のこの社会情勢の中で、少子化という状況を打開していかなければならないというのは、当町に限らず日本全体の課題だというふうに考えております。そういった部分におきましては、大きな部分でいくと、やはり国策の部分で本当はこれ一番強いものだというふうに思っておりますが、町としても町の独自の取組をもっと充実をさせていくなど、しっかりと少子化対策には努めて進めてまいりたいというふうに考えております。

○6番（山田 将之君）

取りあえず了解をいたしました。

今後の経済的支援の拡大という点において、一番最初にありました三戸高校の給食の部分です。6月の定例会で、私の一般質問でこのことについてしたのですが、三高生以外の18歳未満の子供への支援、そのときは町としても課題であると認めております。どのようなことが可能なのか研究すると答弁されておりました。これのきっかけとしては、国の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を財源とした保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援を図るため、給食費を無償化するものであるということでした。そのときにも私指摘したのですが、三高高校の魅力化とは目的が異なるのではないかなと。ということであれば、三高高校生以外の18歳未満の子供への支援も必要ではないかということで指摘をしました。研究をするということでしたので、半年が経過しました。どのような状況でしょうか。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

以前もご質問いただきましたが、以前の答弁におきましては、今回の仕組みはあくまでも学校給食の施設を利用した食事の提供という事業のため、町外の高校まで広げることについては、一つの制度としては限界があるといった見解を答弁させていただいているところでございます。

ご質問の趣旨につきましては、高校生以上、三高高校生以外にも全ての方への支援

というものでございますけれども、今回の三戸高校の無償化とは別制度としての組立が必要になってくるものというふうに認識しております。様々なご質問の中にもありましたとおり、今国、県が子育て支援については様々動いている状況ということもありますので、そういった動向を注視しながら、引き続きの研究ということをしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○6番（山田 将之君）

こちらについても、なかなか難しいようなことではないのかなと私も感じております。全体を通して国や県の動向を注視してというようなことではあるのですが、細かい、国や県の施策では手の届かない、そういったところを町独自に、先ほども言いましたけれども、インパクト、そういった部分でも掲げていただければなど私は感じております。三高生以外の給食についてもですね、引き続き研究してもらって、あくまでも目的は保護者の経済的負担を軽減しとあったので、三戸高校の魅力化という部分はまた別な問題として大事ではありますけれども、目的という部分、そういった部分で考えていただければと思います。

④の国や県に準ずる組織改正という点です。町では、主に住民福祉課が担当されて子育て支援というものを行って、これまでやってきましたけれども、今後も同じような組織改正はせず、同じようにやっていくというような答弁でありました。これ市町村でも少子化対策、子育て支援に集中的に取り組む組織というのが今後やはり遅かれ早かれ必要になってくるのではないのかなと。国も県も動き出したので、そういったことを町も取り組むことで、この課題解決に近づけるのではないのかなと思います。現時点でそういった考えがないということでしたけれども、今後の未来を見たときに、町長自身の今後のお考え、もう一度伺います。

○町長（松尾 和彦君）

答弁の中でも申し上げましたが、県あるいは福祉事務所との連携をやはりしっかりとしていくことが、私たち基礎自治体とすると大事であるということは申し述べさせていただきました。それがどういうことかといいますと、今のこども家庭庁ができる背景にあったのは、文部科学省、そして厚生労働省、この2つの省庁で子育て施策あるいは保育園の関係であるとか、様々なところが一体化できていないと。しかし、現場の中では、県、そして福祉事務所を通じて自治体にDVの案件であったり、ネグレクトの関係であったり、いろんな保護児童の関係であったり、様々なものを町と県との関係でやっております。

しかし、町という単位で直接専任の雇用というのを準備するというのはなかなか難しいので、これは県民局という中の福祉事務所の中で、それぞれの町の保健師等と連携をしながらそういった対応をしているというのが、これが現場のほうの話です。それをうまく制度として、省庁またがった中でコントロールしながら子育て支援につなげていこうということがこども家庭庁のそもそものスタートでありますので、そういった現場の声をどういうふうに生かしながら、あるいは県との連携をどれだけさらに進めていくかということは、今後の事務事業の移管であったりとか、そういったものが将来あるとすれば、そういった中でいろいろ検討されていくことだというふうに思っております。

現在の三戸町の組織のところには、これまでもいろんな新しい課をつくったらいいのではないかと、そういう話もございましたが、いろいろつくったり改編したりとい

うのをやってきた中で、職員の数も以前よりはやはり減ってきております。そういう中で、一人一人の能力といいますか、仕事を、今DXとか様々なものも使いながら、さらに効率化を図りながらという中で私どもも今動いている最中ですので、その時々に必要なことに対しては対応をしていきますが、現在はまずは現状のサービスをどれだけ維持していけるかというのも非常に大事な部分でありますので、今回のこども家庭庁の部分に関わる改編というものについては、現担当課のほうでできる限り対応をしていきつつ、もちろんその上部である県健康福祉部、福祉事務所、その辺との連携でうまくいかないところがあるのであれば、その都度対応は考えていきたいというふうに考えております。

○6番（山田 将之君）

体制的な部分で、人的な部分であったり、そういった部分で、現時点では考えていませんよというような答弁であったなと思います。私、何度も言いますけれども、インパクトが大事だと。県でもこども家庭部を、まだ来年度の話ですけれども、今報道されました。すごいインパクトだなと、子ども・子育て、少子化対策に本気で取り組んでいくというような姿勢が私は感じ取れました。そういった部分で、町にはそういった考えがないか、本当に危機的な状況であるよと、本気で取り組んでいきますというような思いがないのかということで質問させていただきました。現時点では、なかなか難しいのかなというような考えであったなと思います。例えば他町、他の市町村であったり、そういったところが先にそれをやった場合に、準じて当町もやっていくのかなと、また先手を打たれてしまうのではないかなと私は考えております。そういったものを含めて、先手を打つ、攻めのインパクトを出すというところで、どうでしょうか、町長。お願いします。

○町長（松尾 和彦君）

お答えを申し上げます。

現状の中では、先ほども申し上げましたが、県とか、市とか、非常にまだまだ職員がたくさんいる自治体と比較をしますと、当町はかなり職員数も抑えながら運営をしてきております。そういう状況を考えますと、現体制でやっていくことがベストであると、そのように認識をしているところでございます。

○6番（山田 将之君）

現時点での人的な、子ども・子育てだけではなくて、ほかの事業というものもございますというようなことで、難しいということでした。もう少しやはり攻めの施策、インパクトというものをもう少し考えてもらえればなと私は思っております。

あわせて、11月19日に行われた知事との三八圏域の市町村の意見交換もあったかと思えます。報道にもありましたけれども、この際、少子化対策であったり子育て支援の話題もあったのかなと私は思っておりますけれども、当町の町長としてはどのような意見を知事に述べたのか、またそういった知事の反応であったり、意見交換の場の雰囲気というものを教えてもらえればなと思えます。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、県知事との意見交換会の雰囲気ということで答弁を申し上げたいと思えます。

八戸市を含めまして、三戸郡の各町村長から、それぞれの自治体としての重点要望

事項ということが提案をされております。三戸町といたしましては、学校給食の無料化、無償化について要望をして、財政支援を含めた対策ということを繰り返し要望してきております。知事のほうからは、先ほども申し上げましたが、県として一つの大きな固まりとして動いていきたいということで現在考えているので、各自治体の予算編成に間に合えるタイミングでいろんな準備を現在進めているところだということをごさいます。しかし、それが今度の当初予算、3月のものになるのか、それとも一体的に動いていくということで別のタイミングになるのかということところは、これはまだ出ていないわけでありましたが、知事の考えるところの県全体でやはりムーブメントを起こしていこうという、そういう考えは十分伝わったところをごさいます。

あと、私のほうからは、青森県、今のやはり働いている人たちの休日であるとかシフトというのが様々業種ごとによって変わってきていると。これでは、やはり若い人たちが出会ったりする機会というのなかなかつくれないので、県の休日という形で、何か県全体でこの日はもう絶対休むというようなことも例えば考えていくことはできないかという提案はさせていただきました。宮下知事からは、そういうこともいろいろ考えなければならぬですねということで、非常に肯定的にお話をいただいたなというふうに考えてございます。

以上です。

○6番（山田 将之君）

意見交換の雰囲気というもの、町長としてもいろんな提案をしてきましたということで、少し安心をしました。県のほうでも重点的に取り組んでいく、県一体として、県内どこの市町村に住んでも同じような恩恵を受けられるというようなことで、春以降変わっていくのではないかなと考えております。

まとめというか、最後になりますけれども、今後ますます子供の数が減っていく中で、子供たちをこの地域で育てていくことが大切ではないかなと私は思っております。今定例会の冒頭、町長の提案理由の説明の部分で、学校や地域、行政が手を携えてというようなフレーズがあったと思います。まさにそのとおりではないかなと思っております。最近、コロナ禍の影響ということもあって、地域活動の縮小であったり、参加意識の低下など、なかなか地域の子供と地域が触れ合う機会というのは少なくなってきたのかなと感じております。

そこで、子供たち自身の声を聞く場というか、そういったことが必要ではないのかなと考えております。子供たちの意見、この町への思いというものもあると思います。そういったものを尊重して、子供たちが自信を持って発言できる環境を整える、そういったことが必要のかなと考えております。そういった場所を行政として提供しているものはあるのか、また今後提供することはできないのかということ伺います。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

子供たちの声を行政のほうに伝えるような仕組みということでございますが、教育委員会のほうでは教育振興協議会といったような組織がございますけれども、そちらのほうで主催しまして、町長と語る会というものを実施しております。こちらにつきましては、町長が学校のほうに出向きまして、児童と意見交換をするというものでございます。昨年度につきましては、三戸小学校の6年生が、児童56名が6班に分かれまして、町を盛り上げるアイデアといったところで発表を行いまして、町長との意見交換をしているところでございます。

また、今年度につきましては、2月9日になりますが、斗川小学校5、6年生と町

長と語る会を開催する予定となっております。

以上でございます。

○6番（山田 将之君）

町長と語る会、私も何度か新聞等でも見たことがあります。これまでそういった場所、子供の声を聞く場ということで、行政としては町長と語る会を行っているということでした。私、何でこの質問をしたかという、ぜひとも子供議会というものをやってみたいなと、私はずっと議員になってからそう思っておりました。子供たちがリーダーシップであったり協力を学んで、社会に参加するための貴重な経験になるということで、以前やられていたというのも記憶にあるのですが、それが今は町長と語る会になっているということで、ぜひとも考えていただければなと思います。子供の声を聞くということが今後必要になってくるということで、行政としてもやっていることはあるということで、了解をいたしました。

今回は、今後の少子化対策、子育て支援のテーマということで質問をさせていただきましたけれども、全ては今の子供たちにどんな未来を残してあげられるかということが我々の仕事だと思っております。今後も手を携えながら、協力して取り組んでいきたいなと思っております。

以上で私の一般質問を終わります。

<10番 千葉 有子議員>

1. 歯科口腔保健事業について

○議長（竹原 義人君）

10番、千葉有子君。

○10番（千葉 有子君）

通告により、私の一般質問をさせていただきます。

1項目め、歯周病が進行すると、歯を失うだけでなく、認知症を発症するなど、病気の発生リスクを高めると言われていることから、次の2点について質問いたします。

1点目、乳幼児、児童生徒は健診や学校において、歯の大切さについて学習を進めていると思いますが、乳幼児期から関わる親の意識がより大切であると考えます。親のための歯科口腔保健に関する学習会などを行われているのか伺います。

2点目、国は40代から70代対象の定期的な歯周疾患検診を推奨しており、県内でも多くの市町村が実施しています。歯の健康は、快適な生活を送る柱となることから、町は75歳以上の高齢者も含めて実施する考えはないか伺います。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、千葉有子議員の質問にお答えを申し上げます。

歯科口腔保健事業について、2点のご質問でございます。初めに、1点目の親のための歯科口腔保健に関する学習会についてであります。乳幼児期の歯科口腔保健事業といたしましては、生後4か月から10か月頃の乳児とその保護者を対象としたすくすく親子ふれあい教室で、口腔衛生講話などの歯科保健指導を行っております。

また、1歳6か月児健診や2歳児歯科健診、3歳児健診での歯科健康診査と併せて、保護者への仕上げ磨き指導や食生活に関する指導などの保健指導を行っており、3歳児健診までの間、乳幼児とその保護者に対して、年1回の歯科口腔保健に関する指導を実施しております。

このほか、町内4か所の保育施設において、3歳から5歳児を対象とした栄養士による食育教室を実施するとともに、保護者への虫歯予防啓発リーフレットを配付しているところであります。

次に、2点目の歯周疾患検診についてであります。歯周疾患は日本人の歯及び口腔の主要な疾患となっており、全身疾患や生活習慣との関係も指摘されていることから、歯周疾患対策の推進が求められております。生涯を通じて歯及び口腔の健康を保つためにも、歯周疾患検診により、歯及び口腔の健康状態と生活習慣や全身疾患の状況を踏まえた歯科口腔保健指導を実施し、日常的に自らが予防に努めていただけるよう体制を整備する必要があるものと考えております。

国では、今年6月16日に閣議決定をした骨太の方針2023において、生涯を通じた歯科健診、いわゆる国民皆歯科健診に向けた取組の推進を明記しており、町といたしましても他の自治体の実施例などを調査するとともに、実施に当たっての課題を整理するなど、検討してまいりたいと考えているところであります。

○10番（千葉 有子君）

ただいまの答弁で詳しくご答弁いただきました。3歳まで保健師のほうでしっかりとやられているということで、3歳から5歳まで栄養士が食育も行って、保育施設で行ってくれているということは、とてもいいことだなと思います。

1点目についてちょっとお聞きしたいのですが、離乳食指導のときなどの頃合いを見て、乳幼児の唾液を取って、虫歯リスクについての指導などが効果的かと考えます。ちょっとそういう保護者の方のお声を聞いています。それは、保護者の知識と歯の健康についての意識向上にもつながると考えますが、唾液を取って虫歯リスクの指導など、実施はあるのでしょうか。なければ、今後について取り組むことはいかがでしょうか。

○健康推進課長（太田 明雄君）

千葉議員のご質問にお答えいたします。

唾液検査の実施についての考えということでございますが、保護者の口の中に虫歯菌がある場合、スプーンの共用などで虫歯菌が伝播いたしまして、その後、子供の甘味食品の摂取状況であるとか、歯磨きや仕上げ磨きによる口腔の清掃状況等の要因によりまして、虫歯を発症すると言われていたところでございます。このため保護者に対しましては、子供の健診時におきまして、虫歯の成り立ちについての知識の普及であるとか、仕上げ磨きの実技指導のほか、スプーンの共用を避けることなどを指導しているところでございます。

保護者の唾液で虫歯菌の有無を調べることにつきましては、以前当町でも実施したことがございますが、昔に比べて口腔衛生状態が改善されてきているということなどもございまして、現在は行っておりません。今後の実施に当たりましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点なども踏まえまして、慎重に検討が必要になるものというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○10番（千葉 有子君）

以前は行っていたが、これから少し考えてくださるということで、先般も新聞紙上や報道で、コロナ禍もあってか、子供の虫歯が増えているとありました。小さいときからの教育、習慣、親の意識が最も大切だと思いますので、さらなる意識づけの機会を設けていただきたいと思います。

2点目の歯周病検診について再質問いたします。2023年の国民皆歯健に向けて、健康増進事業として行う用意があるということでしたが、日本政府は国民皆歯科健診制度の2025年の導入に向かっています。今ほかの市町村で行っているのは、40代、50代、60代。当町のほうも、国の健康増進事業に合わせて行うかと思うのですが、学校歯科健診後の20代、30代の健診も大切であると考えことから、国からのタイミングを待つだけでなく、町独自の取組のお考えはないのでしょうか。

ちなみに、隣町では、平成28年9月に歯科口腔保健事業の条例を制定して、町独自の予算計上で事業を進めている町もあります。また、全国の中には、40代、50代、60代の10年サイクルでなく、5年サイクルで、自治体独自で行っているところもあります。それから、75歳以上の、ちょっと答弁はお聞きしませんでした。75歳になった方の歯周疾患検診ですか、これは私の認識が間違っていなければ、後期高齢者広域組合の事業として、町の持ち出しがなく歯周疾患検診という事業を行っている町があります。その事業を行っても受診率は低いそうなのですが、意識づけには大変役立っているということです。20代、30代のことをどう考えているのか、75歳の方の検診をどう考えるか伺います。

○健康推進課長（太田 明雄君）

歯周疾患検診に関する対象年齢の考え方、町独自の考え方はあるかというようなご質問でございますけれども、当町で実施をするという場合におきましては、青森県健康増進保健事業費補助金の交付要綱のほうに定められている対象年齢に合わせることを想定してございます。現行におきましては、40歳、50歳、60歳、70歳となりますが、千葉議員が申しましたとおり、今その対象年齢を拡充するという情報もございますので、今後も国や県の動向を注視してまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、主に75歳以上が加入する、後期高齢者医療保険加入者につきましても、こちらも当町で実施する際には、全員を対象に実施したいというふうに考えているところでございます。

なお、補助率につきましては、年齢関係なく、基本的にはおおむね3分の2の補助金というところになってございます。

以上でございます。

○10番（千葉 有子君）

様々な方向で考えてくださるということで、ぜひお願いいたします。この歯についての終わりに、提案になると思いますが、転勤族から三戸に定住したお母さんからの声です。3人の子供の一番上の子が住んでいた自治体で、虫歯のない歯の健康に対し、子供が直接褒められ、その子は兄弟の中で歯への健康意識が抜群に高いそうです。小さいときの意識づけがとても大切と感じたそうです。当町の広報にも虫歯のない子と紹介されていますが、子供に届く小さな表彰状など、称賛の取組などを考えていただけたらと思います。

2. 町内浴場施設の現状について

○10番（千葉 有子君）

続きまして、2項目めの質問をいたします。2項目め、町内浴場施設の現状について、2点です。

1点目、町営の老人センター浴場設備の維持管理について、現状をお知らせください。また、今後の耐久年数はどのぐらいと捉え、その後のさらなる更新は考えているのかお知らせください。

2点目、町内の公衆浴場が休業し、町民からは再開を望む声が聞かれます。再開することの話も聞かれ、現実の運びとなるようです。再開に当たり、町には支援メニューなど支援の考えがあるか伺います。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、町内浴場施設の現状について、2点のご質問に答弁申し上げます。

1点目の老人福祉センターの浴場設備に関する維持管理状況と今後の耐久年数及び方針についてであります。老人福祉センターの浴場は昭和57年4月に開設し、町内に住所を有する60歳以上の方々を対象とする無料の公衆浴場として運営しております。1日の平均利用者数は約70人で、冬期間には100人を超える日もあり、高齢者の憩いの場としてご利用をいただいております。

施設の維持管理の状況については、ボイラーなど日常の浴場設備の操作、点検、清掃等を三戸町社会福祉協議会に業務委託をしているほか、法定点検などは専門業者へ委託するなど、計画的に実施しているところであります。

耐久年数及び更新については、浴場施設の耐久年数を明示したものではありませんが、設備に不具合や故障が発生した場合には修繕を行うなど適切な維持管理に努め、快適にご利用いただけるよう運営してまいりたいと考えております。

次に、2点目の昨年6月末から休業しておりました町内公衆浴場の再開に当たっての支援メニューについてであります。町ではコミュニティバスの運行のほか、町内の空き店舗を活用し、新たに事業を開始しようとする事業者に対しまして、施設改修に係る経費の支援を行う三戸町空き店舗活用事業費補助金交付事業を実施しております。補助金は、新規事業者に最大100万円を上限としており、その内容の詳細につきましては既に事業者に対し、お伝えをしているところであります。町といたしましても、町民の皆様が期待を寄せております浴場の再開に際しまして、応援してまいりたいと考えているところであります。

○10番（千葉 有子君）

ただいま答弁いただきました。町の浴場は、1日70人から80人ぐらいと私も聞いています。大変喜ばれている施設であります。空調やボイラーなどの更新がなく、耐久年数は記録にないということですが、最近頻繁に故障が見られていると私は認識しています。もしもという質問は、適当ではないのかもしれませんが、これだけ喜んで通ってくださっている町民の方がいっぱいいらっしゃいます。故障によって利用できなくなったときの新しい設備については……再質問です、すみません。1点目、故障について、新しく設備を造らなくてはいけないときには、準備金などの備えはあるのかお知らせください。

それから、2つ目です。車利用での来館が4割程度、歩きやその他が6割程度と伺っています。老人センターや浴場利用のための交通手段としてのコミュニティバスの

発着体制状況など、もしありましたらお知らせください。

○総務課長（武士沢 忠正君）

ただいまのご質問でございます。老人福祉センター浴場の更新に係る準備金はないかということでございますが、特段浴場の施設改修のために今基金を積み立てているというものはございません。今後想定されるとすれば、建て替えになるのか、それとも新たに建設になるのかというところがまだ全然決まっておきませんので、資金の用立てはまだの段階ということになっております。

あと、老人福祉センターへのコミュニティバスの運行ということでございますけれども、こちらは今現在では泉山線が何本か通っているということでございます。こちらのご利用をいただくかということになるとは思いますけれども、時間帯が合うかどうかというところは、ちょっと合わないのかなと思っております。では、専用のコミュニティバスを運行するかということについては、現在考えておりません。

以上でございます。

○10番（千葉 有子君）

浴場に関して、施設に対しての準備金はないと、そういう基金はないと、もしかしたら建て替えになるか、そこも含めて浴場の施設の準備金はないとのことでお聞きいたしました。先ほどの人数もお聞きいたしましたけれども、お風呂の容量とか、それから今休憩するのは図書室しかありません。安心、安全の面から利用人数に少しの心配がありますが、公営浴場の役割は大きいものと考えます。

あと、再質問の前に、入浴施設の利用に当たってはいろんな側面がありまして、1つには、高齢になり入浴の準備、後始末が大変になり、家での入浴は1人だから心配という方もおられます。当町の65歳以上の単身世帯は1,030世帯ほど、夫婦のみの世帯が1,250世帯ほどだそうです。町全体で4,100余りの全世帯のうち、2,280世帯ほどが多世代家族ではありません。先ほど町長からも、とても憩いの場になっているという答弁いただきましたが、本当に利用者の方々は口々に、ここに来て、しゃべって、きれいになって、幸せな気分で帰れるということです。できるだけ長く利用できることを期待しています。

1点再質問です。先ほどバスのことについて、泉山線を利用していただくということだったのですが、それだと、来るときだけですか、お風呂入って町に帰るようなバスもあるのでしょいか、お聞きします。

○住民福祉課長（貝守 世光君）

コミュニティバスの関係でございますが、三戸町役場を経由して老人センターに行くバスというのは、役場の前を10時20分に出発するものと12時58分に出発するもの、2便ということであります。あと、老人センターから役場のほうに戻るバスというのは、老人センターのところを11時6分に出発するコミュニティバスがあるということでございます。あと、泉山線を使ってというのもあるのですが、どうしても遠回りになるということで、ふだん老人福祉センターの浴場に来る方は、役場から福祉センターのコミュニティバスを利用しているようでございます。

○10番（千葉 有子君）

役場から10時20分と12時58分であれば、少し遠い方はなかなか利用に不便を感じるとのことですね。それから、老人センターから11時6分の帰り、これ1点であれ

ば、ちょっと利便性がないのかなど。できましたら、利用者の方の生の声を聞いて、こういうところも調整していただければ、本当に憩いの場になっていますので、利用される方が安心して利用できるようお願いしたいところです。

先ほど2点目の、町長から民間浴場に関しては空き店舗の活用の事業費支援がある、100万円の活用が見込めるということをお聞きしました。ハード面でのこの事業支援については分かりました。少し再質問させていただきます。先ほどちょっと総務課長がお話ししましたが、これまであった公衆浴場利用の交通手段であったコミュニティバスの再開と、往來の回数拡充や利便性で今の時点での構想をお聞かせください。

2点目、公衆浴場の維持からも、民間浴場の利用ができることは人数のバランスも図られ、バスが頻繁にあることで利便性がよいと考えます。老人センターの浴場は無料であることから、高齢者の公衆浴場の料金の補助やバス代無料などの支援策は検討できないものか伺います。

○総務課長（武士沢 忠正君）

こま温泉が再開した場合のコミュニティバスの運行計画ということでございますが、現在バス事業者のほうとバスの運行に向けて協議を進めているところであります。今後の手順といたしましては、町の公共交通会議等でお諮りをして、協議が調いましたら、国のほうへ運行の申請を行っていきたいと思います。運行開始の時期については、令和6年4月の運行開始ということで、現在作業を進めているところでございます。

路線数については、運行の回数等については1日7往復、これまでこの温泉へ運行していた状況と同様に考えてございます。このほか、コミュニティバスの運行に関して、料金の無料化ができないかということでございます。コミュニティバスは、この温泉に行く経路の中に、様々病院とか役場とか、あと商業施設に訪問される方も同乗されます。こういったこともありますので、民間の施設になるわけですけれども、特定のところに行く方に対して無料ということはなかなか難しいのかなど思っております。

以上でございます。

○10番（千葉 有子君）

コミュニティバスについては、現在協議を進めていく段取りになっているということで、開始は6年の4月からということで、今話を進めているということでありがたいと思います。1日7往復というのもちょっと多い数だなと私は思って、ありがたいなと思います。

それから、確かにバス代無料というのは、大変難しいことだと思います。ちょっと話が飛躍してしまうのですが、隣の町ではICTにして、どこでも行けるようにということで、無料のそういうことを考えて事業として行っているそうです。そうしたら、バスの利用が7倍ぐらいになったそうです。これは、質問とちょっと異なってくるので、参考のために申し上げました。

それから、もう一点、再質問です。再開予定の民間運営の浴場では、サウナの新設もあるようです。サウナは、今若い方にも人気があり、交流人口が増えることも期待できるものと思います。町の宣伝やイベントなどのコラボを通じ、経営が続くような支援を広げていただけたらと考えますが、まだ始まっていないので、ちょっと難しいかと思いますが、こういう交流人口の機会と、それから民間ですが、協力してやるということに対して、ちょっとお考えをお聞かせ願えればありがたいです。

○町長（松尾 和彦君）

千葉議員からは、今の民間浴場施設に対しての思いの強さといえますか、その必要性についての熱い思いがあるというのは十分伝わっているところでございます。しかしながら、行政側として一民間事業者の経営の様々なところに対して、いろいろお話をする立場にはございませんので、その辺のところはご理解をいただきたいと思えます。

○10番（千葉 有子君）

町長から答弁いただきましたが、経営に携わるとかというのではなくて、民間ではありますけれども、そういう連携も取っていただきたいなど。この質問をいたしましたのは、民間浴場がなくなるといったときに、議員数名で町長と総務課長のところに応援はできないのかとお話しに行きました。そうしたら、町での経営は無理、それからランニングコストもかかる、町長からは、もし再開となれば町としてできるだけ支援はしますというお答えをいただいていたので、ちょっと話させていただきました。入浴は、清潔を保つだけでなく、何よりも語りの場になっています。公営の浴場も頻繁に故障して、使えなくなる可能性もないとは言えません。先ほど町長が民間の事業にということをおっしゃいましたが、行政が直接できないサービスを民間が行ってくれるなら、それを充実させ、経営が続く支援も、町民が困ることであれば、偏った特別な支援にはならないと私は考えます。今後の町の対応を注視していきます。

3. 町内の子どもたちの発育環境について

○10番（千葉 有子君）

次の質問に入ります。

3項目め、町内の子供たちの発育環境について、4点伺います。

1点目、4歳児健康相談事業では、発達に関する相談も含まれているかお知らせください。

2点目、保健師の保育施設訪問は、保護者の育児不安の軽減や相談、また保育士との情報交換、関係機関との連携支援などの業務は多岐にわたっています。保健師や専門職の配置拡充が必要と考えますが、伺います。

3点目、睡眠実態調査や早寝早起き朝ごはんの推奨などの生活リズムへの対策を行っている成果と現状をお知らせください。また、ネット社会の中、ゲームやスマートフォン、タブレットなどの使用時間などについて、学校と家庭での悩み事の共有や課題解決への取組などあればお知らせください。

4点目、町の教育振興協議会には、幼小連携部が設置されていますが、これまでの事業実施について、また今後小学校と幼稚園、保育所の研修会や交流事業などは計画されているのか伺います。

○町長（松尾 和彦君）

町内の子供たちの発育環境についてのご質問に答弁申し上げます。

初めに、4歳児健康相談事業についてであります。当該事業は子供の発育、発達状況、特に社会性の発達について確認し、早期療育につなげるなどの保健指導を行うことにより、適正就学に結びつけることを目的としております。

また、事業の内容であります。身体測定や問診のほか、集団遊びや自由遊びの中

での行動観察を行うとともに、希望者には言語発達検査を実施しております。

次に、保育施設訪問に係る保健師の拡充についてであります。初めに子育て巡回相談事業の概要についてお知らせいたします。子供の健やかな成長と発達、親子の良好な関係づくりの促進を目的とし、現在1名の保健師が町内5つの保育施設等を定期的に巡回しております。

業務の具体的な内容でございますが、保育職員等に対しましては、保育内容のほか、保護者への対応や支援についての助言を行い、また保護者に対しましては、子育てや子供の発達等についての相談などに対応しております。各施設への訪問頻度につきましては、年間5回程度を計画しておりますが、そのほかにも随時相談に応じるなど、柔軟に対応しているところであります。

本事業を担当する保健師等の拡充についてであります。現在、各施設から巡回数の増加を望まれるご意見はお伺いしていないところであり、また本事業に従事している保健師につきましても、通常業務の範囲内であると捉えております。このようなことから、今後におきましても人員配置については、現況を捉えながら事業を継続してまいりたいと考えているところであります。

○教育長（慶長 隆光君）

私からは、3点目の生活リズム対策の成果と現状、インターネット対策についてお答えいたします。

教育委員会では、児童生徒に対し、早寝早起き朝ごはんの推奨など、基本的な生活習慣づくりを目指し、生活習慣の乱れに起因する不登校予防事業として、家庭における食事や睡眠時間などを調査する睡眠実態調査を平成22年度から年に1回実施しているところであります。

調査は、児童生徒へ貸与しているタブレットを活用し、4年生から9年生までを対象とした睡眠時間や朝食の時間など生活リズムの状況を把握し、専門医の評価と助言に基づき、教育委員会の職員が今後の生活で留意する事項などについてアドバイスを行っているところであります。

生活リズムへの対策に係る成果といたしましては、調査に携わっている専門医から、睡眠時間は平成24年度から26年度の落ち込みから改善傾向が見られる、また睡眠状態の改善が不登校の減少につながっているとの評価をいただいております。

一方、ゲームやスマートフォンなどの長時間利用による弊害等については、機会を捉えて指導を行っているところであり、警察署員による情報モラル教室の開催や、保健体育事業における健康面からの指導などを行っております。

今後も、日頃からの対応に加え、ゲーム機やスマートフォンの使用についてのアンケート調査を行うなど、学校や家庭での悩み事の共有を図ってまいりたいと考えております。

次に、4点目の教育振興協議会の幼小連携部の活動についてであります。教育振興協議会は主にPTAと保育施設や小中学校の職員で構成される団体で、町の学校教育や社会教育の実態把握、また学校と地域社会の連携を図るなど、町の教育水準の向上を目指しております。

ご質問のありました幼小連携部は、教育振興協議会の中でも幼児教育と小学校教育との連携を図ることを目的に活動している組織であり、各保育施設の保育士と小学校1学年担当教員で構成されております。

主な活動例としては、相互の公開保育や公開授業のほか、部員による意見交換を行う交流会が挙げられます。近年は、令和2年度と3年度はコロナ禍の影響から事業の

実施は見送られましたが、昨年度は幼小連携交流会を再開しているところであります。交流会では、各保育施設の年長担当保育士と小学校1学年担当教員が幼と小が現在抱える課題について情報共有をしながら、将来の幼小連携の在り方について活発な意見交換が行われ、今年度も交流会の実施を計画しているところであります。

幼児教育と小学校教育は、その内容や指導方法が異なる部分がございますが、子供の発達や学び自体は連続していることから、就学前児童が円滑に小学校へと進むためには、幼少接続に関わる担当教員らの綿密な連携が不可欠であると認識しております。引き続き、円滑な幼少間の接続ができるよう、教育振興協議会との連携を図り、幼小連携の推進に努めてまいりたいと考えているところであります。

○10番（千葉 有子君）

教育長からは詳しくご答弁いただきました。再質問させていただきます。

まず初めに、私の記憶では、睡眠実態調査は平成22年のあたりから、小中一貫教育を目指しての3本柱の一つ、健やかな体を育むための調査と認識していました。でも、この柱の一つの目的にこだわらなくても、今早寝早起き朝ごはんの調査を、タブレットを活用して生活状況を把握しているということをお聞きしました。また、専門医にもつながっているということで、タブレットの効用というのですか、活用も見られているということで。あとは、成果に関しては、ドクターのほうから睡眠改善されていますよと、不登校は減少していますよということをお聞きして、ちょっと不登校のことも、数とかはお聞きしませんけれども、増えているのかなと思いましたので、成果として不登校は減少していることということで承知をしました。

先ほど町長のほうからも……1点再質問です。保健師も、今のところ施設のほうからも相談業務に対しては声も上がっていないし、不備はありませんということをお聞きしたのですが、1点お知らせください。今現在の保健師の配置と体制について、不足かどうかも含めてお知らせください。

○健康推進課長（太田 明雄君）

保健師の配置状況に関してでございます。健康推進課におきましては、常勤の保健師5名と会計年度任用職員の保健師1名が配置されてございます。そのほかに、非常勤の保健師及び助産師なども活用いたしまして、母子保健事業におきましてはタイムリーな訪問活動ができるように対応しているところでございます。また、会計年度任用の事務員なども配置をいたしまして、業務内容や業務分担の見直しをしながら、住民サービスが低下しないよう業務を遂行しているところでございます。

以上でございます。

○10番（千葉 有子君）

保健師については、事業に支障はないということをお聞きしましたが、私の私見かと思いますが、ちょっと大変だなと思って、保健師がよく頑張っているんじゃないかなと思って見ていました。保健師の正職が5名、それから派遣が1名、非常勤がいらして、助産師がいらして、先ほどの保育施設の訪問は1人の保健師が、健康保険事業のほうのお仕事もしながら住民福祉課のほうの訪問事業もしているということで、施設のほうからは大変ありがたいと、そういう声も届いています。私、この質問は令和2年にも質問いたしまして、そのときは2か月に1回各施設を訪問していますよと、今は年間5回で、臨機応変に相談内容や相談の発生したときに派遣してくださるということ承知をいたしました。どの職種も大変なのですが、保健師の業務はまた大変だと思

います。

保健師の増員については、令和2年12月の一般質問で一度伺っていました。町長からは、「人手不足であるので、充足に努力をしている。いい子育て支援をしているところとなれば、いい保健師も集まってくるので、教育体制もしっかりしたい」と答弁いただいていた。そういう教育体制も整えて、今休息された保健師がいらっしやると思うのですが、経験値の高い保健師が在職のうちに、どうぞ採用計画を熟慮していただきたいと考えます。

次に、3点目について質問いたします。先ほど教育長のほうから、ネットモラルについては学習会を行っているということで、私もちょっと加入しているところから学校参観日のお知らせをいただいて、斗川小学校ですか、そこで今教育長がおっしゃられた県警本部など外部からの有識者による学習会は大変有意義であると思います。まず、できるだけどうにか集客を工夫して、一人でも多くの保護者の方の参加を呼びかけていただきたいと思います。

幼少連携部のことについて、ちょっともう一点お聞きいたします。コロナでなかなか研修会も、それからお互いの交流事業も行われなかったが、まず今年2月ですか、行ったということをお聞きしました。先ほど教育長のほうから、こういうことで有効な交流会になったとお聞きしたのですが、もしここで話せるものがありましたら、お声の吸い上げはどのようなことがあったかお知らせください。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

2月20日に行われました幼小連携交流会の内容についてでございますけれども、当日は役場庁舎のほうで行いまして、保育施設の年長の担任の先生、それから小学校1年生の先生、合わせて8名が参加しております。ワークショップ形式で行いまして、テーマにつきましては現在行われている幼小連携の取組について、それから2つ目が幼小連携に係る現在の課題、将来に向けたありたい姿について、それから3つ目が今後の幼小連携の取組についてという3点、3つのテーマでもってワークショップを行いました。

出た意見でございますが、1点目はこれまでの取組でございますので、省略させていただきますが、2点目の幼小連携に係る現在の課題、将来に向けたありたい姿については、要約いたしますと、幼から小へのスムーズな移行を達成するためには、幼小間の情報共有はもとより、学校生活を安心して送ることができるよう、町全体で子供の成長を見守る意識の醸成が何よりも大切だといったようなご意見でございました。

次に、3点目の今後の幼小連携の取組についてでございますが、こちらにつきましては、幼と小が連携した保育や授業の相互体験の実施、交流会のさらなる活性化、児童たちの規則正しい生活習慣定着の実現のための研究といったような意見が出されております。

なお、参加者の方は、自分たちの非常に学びの場になったということで、今後もぜひとも開催してほしいといったような声がありました。

以上でございます。

○10番（千葉 有子君）

参加された教職員、保育士から、とても学びの場になったということで、やはり顔を見てお話しするのが一番いいと思います。先ほど課題として、幼から少へのスムーズな情報共有、それから取組としては幼と小が連携して相互の授業参観、先ほどもお互いの保育、教育現場を参観しているということも聞きましたので、そういうことを

やっていたらしゃるのであるなどと思って安心いたしました。

それから、幼小連携部では、何か研修をしたときに予算を計上する、支援するということが1つあるかと思うのですが、今先生たちの話を聞くと、どこかに行って研修する機会がなかなかないと。こういうふうにして1年に1回でも2回でも情報交換したり、情報共有したりするのはとてもありがたいことなのですが、例えば発達支援のこととか、発達に関してとか、今近隣でも専門の取り組んでいらっしゃる方がいらっしゃいますので、保育園とかはお昼寝の時間とかをちょっと利用して、その施設、スポット、スポットで、そういう学習の場を企画していただけるのも保育士にとってはありがたいことだと思っていますので、そういうことも幼小連携部の事業として計画していただければ、三幼連がなくなったのは、それぞれ持ち回りで自分のところで企画運営が困難になったということではなくて、教育委員会のほうで幼小連携部を設けてくださいましたので、ぜひその活用をお願いできればと思います。

終わりに、1点伺います。未就学児の学校訪問、先ほども学校に行ったりするのもいいという話が出たとありますが、たしか1園だけ独自ですか、1つの園が未就学児の学校訪問を行っていると思います。ほかの園の園長からちょっと聞いたのですけれども、自分のところでもしたいけれども、どういう手だてで、どういう手順としてやっていいかわからない。やっぱりいいことだと思うのです。これはなかなか現実として難しいと思いますけれども、3園一斉ではなくて1園1園で、本当はお兄さん、お姉さんと給食を食べてとかということも可能であるかもしれないのですけれども、ちょっと難しいかなと思いつつお話しさせていただきましたけれども、この事業、幼少連携部の事業として計画できないもののでしょうか、伺います。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

ただいま1園が小学校のほうへ行って、授業を見たりといったことをしているということでございますけれども、その他の施設についても、この幼小連携部の事業としてではなくて、各学校のほうに相談していただいて、学校のほうではできる限りの対応をしておりますので、まずは学校のほうにご相談いただければというふうに考えております。

以上でございます。

○10番（千葉 有子君）

承知しました。三幼連がありましたので、方法が分からなかったというので、学校に相談すればかなうのでしょうかけれども、ちょっと入り口として、三幼連の思いがあって、幼小連携部でどうにかならないかなということ、でも答弁をいただきましたので、早速お知らせしたいと思います。

子供たちの子育て環境、発育環境については、子供の育みに関わる大人の全てを整えていかなければならないと私も考えています。先ほど山田議員も、子育てのことについて町長からいろいろ伺っていました。本当に子供がどんどん少なくなっている、でも少ないからこそ三戸町の子育て支援がとても大切だと思います。

今までいろいろ質問いたしましたけれども、私は人材がとても大切なことだと思います。先日の三戸小学校創立150年記念式典においてくださった元教育長の丹先生のお話を伺うことができ、人を育てることにお金と時間を費やす、学習して育てる、それが継承されるのだよとおっしゃっていました。私も本当にそう思います。とても心に響きました。引き続き松尾町長には、首長として人を育てる、人材を育てる、そして私たちも一緒になって三戸の子供たちを育てる、そういうことを強く思いまして、

私の一般質問を終わります。
ありがとうございました。

○議長（竹原 義人君）

午後 1 時 30 分再開予定をもって休憩いたします。

(午前 1 1 時 4 5 分)

休 憩

(午後 1 時 3 0 分)

< 8 番 藤原 文雄議員 >

1. 広域連携事業について

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き一般質問を続けます。
8 番、藤原文雄君。

○ 8 番（藤原 文雄君）

それでは、通告書に従い、私の一般質問を行います。

今回の質問は、1 項目でございます。1、広域連携事業について。近年、人口減少や少子高齢化などにより、社会行政が急速に変化する中で、町民が安心して暮らしていける環境を維持するためには、近隣市町村との連携事業のさらなる推進が必要と考えます。これまで取り組んできた各種連携事業について、町ではどのように評価、検証をしているか、今後の方向性も含め、以下について伺います。

- ①、八戸圏域連携中枢都市圏ビジョンでの事業内容。
- ②、三戸地区環境整備事務組合の各事業。
- ③、八戸圏域水道企業団の事業。

以上、3 点についてお願いします。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、藤原文雄議員の質問についてご答弁申し上げます。

広域連携事業について、3 点のご質問でございます。初めに、1 点目の八戸圏域連携中枢都市圏ビジョンでの事業内容の町における評価、検証についてであります。八戸圏域は平成 21 年 9 月に定住自立圏形成協定を締結し、平成 29 年 3 月には連携中枢都市圏へと発展的に移行して、「地域の個性が輝き自立した八戸圏域」を目指すべき将来像に掲げ、「圏域全体の経済成長のけん引」、「高次の都市機能の集積・強化」、「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」の 3 つの役割を担う取組を着実に進めてきたところであります。

今後は、八戸圏域が一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済が維持され、住民の暮らしを支えることが可能な魅力あふれる圏域としてさらなる飛躍を遂げるため、これまで培ってきた緊密な連携に基づく連携中枢都市圏の取組の深化を図り、圏域全体の一体的発展につなげていく必要があることから、令和 4 年度を開始年度とした今後

5年間の中長期的将来像と、具体的取組を示す第2期八戸圏域連携中枢都市圏ビジョンを策定し、取組を進めているところであります。

このビジョンでは、3つの役割を達成するため、23の連携施策に基づいた79の連携事業を行うこととしており、その各事業に設定している成果指標の達成度合いにより、評価、検証をしております。

その推進体制といたしまして、圏域市町村の実務担当者で構成するワーキンググループ会議、圏域市町村の企画担当課長で構成する担当課長会議、圏域市町村の長で構成する市町村長会議、圏域内の関連分野の有識者や地域の関係者で構成するビジョン懇談会がございます。

基本的には、ワーキンググループ会議で具体的な事業内容の協議、検討が行われ、その検討内容について担当課長会議で圏域内の全体調整を図ったものを市町村会議で決定し、ビジョン懇談会の意見を求めるという流れで行っております。会議で話し合われた内容は、課内及び事業担当課であるまちづくり推進課でも共有されており、それぞれの会議において町の意見や要望を申し上げ、ビジョンの実現に向けた具体的取組の見直しに反映させております。

次に、2点目の三戸地区環境整備事務組合の各事業についてであります。初めに組合の概要についてお知らせいたします。三戸地区環境整備事務組合は、し尿処理、葬祭場の運用、ごみ焼却等の共同事業を行い、三戸町、南部町、田子町の住民生活に密接した行政サービスを提供しているところでございます。

当組合に対する事業の評価についてであります。3町が共同で事務を実施することにより、同等の行政サービスを町単独で提供する場合と比較し、施設の維持管理や運用等に要する費用の面からも、効率的に実施できているものと考えております。

一方で、ごみ焼却施設やし尿処理施設の老朽化、ごみ最終処分場の埋立量が限界に近づきつつあるといった課題もございしますが、引き続き行政サービスが途切れることのないよう、組合や3町で協議をしながら、効率的な運営に努めてまいります。

また、ごみ処理につきましては、焼却施設の新設も視野に、八戸圏域単位での広域処理に係る協議にも参加し、より経済性に優れ、効率的な方法についても今後検討してまいりたいと考えているところであります。

次に、3点目の八戸圏域水道企業団の事業の評価、検証についてであります。当町では八戸圏域水道企業団と町営簡易水道の2つの事業体により、水道水が供給されております。それぞれの事業体における令和4年度末の給水人口は、八戸圏域水道企業団で7,095人、町営簡易水道で959人、合わせて8,054人となっており、水道普及率は2つの事業体合わせて95%となっているところであります。

給水人口を5年前の平成29年度末と比較しますと、八戸圏域水道企業団で826人の減、町営簡易水道で109人の減、合わせて935人の減となっておりますが、水道普及率に大きな増減はなく、ほぼ横ばいとなっております。

次に、水道事業の今後の方向性についてであります。水道事業を取り巻く経営環境は、急速な人口減少や、施設、管路の老朽化等に伴い、急速に厳しさを増しており、当町においても例外ではございません。

こうした中、住民生活に必要なライフラインとしての水道事業を確保するため、中長期的な見通しに基づき、早急に経営基盤の強化を進める必要があるものと認識しております。そのため、総務省及び厚生労働省では、市町村等で実施している水道事業について、市町村の区域を越えた広域化を推進しております。

広域化の推進は、当町の簡易水道の経営基盤強化の有効な手段と認識しているところであり、重要性、緊急性の高い喫緊の課題であるという三八地区の水道事業体の共

通認識の下、八戸圏域水道企業団、田子町、五戸町、新郷村及び当町の5事業体で構成する青森県三八地区水道事業広域連携推進任意協議会に加盟し、広域連携の実現の可能性などについて協議を行っているところであります。

今後、水道事業経営の健全性を確保するとともに、町民の皆様に、将来にわたり安全、安心、安定した水の供給に努めてまいります。

○8番（藤原 文雄君）

今回の質問の3点について、町長から答弁をいただきました。まず、最初の八戸圏域連携中枢都市圏の運用の仕方、評価、検証のところの説明をしていただきましたけれども、町としてもすごく活用をしていて、第一に会議に参加しているといったことだと思うのですが、具体的に少しそこについて質問をいたします。先ほど町長より、推進の体制のお話がありました。市町村長の会議があつて、担当者会議があつて、ワーキンググループがあるということで、その下に都市圏のビジョン懇談会という4つの中で、内容等の精査等が行われているということでの内容だったかと思えますけれども、具体的に、今回コロナ等もございましたけれども、今年各種の会議等が具体的に何回ぐらいあったのかということと、ワーキンググループが様々な町としての意見を出すところというような内容だったと思えますけれども、具体的に三戸町として提案されている事業等のところがありましたら、説明していただきたいと思えます。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

ただいま4つの推進体制ということで、ワーキンググループ、担当課長会議、市町村長会議、ビジョン懇の開催状況ということでございます。今ちょっと押さえていたのが、ワーキンググループにつきましての開催状況を先にお知らせをしたいと思います。全31ワーキンググループがございまして、当町はワーキング13に所属してございます。7月末現在で、15ワーキンググループで会議が開催されているものでございます。

また、ワーキンググループの事業について、提案されたものがあるかということでございますけれども、ワーキンググループ内におきましては、事務局である八戸市から提案された内容について、それぞれの市町村で現状の説明であるとか、あと要望等の報告がなされておまして、三戸町のワーキンググループ内において三戸町の提案によって事業化された、そういうものはございませんけれども、見直し等の過程なり、その現状等の説明等では、その都度意見を申し上げているものでございます。

○8番（藤原 文雄君）

今ワーキンググループの活動状況ということで、13グループに所属していて、八戸市が事務局であるということで、今のところは八戸市側からの提案に対して協議をしてという内容ということで理解しました。今回、私のそもそもの質問の趣旨というのは、基本的にもっと連携の事業の内容を深めていく作業が必要ではないかということを考えての今回の質問であります。八戸圏域中枢都市圏では、取りあえず先ほど79というお話がありましたけれども、第2期の事業、それぐらいあつてということで、単独の町村では難しい事業を八戸圏域の中で行っていくというのは大変重要なことだと私自身も考えていますし、大変ありがたい事業ということで受け止めをしているのですが、具体的に先ほど八戸市が事務局であるということで、基本的には八戸市側からのまとまったお話の事業が多いように感じております。79もの事業でございまして、実際三戸町が活用している部分というのも限られている。それも十分に承知は

していますけれども、そういった中で三戸町側からの提案は今のところはないというようにお話でしたが、八戸市が事務局で、その他1市7町ですよね。会議を持った場合、例えば三戸、田子、南部町あたりの小さい枠の問題を八戸圏域の事業内容として提案したりということが出来るのかということについて、少しどう考えているのか伺います。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

お答えをいたします。

また、先ほどの質問でちょっと言葉が足りなかった点について、先にご説明をさせていただきます。今年度、市町村長会議は1回開催されておりまして、担当課長会議3回、ビジョン懇談会1回の開催となっております。先ほどの質問で、私はワーキンググループというところに限定してご説明をいたしましたが、まず三戸町長のほうから連携事業の提案ということがなされております。まず、1つ目が教職員研修連携事業になります。この事業は、八戸市が単独で行っていた教職員研修を郡内の教職員が参加できるように提案したものでございまして、実現に至っております。互いの交流の意味も含めまして、研修機会の増加と資質、能力及び圏域全体の教育力の増加を図ろうとするものとして提案したものでございます。

もう一つは、妊活サポートに関する事業でございます。これまで不妊専門相談事業は連携事業としてございましたけれども、専門医への相談に至る前に、気軽に相談を受けられる体制を整備してはどうかということの提案がありまして、ワーキンググループで現在検討中となっております。それ以外にも、ヤングケアラーへの対応等についても意見が出されております。

また、これは三八市町村長会議という別のところでもありますが、その場において首長から出された意見としては、有害鳥獣の駆除に関して圏域で対策できないかというような意見が出されて、今後ワーキンググループで各市町村の取組状況の情報共有を図るとともに、圏域内の取組の検討を行うというふうなこともできております。

先ほど来、1市7町で全部にまたがる事業でなくても、その中の幾つかということでも検討ができるかということでしたけれども、実際79ある事業の中には、例えば漁業に関する事業等もございまして、沿岸部の町村で構成されている事業等もございます。もちろんその分の負担金というのは、構成される市町村で負担するものになっておりますので、該当する市町村というか、小さい単位でのというのも提案の中身によっては可能になるのではないかとこのように考えております。

以上です。

○8番（藤原 文雄君）

先ほどの質問に対する答弁ということで、三戸町からの提案で実行されているものもあるということと、市町村長会議、別のところだったかもしれないけれども、そこで出された鳥獣対策について話し合いが行われているということで、大変いいことだと私も思います。一つの町で完結する事業というのが今物すごく狭まっている中で、そういった連携で取り組んだほうが効率がよくて効果が出るといったものについて、積極的に町で提案がされているということで理解をいたしました。大変いいことだと思います。

それで、今回私、79もの事業がありますので、これ一つ一つ検証をするには時間が足りないのです、今私が一番気にしている部分について、2点の事業について町の考えを聞いておきたいなということで、まず事業の28番、資料があったら開いていただけ

ればいいのですが、八戸圏域公共交通計画推進事業、これは大分前から行われている事業だだと思います。特に路線バスの上限運賃政策を一定にするというような大変ありがたい内容だったと思うのですが、ここの部分で、町の考えで、意見が出せるのであれば少し考えていただきたいと思うことが、この事業で取りあえず行われている路線バスの件については大変ありがたいと思っているのですが、実際路線バスだけでは公共交通がうまくいっていないというのが現状だと思います。町長も最初の公約の中にハブ化、三戸町がハブの軸になってというような構想があったということで記憶していますが、バスであったり電車、三戸町ではコミュニティバスを運営していますが、コミュニティバスについて、これ事業をやっている町村と、八戸市あたりはないのかなと思うのですが、ここのところの交通計画、公共交通の計画の中で、コミュニティバスのより広域的な連携の仕方を三戸町として提案してやっていくことはできないかというのが1点でございます。

なぜそういうことを言うかということ、路線バスとか電車、確かに基本的な部分では大変重要で、これを軸に例えば病院に行くとか、学校に通うということが全体としてはなされていると思うのですが、ちょっと考え方を地元に戻しますと、コミュニティバスの運用の仕方等々がうまく回っているかということ、すごく微妙に感じるころがある、これが例えば田子町、南部町も同じ事業があるとすれば、ここの部分で連携ができないのかなということ、これを提案することはできないのかなということが1点。

あと1つの事業名、75番なのですが、公共交通による交流促進事業という部分がございます。これについても公共交通のところなのですが、目的としては観光事業等のバスパック等のことを様々やられているのかなと思うのですが、そのところの運用についても、これまでの様子を見てみると、三戸、八戸が主なのかなというような印象を持ってしまいうわけで、例えば八戸から三戸、これも八戸を軸にやられているような感じがするのですが、三八の地区全体を考えた場合、これをより強力で連携して、例えば三戸の町民が階上にダイレクトに行って、何かできるようなというようなシステムができないのかなということで、それらについて提案できないか。この2事業について、町側の考えをお教え願いたいと思います。

○議長（竹原 義人君）

ただいま藤原君の質問に対し、趣旨の確認をしたいという旨の反問権の執行の願いが出ましたので、反問権の執行を許可いたします。

○総務課長（武士沢 忠正君）

ただいまのご質問の内容の確認をさせていただきます。

コミュニティバス、各町村で、例えば田子、三戸、南部町というところで、各町でそれぞれうまく回っていないのではないかという視点からの発言でございましたけれども、うまく回っていないところというと、具体的にはどういう部分のことをおっしゃっているのかということをお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○8番（藤原 文雄君）

コミュニティバスの件についてなのですが、うまく回っていないというのは、具体的にはふだん生活していく上で、各町村で使っているコミュニティバスの、回送のバスをよく見かけることがあります。これをもう少し効率的に動かすことができれば、少しでも圏域の交通のためになるのではないかなということで、この質問をさせていただきます。ちょっと私の言い方が悪かったので、大変失礼しました。そのの

ところで答弁を願いたいということです。

○議長（竹原 義人君）

反問に対する回答がなされましたが、これでよろしいですか。分かりましたか。それでは、答弁を願います。

○総務課長（武士沢 忠正君）

それでは、ご質問のありました件について答弁をさせていただきます。

まず、バスの関係で、広域連携の視点からということで、バスの部会の会議等で意見ができないかということでございます。その内容については、田子、南部、三戸等の各町でコミュニティバスをやっているが、その連携ができないかということです。連携というのは、先ほど反問権でお伺いいたしました回送のバス等々の有効利用ができないかというような意味であると思えます。

コミュニティバスの運行に当たりましては、例えば三戸町であれば、車両を6台とか7台というところで確保させていただきます。車両を使ってどういったダイヤを組むかということで、コミュニティバスの運行を計画しております。これが共用化できるかどうか、田子とか南部町で、では全部で20台そろえて運行ができるかと、その上でダイヤがうまく組めるかというような流れになるのだと思えます。そういったところについては、八戸の連携中枢都市圏で関与できるかどうかということについては、ちょっとお伺いしてみないと分からないという状況でございます。よく回送バスに乗りたくても乗れないと、乗せて歩いたらいいのではないかという声をお伺いするところは確かにございます。ただ、乗客を乗せた時点で営業車両の扱いになります。そうなると、例えばその回送の区間の経費が当然に発生します。その分の経費が赤字であれば、町村のほうに補填してくださいとかというような話になりますので、ちょっとこの辺はよく言われておりますけれども、なかなか厳しいのかなと。需要があれば、それこそバスのほうはやるのでしょうし、ただバイパスとか空バスがよく走っているのですけれども、ではバイパスから乗る人がいるのかということ、ほとんど民家がございますので、なかなか収支が取れないのではないかなという気はしております。

あと、バスパックについてですが、起点を八戸のラピアから各町村に単線というのですか、で行くような組み方になっております。1か所行けば、もう行って帰ってきて終わりというような流れになっています。ちょっと質問をお伺いして考えていたのは、各町村複数のスポットを回るようにしたりとかというのができればいいのかなとは思っております。この辺については、会議のほうで発言をさせていただきたいなと思えます。

以上です。

○8番（藤原 文雄君）

ただいま公共交通のコミュニティバスの件について、なかなか現段階では難しいのではないかということのお話で、そこのところは十分私も考えて質問をしたつもりなのですが、そもそもバス会社のほうに委託をして契約を結んでいるということで、バス会社のほうの利益の問題もあるだろうしというのも十分分かるのですが、この間の新聞に報道がありましたけれども、バス会社のほうも運転手が足りないかというような問題が今あるということで、いずれそういう影響は絶対出てくるのではないかなと思えます。今のところは、三戸でお願いをしている分のコミュニティバス等ほうまく回っているという認識なのですが、今後を考えた場合に、枠を一つ一つの町で考え

るのではなくて、2町、3町の枠で考えたほうがより効率的になるのではないかなと
いうことで質問をしました。現在のところは問題が、考えるところまでいかないとい
うお話でしたけれども、そのところについてはまだ時間があるのであれば、今後考
えていただきたいと思います。

もう一点のバスパックの件については、やり方はもしかしたらあるのかもしれない
ということなので、そこはそういった会議の際に案を出すのは、機会があるのですか
ら、そういった意見がありましたということで出していただいて、検討をしていただ
ければと考えております。

今回の八戸圏域中枢連携都市圏の検証作業、将来のことについて町側から、町長か
ら答弁をいただきましたけれども、今後ともこの件に関しては積極的に活用していく
ことが町にとって大変有意義なことであろうと思います。その中で、町の個性を出し
ていくというのが圏域のそもそもの目的であったと思いますので、それについてはや
っていただきたいと思います。

②のことについて再質問をさせていただきます。三戸地区環境整備事務組合の評価、
検証のところについては、先ほど町長からお話をいただきましたが、ちょっと1点、
今回八戸地域広域市町村圏事務組合で本来やっていたごみの焼却施設の件について、
国の考えから、八戸圏域のほうから次期ごみ焼却施設の件について話合いの旨の相談
があったということだったと思いますけれども、これについて少し町の考え方につい
て聞きたいのですが、話合いには加わるということでよかったですか。もう一回、す
みません、確認します。

○町長（松尾 和彦君）

先ほどご答弁を申し上げましたが、今の三戸地区環境事務組合加盟町村の田子町、
三戸町、南部町でございますけれども、八戸市のほうからお話が合った焼却場の部分
については、経済的、合理的、そういったもろもろを考えると、まず協議会として参
加をすることが今後の方向性を見定めていく上でも必要であると、そういう必要性に
ついては同じ認識を持ったということでございます。

○8番（藤原 文雄君）

今町長のお話を聞きまして、将来のことについて話合いに参加するという
ことで、これについては私も同感でございます。

そこで、1つ確認をしたいことが、今までいわゆる三環で3つの事業をやってきた。
今回ごみの焼却施設について三八ブロックでの一緒のお話があったということで、こ
れ先月議会のほうに三環の事務局の方が来て、それについての説明をもらいました。
その中で、1つ確認をしておかなければならなかったなと思ったのが、三環と八戸広
域の話合いが始まるというのであれば、物すごく分かりやすい感じで進んでいくの
かなと思ったのですが、どうも三環の事務のお話によると、これは各町村で判断が必
要だという説明でございました。なるほど考え方は分かるわけなのですが、事三戸町
の立場として、今三環の事業を、3町で行っているごみの焼却施設がまだあって、計
画ではごみ焼却施設の長寿命化の工事を行ったり、それでもそもそも耐用年数が来る
ので、次というような試算は3年ほど前にやっているわけで、さらにはごみ焼却施設
そのもののお話であれば、できればそっちも活用してというようなことになるので
しょうが、現在行われているごみに関する事業の中では、ごみ収集のところも当然ある
わけで、そういった事業を総括で三環で行っているという内容で、八戸広域からの
話も分かるのですが、三戸の立場とすれば、やはり三環の今の事業を軸として次の争

点に入っていくといったような基本的な考え方を今決めておくべきなのではないかなと考えています。

というのは、この3町の中でも三戸町の立場、田子町は田子町で考え方があろうし、南部町は南部町の立場があるということを踏まえて、今回の八戸広域のごみ焼却の新設の話合いに加わるという中で、三戸町の基本的な考え方を、今町の考え方を確認しておきたいので、質問がちょっと難しいか分かりませんが、今現在町で考えている三環と将来の関係についてお願いします。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、お答えを申し上げます。

藤原議員の質問にお答えをしていきますが、まずこれは三戸地区環境整備事務組合という3町が一緒になった組織の、その中での話ということが基本的にあるということをもまずご理解をいただきたいと思えます。ですので、今この議場の場で、三戸町としてのということを出すのがどうなのかなというところはございます。ですので、どこまで踏み込んだご答弁になるかというところは酌んでいただきたいと思えます。

まず、三戸地区環境整備事務組合の今後の計画というものももちろん示されました。三戸町の認識とすれば、計画は一旦つくられたものの、そのとき、そのときでよりベストなものを選択していく、そのためのまず骨組み的なところで計画はつくったものだというふうに思っております。あの計画をそのままやっていきますと、それぞれの自治体、これから人口減少がさらに加速を実際していく中で、財政負担というのが非常に大きな課題になってきます。ですので、それを本当に実行していくことがいいのか、あるいはまた別の方法がないのかというのは、これは当然模索をしていくことになると思えます。そういった流れの中で、今回の八戸からのそういうご提案というものの、また調査というものの説明があったものですから、そういうのであれば協議には参加したほうが良いということで、合理的な説明をしていくためにも必要ということでございます。

○8番（藤原 文雄君）

今町長から大変分かりやすい答弁をいただきました。私の聞きたかったところについては、しっかりと答えていただいたなと思えます。三戸町の立場としては、三環でやっている今の事業を基本的なところに置いて、次の会議等に参加をしていくと、その都度都度に対してベストな判断を下していくというような答弁であったと思えます。まさしくそのとおりだと思います。ここの部分はすごく、私たち議員も説明を聞きましたので、でもこの間の説明によると、第1回目の調査であって、数字等について納得したかということ、必ずしもそうではない数字が並んでいたりして、いずれにしろ今後様々な、具体的な分かりやすい数字等は出てくるのだと思えますけれども、その都度、その都度町側としてきちんとした対応をしていただければなと考えております。

次の③の質問について再質問したいと思えます。八戸圏域水道企業団についての対応について、少し質問をしたいと思えます。まず1つ、根本的なところを聞きたいのですが、昨年だったと思えますが、先ほど冒頭で町長が説明した、国からの要望だと思うのですが、1市6町で構成する八戸圏域水道企業団と、三戸町と五戸町の簡易水道、田子、新郷の水道事業体の地域連携に関する協議を始めるという報道が昨年ありました。これについて、1年以上たっているのですが、町でこの話について説明があ

るものと認識をしていましたが、今までそういった説明がなかったもので、今回質問を出ささせていただきました。協議に参加しているのかしていないのか、始まるということなので、協議は始まっているのだろうけれども、そこについてどのような内容のお話があって、どこまで進んでいるのかお聞かせください。

○建設課長（齋藤 優君）

青森県三八地区水道事業広域連携推進協議会、令和5年の5月18日に設立いたしました。これまで協議と、あと調査とか、そういったものを進めてきてございます。組織といたしましては、任意協議会は各事業体の首長が加入しているもの、その下に担当課長が加入している検討部会というものがございます。その下に分科会というものがございまして、こちらが事務担当者、こちらのほうで各事業体の簡易水道施設の現状であったりとか、あと料金体系であったりとか、財政収支であったりとか、管路が今どういう状況になっているのか、そういったものを全て調査をして、現状を取りまとめてございます。その取りまとめたものにつきまして、検討部会のほうで4月19日ですか、に検討部会が開催されまして、そこで調査結果を各事業体で共有をしているところです。今現在どの段階にあるかというところでございますが、また各事業体で分析した内容について、どういった広域連携の仕方があるのかとか、具体的な部分までまだ踏み込んだ検討にはなっていないというところで、まだ皆さんにご報告をする段階ではない状況であります。今後協議会の中で検討して、皆様にご報告する段階になりましたら、ちょっとお時間をいただいて、ご説明をさせていただきたいと思いません。

以上です。

○8番（藤原 文雄君）

ただいまの広域についての協議の内容について説明をしていただきましたけれども、まだ具体的なところまで踏み込んだことにはなっていないということで、説明もなかなかどうなっているかについては今後というお話でした。町の立場とすれば、今言ったところはそうなのだろうと思いますけれども、1つ、今回の定例会で、議案第51号が議案の中で提案されています。これは、三戸町簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の制定ということで、直接的には条例の制定の議案でありますので、あしたこれについては審議があるわけなのですが、去年の5月にあった協議の話が全くなくて、いきなり条例の改正であったりというのが今出てくる状態というのは、何か一般の町民からしても、すごく分かりづらい部分ではないかなと思っています。知らないうちにそういった事実関係が用意されていくといったような印象を受けるのは、すごくよくないことだなということで、今回説明をさせていただきました。

本来は、先ほど町長が冒頭で言っていたとおり、施設等の維持には物すごくお金がかかるということで、基本的な考え方としては、私自身としては広域的なことを推進していかなければ、危うい状況になるのではないかなというのを基本的な考え方としているわけですが、例えば今回の簡易水道の件を考えてみますと、三戸町は水道企業団に入っている部分と簡易水道の部分で95%をカバーしているというお話でしたけれども、大変重要な生活のインフラのお話であって、一番問題になるのは、これ水道料金がかかっているわけなのですが、その料金設定が全く違うというようなことはどこかで話し合いをしなければならぬし、住民に対して丁寧な説明をしないと、なかなか前に進まないのではないかなということで、1つお伺いをしたいのですが、広域を実現するために国が提案している……

○議長（竹原 義人君）

藤原君に申し上げます。簡潔明瞭に質問をお願いいたします。

○8番（藤原 文雄君）

はい。国の施策として提案されている各種補助事業等があるかについて、今資料があったらお願いします。

○建設課長（齋藤 優君）

まず、先ほどお話のありました今回の議会にご提案する条例案、条例の制定案ですが、今回の条例の制定は、簡易水道事業と下水道事業の会計を公営企業会計に移行するために必要な条例整備をするというものでございますので、広域連携と直接的な関連はございませんので、よろしくお願い致します。

あと、国等からの財政支援措置というところでございますけれども、広域連携に伴って施設の整備等が必要になるといった場合には、生活基盤施設耐震化等交付金というメニューの中のうち、広域化の事業、あと運営基盤強化の事業、水道施設共同化事業の活用が可能ということで、いずれも交付率は3分の1ということになってございます。

ただし、広域事業につきましては、令和16年度までの時限事業となっております。広域連携に必要な施設等の整備の一例ということでは、連結管の整備であったり、集中監視設備の整備であったり、統合浄水施設等の建設、会計料金システムの統合、こちらのほうに交付金が充てられるということでございます。

あと、先ほど料金のお話も出ましたけれども、事業等を例えば統合して料金が値上げになったとかといった場合に、直接的に料金に補填する、差額に補填するという措置は、財政支援等はないのですけれども、建設改良費等で割高となって、その分が料金に跳ね返ってきた場合のその差額分につきましては一定の条件で普通交付税が充てられて、段階的に料金の設定ができるというような内容のものになってございます。

以上です。

○8番（藤原 文雄君）

料金設定のことについては、具体的なものはないということでしたが、町の示す補助金等の関係というものが16年度ということのようですので、あと11年ぐらいいもあるのか、ぐらいしかないのか、ここは判断の難しいところだと思いますけれども、いずれにしろこの問題、連携については積極的に考えなければならないというのを私個人は思っているのですが、ただ問題が問題でございますので、町側としては分かり次第、きちんとした説明をしていただけるように心がけていただきたいと思います。

質問が長いと言われましたけれども、今回の私の質問は主に積極的な広域連携を推進していくべきだという内容の質問ございまして、最後に町長にお伺いしたいと思います。町の三戸町総合振興計画にも近隣市町村との連携深化というような文言が入っています。その中の三戸地域共生に向けた取組の中で、「本町を中心とした隣接自治体との共生に取り組みます」という文言が入っているのですが、この本町を中心とした隣接自治体との共生という具体的な町長のお考え、行動はどのようなものか、お伺いします。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、お答えを申し上げます。

連携中枢都市圏という中での様々な取組、そしてまた総合振興計画から見たときでも、三戸地域共生に向けた取組ということで、総合振興計画の中には当然のことが書いてございます。これは、まず意味合いを申しますと、当然どこの自治体におきましても、田子町からは田子町を中心に見る物の見方というのがございます。三戸町も三戸町を中心に周りを見るということがございます。近隣町村とうまくいろんなので手を携えながら連携をしていくことが、広域化という中での非常に大事なところというふうに書き込んでいる部分だというふうに思っております。それは、行政の部分の連携ももちろん大事ですし、観光の部分も大事ですし、教育の部分でも大事です。いろんなものが、藤原議員が今回の質問でおっしゃっている広域連携というのをうまく使って、地域のためにやっていったほうがいいのだというようなことだと思うのですが、ここに書かれているのはそういうことだと私は理解をしております。

○8番（藤原 文雄君）

私自身は、この文章を読んだときに、もっと積極的な表現であるというように捉えていましたけれども、町長が今答弁されたことも十分に分かります。そういった中で、連携事業を積極的に進めていく姿勢で、今後とも町政に挑んでいただきたいということをお願い申し上げます。

<7番 栗谷川 柳子議員>

1. 防災行政無線が聞こえづらい住民への対策

○議長（竹原 義人君）

7番、栗谷川柳子君。

○7番（栗谷川 柳子君）

通告に従いまして、一般質問いたします。

1項目め、防災行政無線が聞こえづらい住民への対策。防災行政無線は、災害時に住民の命と財産を守るため、関連情報を迅速かつ正確に伝えるための連絡手段であるが、聞き取りづらくて困っているという声が各地区から聞かれます。天候や地形、住居環境等によって放送が聞こえづらい場合もあり、当町ではその対策として、戸別受信機や防災行政無線自動電話応答サービス、ほっとスルメール、SNSなどでも放送内容を伝えていますが、それらの方法を利用できない人、知らない人への対策を伺います。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、栗谷川柳子議員の質問にお答えを申し上げます。

防災行政無線が聞こえづらい住民への対策についてであります。防災行政無線の屋外スピーカーは町内71か所に設置しているほか、屋外スピーカーから距離的に離れ、音声が届かないご家庭に対しては戸別受信機を設置するなどし、町からの情報をお伝えできるよう対応しているところであります。

しかしながら、近年の住宅の高気密化や、雨、風などの気象条件、音の反響などにより聞こえづらい場合があります、町民の皆様からお問合せをいただく事例がございます。町では、このような事例を解消するため、電話による自動電話応答サービスやメール自動配信サービス、ほっとスルメールなどにより、放送内容の確認ができるよう対応をしているほか、大雨、台風、河川増水などの場合においては、青森朝日放送dボタン広報や町ホームページ、町SNSへ避難情報を発信するなど、多様な伝達手段を講じているところであります。

今後におきましても、町民の皆様へ、情報伝達の手段として重要な役割を担う防災行政無線の放送について、確実にお伝えできるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○7番（栗谷川 柳子君）

そこまでは、私も通告書の中で申し上げておりました、私の質問はそれらの方法を利用できない人ですとか、そういった電話応答サービス等のサービスを知らない人への対策を伺った質問でした。

○総務課長（武士沢 忠正君）

ただいま町長の答弁のほうから、防災無線が聞こえない場合はほっとスルメールであるとか、SNSであるとか、青森朝日放送のdボタン広報であるとかということの様々な方法で情報を得ることができますよという答弁でございました。議員のご質問の趣旨は、そもそもそれが使えない方はどうするのかということだと思います。町では、防災無線の放送をまずは流しまして、電話の自動応答サービスもやっているところでありまして、周知が年に1回、広報に掲載するだけということになってございます。あと、電話のほうも有料の一般電話を使っております。こういうふうな関係から、もう少し周知、広報をちゃんとやっていかなければいけないなということで考えております。電話自動応答サービスであれば、来年度の予算要求をしているのですが、フリーダイヤルでお金はかからずに、電話料はかからずにご利用いただけるというような内容にちょっと変えようかなということで考えておりますし、あと周知のほうも、自動応答サービス電話以外のものでも、こういった方法で情報は取れますよということを広報のほうに定期的に載せていきたいなということで考えております。

以上でございます。

○7番（栗谷川 柳子君）

通告書にそれらの方法を利用できない人、知らない人への対策を伺いますというふうに、私の通告書上はそうだったのですが、そちらに届いているのにはそこはなかったもので、今回のような答弁になったということでしょうか。

○町長（松尾 和彦君）

大変失礼いたしました。栗谷川議員のそれらの方法を利用できない人、知らない人への対策ということで、答弁のほうも書かせていただいたということでございます。まず、1番のところは、防災行政無線が聞こえづらいというものに対して自動応答サービスによって聞き直しをしたりとか、あとそれらができない人のためにメールで、ほっとスルメール等のあれができると。そしてまた、それらも駄目な場合は、青森朝日放送のdボタンであるとか、ホームページであるとか、そういった多様な伝達手段という中で考えているという答弁になっておりますので、ご理解をいただきたいと思

います。

○7番（栗谷川 柳子君）

結果的に先ほどの武士沢課長からの答弁で理解はしましたが、最初の時点で話がかみ合っていなかったのが私は非常に残念だなと思います。というのは、ヒアリングでも趣旨はお伝えしておりました。要は、町としては様々な手段を用意しているのは私も存じ上げておりますが、実際にそういった聞こえづらくて困っているのだよという皆さんに対して、電話応答サービスがあるから、そこに電話すれば聞くことができるよとお伝えすると、ええ、そんなのがあったのか、知らなかったという方が非常に多くて、そういったことを指して、それらの方法を利用できない人、電話応答サービスの存在等、ほんとスルメールですとか、そのほかの手段を知らなかった人たちへどのように対策するのかという意味で、通告の中で私は書いてあったつもりだったのが今回それが把握されていなかったということを残念だと思いますということです。

ですので、今電話応答サービスについても知らない人というのを、周知の方法ですとか、周知の回数を増やすことで、皆さんに知っていただけるような電話番号にしていきたいということでお話ししたいと思うのですが、この電話番号、今現在1つですが、今後まずフリーダイヤルにするということも検討されているということで認識は合っていますか。

○総務課長（武士沢 忠正君）

フリーダイヤルの運用については、電話番号を分かりやすくしていきたいということと、あと周知、広報のほうもしっかりしていただきたいというような内容のご質問でございます。現在、一般の電話ですので、ぱっと見すぐ記憶ができないような普通の番号になっております。こちらの電話の回線は、3回線用意してございます。来年度以降、フリーダイヤルにした場合にも同様に3回線で考えております。番号は、ちょっと希望の番号が取れるかというのは、今後NTTとの協議ということになるかと思いますが、可能であれば分かりやすい番号のほうがいいのかなと思っております。

あと、周知、広報のほうについても、知らなかったと言われる方がいらっしゃるということでもございますので、まだ案の段階、アイデアの段階ではございますけれども、電話機に貼るようなシールとか、あと名刺サイズの何かカードとか、あとは広報のほうに掲載するというので、先ほど答弁申し上げましたけれども、毎月広報の後ろのほうに防災無線の電話番号を掲載するとかというところで、今課内ではアイデア出しをしている状態でございます。何かご意見等ございましたら、来年度まで、間に合うのであれば対応してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○7番（栗谷川 柳子君）

ご意見はヒアリングの際にお伝えいたしまして、2つ、私、今課長おっしゃったことと重なってしまう部分もありますが、今回、2月に1度回覧したと、こういった電話番号がありますよということを回覧で回したということだったのですが、できれば今後、熱中症アラートの発令ですとか、大雨、洪水が発生しやすい夏場、そして大雪や火災が増える冬場などにも周知の手段や機会を増やしていきたいということでお願い申し上げました。

そして、あと1点が、スマホなどを使わない、または持たない方の場合、やはり自宅の固定電話のそばに、大事な電話番号をまとめて書いて貼っている方も多いと思い

ますので、例えば自動電話応答サービスの番号をステッカーにして貼っていただくなどいかがでしょうかというご提案は確かに申し上げております。回答としては、検討いたしますということですので、これは了解いたします。

そのほかですが、放送内容を聞き取りづらい場合でも、自治体によってはサイレンのパターンで緊急度ですとか重要度というのを工夫している自治体もあるようです。当町の場合は、サイレンについては何か工夫をされているのでしょうか。

○総務課長（武士沢 忠正君）

放送の際、サイレンの音色等の変更で分かるようにできないかということをございます。大変いい提案だと思います。実は、私もそういうふうに考えておりました。例えば火災の際のサイレンと、一般の放送の際のチャイムですか、というのは2種類ありますけれども、サイレンのメロディー、放送する際のメロディーですね、これは実は外部の放送のスピーカーの機械にも埋め込まれているものであります。できないことはないと思うのですが、ちょっと大仕事になるかなと思っております。その辺は、業者のほうにまた再度確認して、何か簡単にできそうなのであれば、対応はできるかなとは思っております。ただ、当初の導入の段階では、なかなか変えられないですよという話だったように記憶しております。その辺は、ちょっと調査をさせていただきたいなと思います。

以上です。

○7番（栗谷川 柳子君）

もしかしたら大仕事になるかもだが、調査、検討しますということで、了解しました。過去に、2019年の台風19号の際に、埼玉県利根川では、夜中に2回避難指示を発令したのですが、9,500人が避難所に避難したという事例があります。ただ、この際に、暴風雨で防災行政無線の音声ほとんど届かず、水防団、消防団、自治会がフル回転して情報を伝えたということがあったそうです。その直後の市民向けアンケートで課題を探ったところ、やはり断トツに多かったのが、防災無線の情報が聞こえなかったという結果が出たそうですので、当町においても、日頃細心の心得で町民の命と財産を守ることに尽力していることは私も重々承知しておりますが、万が一防災行政無線の情報が受け取れなかったことで取るべき行動を取れなかったとか、住民が危険にさらされたといったことが発生しないように、今後もさらに防災対策を常に常に十分に見直して、更新していただきたいと、そしてその周知にも力を入れていただきたいと思います。これについての質問は以上になります。

2. 観光振興の現状、課題、対策は

○7番（栗谷川 柳子君）

2点目です。観光振興の現状、課題、対策は。11ぴきのねこ石像巡りや三戸城址などを巡る観光客が着実に増えているように見えます。改めて、第5次三戸町総合振興計画にある観光振興の主要施策の現状、課題、対策を伺います。

1、通年観光の開発と推進、奥州街道を生かした観光ルートづくり、インバウンド観光の推進、グリーンツーリズムの振興、広域観光の推進について。

2、三戸駅から中心街までのアクセスが不便だという声がよく聞こえてきます。交通の利便性を高めて、さらに観光客を増やせるように、三戸駅にレンタル自転車とヘルメットを設置できないでしょうか。八戸圏域連携中枢都市圏に働きかけることはで

きないでしょうか。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、観光振興の現状、課題、対策でございます。

1点目の通年観光の開発と推進、奥州街道を生かした観光ルートづくり、インバウンド観光の推進、グリーンツーリズムの振興、広域観光の推進について答弁申し上げます。通年観光の開発と推進についてであります。国史跡三戸城跡城山公園を核とした観光事業は、例年開催される春まつりを行っているほか、城歩きや秋のライトアップなどの事業を実施するなどし、誘客に取り組んでいるところであります。

また、町民提案制度による事業といたしましては、夏の川まつりや先月開催された恐竜レースのほか、今月下旬にはアップルドームの駐車場において、新たにクリスマスイベントが企画されているところであります。

近年は、町内の有志が町を盛り上げようと、多くのイベントを企画していただき、三戸町を訪れていただく機会は着実に増えているものと捉えております。町といたしましても、積極的に関与し、応援していきたいと考えているところであります。

次に、奥州街道を生かした観光ルートづくりについてであります。令和3年度に観光ガイド育成講座を開催し、ボランティアの育成を行っております。同講座を修了したガイドの皆様が主催する街歩きでは、役場庁舎にある鳥瞰図で奥州街道を説明した後、松風堂やまちの楽校、郵便局、観福寺、ポケットパーク等、旧奥州街道にあるスポットに立ち寄りながら周遊するのが基本コースとなっているほか、ご要望に応じたコース設定も行っているところであります。

今後も、街歩きを通して旧奥州街道に触れ、体験できる機会としてご利用いただけるよう、ガイドの皆様とも連携、協力を図ってまいりたいと考えております。

次に、インバウンド観光の推進についてであります。町内観光施設へ誘導する看板などの更新の際には、英語表記を付け加えるなど対応しているほか、歴史民俗資料館や道の駅さんのへ、11ぴきのねこの石像などの観光スポットには、多言語対応サイトの情報を参照できるよう、QRコードの設置を進めているところであります。また、このほか、町観光協会におきましても、インバウンドへ対応した観光パンフレットを作成中であるとお伺いしているところであります。

次に、グリーンツーリズムの振興についてであります。令和3年度及び令和4年度において、ふるさと納税の返礼品としてニンニク生産者の協力を仰ぎ、ニンニク収穫体験を試験的に企画し、両年度ともに1件ずつの寄附をいただいております。収穫体験につきましては、令和3年度は雨天により中止となりましたが、令和4年度は天気に恵まれ、収穫を体験し、大変喜んで帰られたと伺っております。

今後の課題といたしましては、繁忙期の農業体験は生産者への負担が生じることや、屋外での活動となるため、天気に左右されてしまうことなどが挙げられるものと捉えております。今後、一般向けのグリーンツーリズムにつきまして、他の事例を調査、研究し、充実化を図ってまいりたいと考えております。

次に、広域観光の推進についてであります。三戸町、南部町、田子町の各町の観光スポットを案内するため、道の駅さんのへや南部町民体育館、名川チェリーセンター、田子町ガーリックセンターに観光案内看板を設置しているほか、今年度においては広域エリア内を周遊する観光事業といたしまして、V I S I Tはちのへが主催するデジタルスタンプラリーや、三八地域県民局が主催する三八キャンプスタンプラリーが開催されているところであります。

今年5月の新型コロナウイルス感染症5類への位置づけ変更などから、外国人観光

客を含む国内旅行者は増加傾向にある中、旅行形態は団体から少人数グループにシフトしてきております。三戸町ならではの観光資源をアピールしつつ、圏域内の市町村と連携することで、三八地域全体としての魅力を強力に発信し、観光客を取り込めるよう、V I S I Tはちのへ、八戸圏域連携中枢都市圏、三八地域県民局に積極的に働きかけてまいりたいと考えております。

2点目の三戸駅へのレンタル自転車の設置と八戸圏域連携中枢都市圏への働きかけについてであります。三戸駅への設置は、自転車を貸し出す際の受付や返却等の管理が必要であり、管理者の常駐を想定しているため、無人駅の三戸駅への設置は現状難しいものと考えております。

また、レンタル自転車の広域利用につきましては、V I S I Tはちのへで、令和元年度に八戸市内に営業所を有する事業者のシェアサイクリングシステムを利用し、市内での実証実験を行っております。将来的には、八戸圏域に当該システムの利用を広めていく計画がありましたが、令和2年度にシェアサイクリングシステム提供事業者が撤退したことにより、白紙となった経緯となっております。

当町においては、令和3年7月21日から11月30日までの期間において、試験的に三戸町レンタサイクル実証事業を行いましたが、コロナ禍ということもあり、利用者は2組3人となっております。先日、11ぴきのねこの石像巡りをしている県外旅行者からは、「意外に坂が多くて大変。自転車があると助かる」とのレンタル自転車を望む声もお聞きしております。

今後、訪れる方々の交通手段の選択肢を増やし、気軽に町内を周遊していただける環境を整備していくことは、観光誘客を図っていく上で重要であると考えておりますので、レンタル自転車の設置につきましては、圏域ワーキンググループで提案するとともに、町単独での実施に向けても調査、検討をしてみたいと考えているところであります。

○7番（栗谷川 柳子君）

先々月、10月に、青森県のほうで月例観光統計調査の数字速報を発表されておりましたけれども、令和5年10月の数字で、主要34観光施設の入込み客数は87万少しということで、前年比はもちろんのこと、令和元年の同月比も105%以上達成したということで、青森県だけでなく、日本全国観光客の戻りというのは非常に毎日のようにニュースで取り上げられていることだと思います。三戸町でも観光客の戻りが確認できていると思いますが、今回第5次三戸町総合振興計画上の令和5年の目標値というのは、40万6,175人という目標を定めていたと思いますが、直近の数字達成度というのは分かりますでしょうか。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

直近の年間観光入込み客数、三戸町の客数はどうかということでございます。令和5年の9月末現在であります。48万7,029人となっております。これは、前年の同月比と比べまして5万3,000人強増えているということになりまして、これらの数値につきましては、城山公園、道の駅さんのへ、SAN・SUN産直ひろば、さんのへパークゴルフ場の施設の利用者のほか、三戸の春まつり、夏まつり、秋まつり、あとまける日、これの集計となっております。

以上です。

○7番（栗谷川 柳子君）

非常に大きな伸びが確認されたことと思います。昨年度より5万3,000人強の48万7,000人ということで、これにプラス11ぴきのねこの石像巡りですとか、三戸城址巡りというのが加わってくると思うので、実際はもう少し多くの方が観光客として当町に訪れてくれたのではないかと思います。この点について、非常に喜ばしい数字で、驚いたというところが私自身もありますけれども、町長はこの現状というのをどのように評価されているのか。この計画に掲げた町長がイメージしている観光振興の進み具合と実績というのは、どのように評価されているのかお聞きしておきたいです。

○町長（松尾 和彦君）

ただいまの質問にお答えを申し上げます。

ただいま栗谷川議員からもご紹介をいただいた統計上の数値におきまして上向きの数値が見られたということは、大変喜ばしい兆しが表れているのかなというふうに思っております。今後、様々な感染症や天候など、いろんな事象があろうかと思いますが、着実に伸びていってくれることを心から願っているところでございます。

○7番（栗谷川 柳子君）

主要施策5つの項目のうち、何点か少しまだ気になる場所がありますので、町長のお考えをお聞きしたいのですが、奥州街道を生かした観光ルートづくりのところで、令和2年度の時点での現状と課題の欄にこのようにあります。「奥州街道」、「関根の松」、「南部家にまつわる文化財」、「会津三碑」など、観光資源は豊富にあります。それらを十分に活かしておらず、中心商店街、三戸の食といったような総合的な観光モデルコースとしては今現在「三戸街歩き」だけであり、観光が産業として活発に行われているとは言えない状況です」とありました。そのための施策として、奥州街道をコースの軸とし、町内をゆっくりと散策できる観光モデルコースを開発しますというふうに書かれておりましたが、今も街歩きがメインになっていると思うのですが、この課題の中では「街歩きだけであり」とありましたので、街歩き以外の何かコースを用意するのだったのかなというふうに私は読んでいたのですが、そこはどうか。

○町長（松尾 和彦君）

お答えを申し上げます。

まず、街歩きについては、三戸町は非常に早く取組をし、そしてまた街歩きガイドのほうも順調に成長して、今たくさんの方々に対してのアピールは非常に強いものがあるのだというふうに思っております。また、いろんな、城山公園であったり町内の史跡であったり、そういったもののルートづくりというものについて、観光庁の予算化ができないかとか、庁内でいろいろ検討を進めておりましたが、現在のところはそれはまだ実現には至っておりません。

○7番（栗谷川 柳子君）

願いとしては、奥州街道を、やはり歴史的に詳しくたどれる観光ルートの開発というのを本当に力を入れてやっていただいて、歴史を語り継ぐ人がいるうちに、ぜひ歴史をつないでいていただきたいというふうに思います。

2点目ですが、グリーンツーリズムの振興というところで、今現在収穫体験等を用意しているということなのですが、令和2年度時点での現状と課題の欄には、豊富に広がる農園、中心市街地での食、各観光地を効果的に結びつけたルート開発をしてい

く必要があると、そして農業や商業と連携した観光産業を振興していく必要があるというふうに記されておりましたが、実際観光地を効果的に結びつけたルート開発というのは進んでいるのでしょうか。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

総合振興計画にありますグリーンツーリズムのさらなる振興に関するご質問であります。町長答弁にもありましたように、グリーンツーリズムに関しては修学旅行生以外というところで、一般の観光客も対象とすることで交流人口を増やして、農業と観光の振興を図りたいというところを主要施策としてございました。町長答弁の中にございました、令和3年度と4年度におきまして初めてニンニクの収穫体験というものを、ふるさと納税の返礼品として新たに設定したものでございました。ただし、実際にやってみて、受入れ農家のほうの負担というのもちょっと大きかったというところもありまして、負担があまりかかり過ぎないような方法というのを今後検討していかなければならないというふうに考えてございます。

また、そのように新たに取組んだ事業、この見直しと、課題も踏まえまして、今後実施するのと併せて観光のほうにもつなげていけるような取組等も考えていかなければならないと思っております。グリーンツーリズムプラス観光という事業というのは、現在のところはございません。

以上です。

○7番（栗谷川 柳子君）

私は、第5次三戸町総合振興計画の施策にある文言をそのまま引用しているのですが、手がけていないということでしょうか。書いてあるのをそのまま読みますが、これ施策です。「これからは豊富に広がる農園、中心市街地での食、各観光地を効果的に結びつけたルート開発を行い、農業や商業と連携した観光産業を振興していく必要があります」と書かれているのですが、これはイメージとしてはどういうことを……どういう内容なのか、ちょっと分かるように説明をお願いします。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

ただいま栗谷川議員読み上げていただきましたところが、第3節の観光の振興の中にあります現状と課題というところになるろうかと思えます。現状と課題として、これからは豊富に広がる農園、中心市街地での食、各観光地を効果的に結びつけたルート開発を行って、農業や商業と連携した観光産業を振興していく必要がありますと、この現状と課題を踏まえまして、右側の主要施策として、グリーンツーリズムではこのような形で振興していきたいというところで掲げたものでございます。その中身については、現状修学旅行生、首都圏とか近畿地方からの修学旅行生が農業体験で盛んに訪れていると。これは、子供たちだけではなくて、一般の観光客も対象にすることで増やしていきたいと。農業と観光の振興を図りたいというふうに当時策定の時点で計画したものでございますが、令和5年度の時点であっても、農業とのつながりはありますけれども、それを観光、農業と観光というところではまだそこまで至っていないというものになります。

以上です。

○7番（栗谷川 柳子君）

分かりました。

もう一点です。広域観光の推進のところで、令和2年度時点での現状と課題の欄に、「本町だけで完結するのではなく、三戸南部氏ゆかりの地として結びつきの深い周辺町村とも連携し、広域的な観光開発を行うことで、相乗効果を生み出すことも効果的であると思われまます」とありました。そして、主要施策には、「八戸地域連携中枢都市圏構成市町村と連携することで、市町村の枠にとられない広い地域を周遊する観光ルートを開発し、観光のより一層の推進を図ります」とありました。そして、先ほど町長の答弁の中にもその旨、お話がありましたが、これまで4年間、何度もこの類いの質問をしていて、ほぼ同じような回答をいただいているというふうに私は感じておりますが、実際今年は何か進展はあったのでしょうか。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

新たに行われた事業ということのご質問でございます。町長答弁の中にごございました今年度行っている事業といたしまして、広域エリア内を周遊する観光事業として、V I S I Tはちのへが主催しておりますデジタルスタンプラリー、これは昨年度も実施しているものでございますが、昨年度の実績を踏まえて見直しをして行っているスタンプラリーや、三八地域県民局が主催するところでは、三八キャンプスタンプラリーと申しまして7市町村の地元食材を買えるショップと、アウトドアスポットを巡るスタンプラリーが開催されているところでございます。今年度始まったかどうかということで、ちょっと詳細については把握してございません。申し訳ございません。

○7番（栗谷川 柳子君）

三戸南部氏ゆかりの地として結びつきの深い周辺町村とも連携し、広域的な観光開発という部分についてはいかがでしょうか。

○議長（竹原 義人君）

暫時休憩します。

（午後 2時52分）

休 憩

（午後 2時58分）

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

ご紹介させていただきます。V I S I Tはちのへにありますモデルコースの中には、南部氏の居城を巡るローカルバスの旅というモデルコースがございまして、史跡根城の広場を回りまして、聖寿寺館、三戸の国史跡三戸城跡城山公園を回りまして行くもの、このコースがございまして、これがまず広域、広い範囲を周遊する観光ルートというところに該当するかと思われまます。

以上です。

○7番（栗谷川 柳子君）

分かりました。これは、今答弁いただいて、そういったルートというかツアーがあったということで、さっきの私の質問は何か大変な混乱を招くような質問だったのでしょうか。

○議長（竹原 義人君）

栗谷川議員に言いますが、さっきの質問は質問でよろしいです。続行してください。

○7番（栗谷川 柳子君）

様々ありましたが、観光といえば非常に幅が広くて奥が深いものであって、相当マーケティングの知識ですとか技量が必要な分野であります。ですので、観光の促進、観光の振興ですとか、そういったことに取り組む体制の整備というのも非常に、観光客48万人を超えたレベルになっておりますので、それに取り組む皆さんの体制の整備というのも今後重要な課題になるのではないかなど私は思っております。それで、例えば担当課であるまちづくり推進課は、非常に日頃から所管する内容が多い部署だと感じております。ですので、そういった中でも集中して観光振興に取り組めるような環境づくりというのも必要なのではないのでしょうかと思っております。

その部分と、観光協会というのが当町にももちろんありまして、さらに強い連携を図る必要もあるのではないのでしょうかというふうに思います。これについて、例えば観光協会も、今の観光協会では専従している方というのは非常に少ない人数で回しておられる。できることにも限りがあるという状況だと思いますが、今後本当に観光に力を入れて、それを経済効果というふうに町に落とし込みたいのであれば、やはり観光協会の在り方というのも、そこに対して町でどういった支援ができるのかということも考えていかなければならないと思いますが、町長、担当課の体制づくりですとか、町長が思う理想の観光協会の働きというのはどういったものなのか、そして今後の期待というのはどういったものなのかお聞かせください。

○町長（松尾 和彦君）

観光協会に対しての期待といいますか、こうあってほしいという、そういうことをお聞きしていただいたのだというふうに思います。当町の観光協会、歴史も結構長いわけなのですが、昭和33年頃には三戸町にも宿泊施設がたくさんあり、いろんな会議体や団体も三戸に集積をし、その当時は非常ににぎやかに、観光事業者がたくさんいたのだというふうに思っています。そういった中から三戸町観光協会というものが設立をされ、城山公園のお花見あるいは秋まつり、これらの運営を担ってきているというふうに考えております。今後、どういうふうな形の観光協会というのが望ましいかなれば、その主体になる会員の方々は、やっぱり観光事業者が主体の会員になってくれることが一番事業についても、また活動についても実になるものだというふうには考えておりますが、残念ながら直接観光事業に関わる方が非常に少ない。そういう中で、今観光協会は観光事業を担っているという現状でございます。

そういった現状を打開していくというのは、これはなかなか簡単な話ではありませんが、現在もう店舗はなくなってしまいましたが、宿泊であるとか、あるいはまた飲食等も広域に活動できる飲食店であるとか、それぞれの事業者がより力をつけて、観光事業者としてなってくれることがまずは非常に大事なのであろうと。その上で、以前は事務局スタッフというものも町は支援をしておりませんでした。今は事務局のスタッフの部分も含めて支援をしております。そういったものがだんだん拡充をされていくこともあるのだらうというふうに考えております。

○7番（栗谷川 柳子君）

まちづくり推進課の中での観光振興に従事する体制についてはいかがでしょうか。

○町長（松尾 和彦君）

現在まちづくり推進課の中で、観光協会等の部分についても、また観光事業のほうについても担当しているわけでありますが、大分遡りますと、商工、観光の部分は、以前は1名で対応していたのが三戸町の体制でございます。そういうことから考えると、現在はかなり拡充はされているのかなというふうに感じております。

○7番（栗谷川 柳子君）

観光というのは、この町にとって今後の経済効果ということも含めて、本当に観光客が増えて、質のよいコンテンツ等を提供できれば、非常に経済効果、消費拡大というのを促すことができ、町内事業者の雇用にもつながりますし、またこれだけたくさん観光客来てくれるなら、新しく店を開こうと思う人も増えてくるのかもしれない。そして、観光振興が産業振興につながって、やはり起業ですとか、移住、定住ですとか、結婚、出産というふうにもつながって、いいサイクルができてくるための発端となるのが観光かもしれないので、非常に経済効果を生めるような内容のコンテンツをつくっていただきたいので、それを運営する方々にも非常に集中して力を注いで取り組む誰かが必要なのではないかなと思ったので、今の質問をした次第です。

そして、今後は、観光客が増えました、48万人というふうな数字を打ち出すほど増えましたというのは非常に喜ばしいことなのですが、満足度というか、コンテンツの充実とか、訪れた人の満足度を高めるということも大きな課題になってくると思います。例えば三戸に行ってみただけけれども、大したことなかったとか、交通の便が悪いし、飲食店も少なかったし、お土産もバイパスのほうまで行かないといろいろ買えなかったとか、そうになってしまうと、周りに三戸いいところだよ、行ってごらんというふうに勧めしてくれる人も少ないと思いますし、リピートもしてくれないというふうに悪循環してしまいますので、質というところにもこだわって、そして経済効果の測定というのも今後非常に必要になってくると思います。経済効果を測定して、分析をして、本当に産業振興につながっていけるような流れをつくっていただきたいなと思いつての質問でした。

今回私の質問は以上になります。

○議長（竹原 義人君）

10分後再開予定をもって休憩します。

（午後 3時09分）

休 憩

（午後 3時20分）

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

会議時間の延長

○議長（竹原 義人君）

お諮りします。

本日の会議時間は一般質問の都合により、この際あらかじめ延長したいと思いますのですが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は延長することに決定しました。

< 1 番 柳 隼 圭太議員 >

1. 三戸町消防団の現状について

○議長（竹原 義人君）

一般質問を続行します。

1 番、柳隼圭太君。

○1 番（柳 隼 圭太君）

それでは、議長よりお許しをいただきまして、第514回定例会におきまして、私の一般質問をさせていただきます。

今回の私の質問事項は、1、三戸町消防団の現状についてです。8項目にわたって質問をさせていただきます。消防団組織の活動は、団員活動と本職を兼職しながら、有事発生の際には町民の生命、財産を守るために現場へ駆けつけ、常備消防と連携をし、後方支援活動を行っております。

また、消防署から距離のある地域では、初動の動作、救急、救助、消火活動を想定して訓練をし、町民の安全と安心のため、防災・減災、災害に強いまちづくりと地域力の向上に貢献しており、当町には必要不可欠な組織であります。

しかしながら、消防団の人口減少、団員の高齢化などにより団員は減少し、またかつてに比べ、団員同士のつながりや組織的指揮命令等の上下関係、活動に抱く感情なども時代とともに変化しております。

こうした中、三戸町消防団の組織力強化と定員充足率の向上、新入団員の確保のためには、消防団員が地域の防災リーダーとして分団を運営していることを町民に理解してもらうことや、町から支出されている常備消防費、非常備消防費の支出は適正か、組織に課題はないかななどを協議することが必要だと考えることから、消防団設置者である町長に、以下の8項目について質問をいたします。

1 項目、設置者として思い描く今後の消防団の展望。

2 項目、消防団に関する条例、規則の見直しについて。

3 項目、町有施設である消防団屯所の運営に係る経費の負担について。

- 4つ目、惨事ストレスの軽減や団員間のハラスメント対策について。
 - 5つ目、訓練や行事開催時の食糧費の負担について。
 - 6つ目、非常時出動時の団員への食糧費の負担について。
 - 7つ目、消防団の団員報酬及び保険料の詳細について。
 - 8つ目、消防団分団の運営経費区分の明確化についてでございます。
- 以上、よろしく願いいたします。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、柳零圭太議員の質問にお答えを申し上げます。

ただいまお話しされましたように、三戸町消防団の現状について、8点のご質問でございます。1点目の設置者として思い描く今後の消防団の展望についてであります。地域防災の中核的役割を担う消防団については、少子高齢化や就業形態などの社会的構造の変化により、団員数が減少傾向にあります。先般開催された三戸町消防運営審議会においても、団員確保方策については、潜在的な入団希望者の入団促進と、団員として長くお勤めいただく工夫が必要であることを関係者間で確認したところであります。

今後におきましては、町と消防団で団員確保方策を具体化し、団員確保に併せ、団員の資質向上、設備の充実に努め、有事への備えに万全を期してまいりたいと考えているところであります。

次に、2点目の消防団に関する条例、規則の見直しについてであります。三戸町消防団の設置及び定員、任免服務等に関する条例は昭和48年、三戸町消防団規則は昭和31年に定められ、必要に応じ、都度改正してまいりました。

今後におきましても、関係する法令や各種の通達などに応じた改正を行ってまいりたいと考えております。

次に、3点目の町有施設である消防団屯所の運営に係る経費の負担についてであります。電気と上下水道、浄化槽、建物災害共済金の経費については、町が事業者に対し直接支払いを行っております。灯油やガスなどの燃料費、軽微な備品や消耗品の購入、軽微な修繕については、町が分団に支給している運営管理報償費の中から分団が支払いをすることとしております。

次に、4点目の惨事ストレスの軽減や団員間のハラスメント対策についてであります。惨事ストレスはその職務を通して、日常的にトラウマを引き起こすような出来事や、被災者に接することで生じるストレスの一種で、特に大規模な災害時に発生しやすいと考えられております。

総務省消防庁では、これに対応するため、緊急時メンタルサポートチームを消防本部等に派遣することとしており、消防職員だけでなく、消防団員の心のケアを行っております。大規模災害時は、この制度を活用し、平常時は団員に対し、惨事ストレスの概要や解消方法について周知してまいりたいと考えております。

また、ハラスメント対策についても、幹部会議や幹部研修などを通じて周知し、発生の予防に努めてまいります。

次に、5点目の訓練や行事開催時の食糧費の負担と、6点目の非常時出動時の団員への食糧費の負担についてであります。団長の招集により出動した際には、団員個人に出動報酬が支給されます。この報酬は、出動に伴い発生する費用の実費弁償とされており、食糧費もこれに含まれると考えられているため、原則として食糧費は個人の負担となるものであります。

次に、7点目の消防団の団員報酬及び保険料の詳細についてであります。団員報

酬は処遇改善を図るため、令和4年度支給分から年額報酬、出動報酬ともに引上げを行っております。年額報酬の額については、団員階級は国の基準額である3万6,500円であり、その他の階級においては業務の負担や職責等を勘案した額に設定をしております。また、出動報酬は、出動種別ごとに災害出動が1日8,000円、半日3,500円、訓練出動、警戒出動等が1,500円となっております。保険料については、退職報償金と公務災害補償費の負担金、消防団員等福祉共済と消防団員罹災互助会の掛金ともに全額町が負担しているものであります。

次に、8点目の消防団分団の運営経費区分の明確化についてであります。町が分団に支給する運営管理報償費は、3点目で申し上げたとおり、灯油やガスなどの燃料費、軽微な備品や消耗品の購入、軽微な修繕などにご利用いただいております。支給額は、1分団当たりの基本額と団員の人数に応じた加算額で積算しており、団員報酬の個人支給に伴い、令和5年度から増額をしているところであります。

○1番（柳 圭太君）

ありがとうございます。それでは、順に再質問のほうをさせていただきます。若干回答が重複することもあるかと思いますが、その点についてはどうかご容赦いただきたいと思っております。

それでは、1番目の消防団設置者として思い描く今後の展望についてでございます。具体的な政策が述べられていないように感じたのですが、もう少し消防団の組織強化、また新入団員の促進事業について町長のお考えを伺いたいのですが、その点についてよろしく願いいたします。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、お答えを申し上げます。

まず、1点目の質問として、設置者として思い描く今後の消防団の展望ということ、一番肝腎であります団員の確保というところについて、これからも団のほうとも協力をしながら団員確保に努め、そしてまた資質の向上、設備の充実に努めて、有事の備えに万全を期してまいりたいと、そのように答えたところでございます。展望というもっと幅広い意味合いなのかもしれませんが、これからの、何年先ということを取りあえずこの場ではお示しすることはできませんが、それぞれの人数が減少しながらでも、地域を守っていくことができる消防団というものをやはり町として維持をしていくことが一番肝要なことであろうというふうに考えております。

○1番（柳 圭太君）

具体的な政策というような意味合いでしたので、例えば町で行っている防災チャレンジ、総合防災訓練の回数を極端にですけれども増やしていく、または総合防災訓練の内容を少し見直してみる、団員同士の総合防災訓練であったり、訓練内容を見直してみるとというような意味合いで質問したつもりではあったのですが、私の話した展望というのが幅広い意味合いで捉えられてしまった点はちょっとご容赦いただきたいかなと思います。

そういった意味で、もう一度お伺いしたいとは思いますが、どうしても組織強化であったり団員の資質向上という意味では、今後、やっぱり災害というものは多様化してきておりますし、そうした意味では団員に求められる対応力というものも当然異なってくると思います。もう一度、ちょっと話がぶれる前に、防災訓練の内容を見直してみるとか、事業を増やすとか、具体的な政策等を今後考えているのかいないのか、そ

ういった意味での質問でございます。もう一度、町長、お願いいたします。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、お答えを申し上げます。

コロナ禍により、訓練を行うことが大変難しい状況が続いてきておりましたが、5類相当となった現在では、大きな制限なく訓練を行うことができるようになってきております。これまでも日常的な車両点検やポンプ運用訓練のほか、山岳救助を想定した訓練、隣接する分団同士や田子町との中継送水訓練、救急救命講習などを行ってきました。今後は、これらに加え、青森県消防学校による消防団員向けの研修への参加や、議員からご提案のあった惨事ストレスやハラスメント防止に関する講習なども実施を検討してまいりたいと考えております。

○1番（柳 圭太君）

ありがとうございます。ぜひご検討していただきたいと思っております。そういった際には当然団員のほうへ、防災訓練に参加していただくための周知方法というものがあろうと思うのですが、そうした周知方法というのはいかなるように行ってきたのでしょうか、伺いたいと思っております。

○総務課長（武士沢 忠正君）

ただいまのご質問でございますが、防災訓練など各種行事等に出席等する場合の周知の方法ということでございます。これは、まず団長のほうから各分団のほうにご案内を差し上げて、訓練とか、様々な日々の点検であるとかということについて、出勤命令という形をお願いをしているということでございます。

○1番（柳 圭太君）

団員も本職と兼職をしているわけでございますので、要望といたしましてはもう少し計画性を持って、こういった防災訓練も取り組んでいただきたいという趣旨でご質問をさせていただいたというのが根底にありますので、ちょっと少しわがままな質問だったかなと思っております。

周知ということも踏まえて、ちょっと違う面で質問をさせていただきたいのですけれども、消防団のPR活動というふうなことで、町の中で消防団加入促進の説明会というものがあったと思うのですけれども、これはどういった内容なのか、ちょっと詳細について教えていただきたいと思っております。開催の日時であったりとか、その頻度であったりとか、そういったものについて教えてくださいと思います。

○議長（竹原 義人君）

暫時休憩します。

（午後 3時38分）

休 憩

（午後 3時40分）

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○総務課長（武士沢 忠正君）

消防団加入促進の説明会という催物は開催しておりません。ただし、団員の加入促進の意味合いから、団のほうで個別にご家庭のほうを訪問させていただいて、ご本人さんのほうにお願いをするなどというような活動は、個別の分団ごとで行っているということでございます。

以上です。

○1番（柳 圭太君）

分かりました。私自身も団員として加入したときに、そうした加入促進の説明会を受けて加入したわけではございませんが、町として独自にそういう加入促進の何か活動を行っているのかなという意味で質問をさせていただきました。総務課として、自治体として努力はしているということでございましたので、その点に関しては了解をいたしました。

もう一点、同じようなことでお聞きしたいことがございました。似たような、消防庁のホームページについていたことなのですけれども、消防団応援の店という事業があったと思います。これは、一応括弧書きで予定というふうなことで書いてはございましたが、その後どのような進捗状況となったのか。予定のまま現在も進行している、または事業として検討している、そういったこと、どういうふうになっているのかお聞かせいただければと思っています。

○総務課長（武士沢 忠正君）

それでは、消防団応援の店の取組の状況ということでございます。これは、以前に商工会のほうを通じて消防団応援の店という、加入していただいて、その店舗を消防団員の方がご利用になった際に割引をしていただくとかというような取組をやるということで進めていたところでありまして。進める中で、様々店舗のほうから聞き取りをしておりましたら、店により参加するところ、参加しないところというところがまずは出てくると。それがかえって、加入していないところであれば、何か差別的な見られ方をするのでないかとか、様々この辺はご意見をいただいております。逆にぜひ取り組んでいただきたいという声もございました。ただ、一律に町のほうからお願いはするのですけれども、お店のほうでまず参加しない場合というのは差別的に見られるというか、そういったところのご意見があったので、ちょっとその辺の取組は一旦保留ということにしております。

あと、割引をするということは、お金が発生します。そのお金を誰が負担するのか、町が負担するものなのか、あとは店舗で負担するものなのかというところがちょっと問題になってきます。町が負担する場合、ではお店のほうに割り引いた分を町がお支払いしますよとなった場合に、例えば飲食店ご利用になった場合、割引料を、飲食分を町が負担するということになるので、その辺も若干検討が必要なのかなというところでは考えております。

このほか、ちょっとこまい話になるのですが、消防団の団員個人に対して寄附をするということになります。商店から割り引いた分の金品を寄附すると。これがそもそもどうなのかなというところもありますので、ちょっとその辺を考えなければいけないとは思っています。

すみません、長くなりましたが、しかしながら実際取り組んでいる町村は、あるに

はあります。こういったところはどう考えているのかなというのは、ちょっと確認をしていかなければいけないのかなと思っております。

以上でございます。

○1番（柳 圭太君）

先にいろいろとお話をしていただいたので、今後の課題であったりとか、もし事業として進めるのであれば、消防団としての身分を明かすための消防団員としての証明書の発行であったりとか、課長おっしゃっていたとおり、予算、またはそれが交付金として使えるかどうか、そういった様々な面から検討しながらということもございますので、そうした様々な課題を、当然県内でも私の知る限りだと1市しか行っていない事業だというふうに認知はしておるのですけれども、ただやっぱり当然事業者の公平性であったりとか、いざ使ってみた事業者の反応というのもかなり手厳しいものだというふうには認識はしておるのですけれども、そうした様々な課題を乗り越えていかなければならない部分もあるので、この点に関してはぜひご検討していただきたいなと思っております。よくよく吟味した上でと思っております。

2番目の条例並びに規則について、ちょっとお尋ねをしてみたいと思います。三戸町消防団規則において、いろいろ読ませていただいて、消防団規則の第20条、「消防団及び分団等は、次の文書、簿冊を備え常に整理しなければならない」とあります。しかしながら、こちらの条例に関しては、近隣の条例規則と比較した場合、また設置当初と現在の団員状況を踏まえた場合ですと、実質団員名簿であったりとか退団者名簿、こちらは統一してもいいのではないかなというのが私個人の感想です。また、沿革誌、日誌、12番の火災記録簿、15番の訓練、災害出場一覧表、こういったものも団員の記録を残す1書類として統一するべきではないかなと思っております。書類としてまとめられるものがあるのではないかなと、そうしたほうが分団の備品として整理、管理しやすいかなと思っておりますが、その点について町側のご見解をお伺いいたします。

○総務課長（武士沢 忠正君）

ただいまの条例、規則の中身の様式等の改正が必要ではないかということでございます。これまで関係する規則、条例等については、各種の消防署の通達とか消防運営審議会などを通して、様々な見直しを行っているところであります。内容の精査については、ただいまのご意見を参考にして、内部で検討させていただきたいと思えます。最終的には、分団のほうで現状どうしているかというところの確認も必要であろうかと思えますので、分団のほうとの協議等々も経た上でやっていきたいと思えます。以上でございます。

○1番（柳 圭太君）

審議会であったり分団との協議の上、検討していくというふうにあったのですが、見直すというふうな意味で、ではもう一点だけお聞きします。同じような20条の規則について、10番、給与品及び貸与帳、そしてその下にある11番、贈与金（品）受払帳、こちらについては、三戸町消防団の設置及び定員、任免服務等に関する条例には消防団への金品の贈与についての具体的な記述がされていないと思います。この金品贈与に関する扱いに関しましては、先ほど総務課長もおっしゃっていましたが、非常勤特別職の地方公務員の立場から寄附金の扱い等はどういうふうなお話でありましたが、地方自治法の210条または204条に、地方財政法においては4条の5、これが割当ての寄

附金等の禁止という、こちらの観点からしっかりと明記するべきと考えております。そうした観点を踏まえて、もう一度、総務課長ないしは町長のご見解をお聞かせください。

○総務課長（武士沢 忠正君）

ただいまのご質問でございますが、条例、規則の様式等の改正に付随しまして、三戸町消防団規則第20条に定められている簿冊のところ、ちょっとそぐわないものがあるということの対応をどうするかということでございます。こちらは、見直しが必要なのかなとも思っております。実際他町村の同じ規則を確認させていただいたら、ないところがほとんどかなというふうに捉えております。まず、見直しということで検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○1番（柳雫 圭太君）

見直しが必要だなという表現だったのですけれども、見直すのでしょ、ここは。見直さなければ、今までの消防団の慣習というのがずうっと続いていくのです。だからこそ、今この質問をしているわけです。ぜひともここは見直していただきたい。それが私の一団員としての願いでありますし、やっぱりここは条例改正をするべきだと思います。そこを審議会で諮っていただいて、しっかりと見直してください。ほかの町村がこうだったから、消防庁がこうだったから、県がこうだったからではなくて、やっぱりいま一度三戸町消防団として考えるべきだと思います。そこはしっかりとお願いします。

では、給与貸与帳についてちょっとお聞きします。礼装品等がございます。黒いネクタイ等を着用する服だったと思うのですけれども、ああいった服装を支給する基準というものはどういうものになるのかなと。そちらについて教えていただきたいと思っております。

○議長（竹原 義人君）

暫時休憩します。

（午後 3時54分）

休 憩

（午後 3時56分）

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○総務課財政指導監（多賀 昭宏君）

ただいまの柳雫議員のご質問にお答えをいたします。

本団幹部の方々が着ている黒い制服ということで認識しておりますが、そちらのほうは本団の幹部、団長以下団付分団長までの方々に町のほうから貸与しているというものになっております。

以上でございます。

○総務課長（武士沢 忠正君）

先ほどの謝金調達、贈与金、受払帳の記載の部分でございますが、こちらのほうは規則改正になりますので、申し上げておきます。

以上でございます。

○1番（柳 圭太君）

承知しました。では、規則改正という意味で、ぜひよろしく願いいたします。

礼装服の件に関しては、承知いたしました。もう一点、2点なのですが、活動服以外の制服というものに関しては上級職以外の方、部長級以上の方だとは思いますが、多分そのような認識でよろしかったですか。部長級以上の方に支給されるということでもよろしかったでしょうか。

○総務課財政指導監（多賀 昭宏君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

活動服以外の活動服的なものというものについては、三戸町では支給はしておりません。そのほかで言えば、団員から団長、あと災害支援団員まで、はんてんのほうについては貸与しているという状況になっております。

以上でございます。

○1番（柳 圭太君）

確認の意味で何度も申し訳ございません。制服をつくる、購入するに当たっては、費用負担というものは個人なのか町なのか、ここ最後、お願いします。

○総務課財政指導監（多賀 昭宏君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。

制服をつくる、先ほど申し上げました本団の幹部の方が着ている黒い制服、またあとそのほかの団員の皆さんが着ております活動服につきましては、全て町のほうでの負担ということになっております。

以上でございます。

○1番（柳 圭太君）

ありがとうございます。

それでは、4番目の惨事ストレスのほうに移りたいと思います。惨事ストレスというと、大きな災害というふうなことで先ほどお話はありましたが、この惨事ストレス、当町においては火災、風水害であったり、様々なことが想定をされます。そうしたことを踏まえて、仮に団員がストレスを抱えた際の相談窓口というのがどこになるのか、お尋ねをいたします。

○総務課長（武士沢 忠正君）

そういった場合は、担当の総務課の防災危機管理室になります。

以上です。

○1番（柳 圭太君）

では、今この場で、防災危機管理室ですということを果たして知っている団員が何

人いるのかということになると思います。相談窓口を認知するための周知というのは、どのように行っているのでしょうか。

○総務課長（武士沢 忠正君）

今回議員からご提案がありました惨事ストレスの対応、ハラスメント防止に向けた対応ということで、今後講習会を開催するというので、先ほども答弁をさせていただいたところであります。周知がどうなのかということですが、周知はこれからということになりますので、講習会を通じたり、様々な会議を通して、これからは周知を図っていくということになります。

○1番（柳 圭太君）

そうした中から、少しでも団員のストレス軽減につなげていければと思いますし、そうした中でも総務課内で例えばアンケートを実施するなど、様々な対応策は検討していただけたと思います。大規模災害だからストレスを抱えるであろうというわけではなくて、当町にはドローンが3台ございます。例えば遭難者を捜索する際に、万が一という場合からストレスを抱える場合もございますし、当然水害、そして火災現場、そうした様々なところから団員、人と人とのつながりもお話ししましたし、そういったところからどういった形でストレスを抱えるかというのが分かりませんし、それを誰に相談していいかということも当然分かりません。そうした広い窓口というものを設けていただければと思っております。ぜひ今後、そうした部分から団員の確保につながる、新入団員の確保につながる可能性もございますので、ひとつよろしく願います。

7番の団員の報酬については理解をいたしましたので、保険についてちょっとお尋ねをしたいと思うのですが、これまで団員等の福祉共済の対象事案と事由について、対象が加入の死亡者や事故、疾病による入院など、これまで当町における給付対象となった件数をお伺いしてもよろしいでしょうか。

○総務課長（武士沢 忠正君）

福祉共済の関係、件数はどれくらいかということになります。2つあります。消防団員の罹災互助会掛金助成金というものがございまして、互助会についてですが、おおむねの件数で答弁をさせていただきます。こちらは、年間5件程度ということになってございます。もう一つが、消防団員等福祉共済制度というものがございまして、こちらのほうも年間5件程度ということになってございます。

以上です。

○1番（柳 圭太君）

ありがとうございます。それぞれの申請方法であったりとか、相談窓口とか、またはその加入条件についてお聞かせください。

○総務課長（武士沢 忠正君）

消防団員罹災互助会については、掛金が1,000円となっております。その掛金は町が負担しております。こちらの内容は、団員の負傷等による短期入院に対する見舞金、もしくは結婚祝金などを支給するという内容となっております。入院の場合ですと、対象となる期間が3日から6日程度で、見舞金が1日1,500円となっております。死亡された場合は、10万円の見舞金ということとなっております。このほか火災等で

あれば、住家の部分焼け、部分壊で5万円、全半焼でこれは10万円となっております。

次に、消防団員等福祉共済であります。掛金が3,000円です。これも町が負担をして掛けているということでございます。こちらのほうは、団員の負傷、疾病による長期の入院等に対する見舞金を支給する共済制度となっております。入院であれば、7日から120日までが対象となります。見舞金は、1日1,500円となっております。死亡された場合は、公務であれば2,300万円が上限で、公務以外であれば100万円が上限ということになっております。

以上でございます。

○1番（柳 圭太君）

すみません。確認だったのですけれども、互助会のほうが5件というふうな形ではなかったですね。ちょっと内訳までは聞けないのですけれども、例えば今年に入ってそれが5件という数字なのか、過去3年という形で5件なのか。ちょっと申請について深く聞きたいのですけれども、例えば互助会の方に不幸事があったり、冠婚葬祭があったりした場合は行政のほうから通知が行くのか、それとも自己申告なのか、どちらのほうになるのでしょうか。

○総務課長（武士沢 忠正君）

まず、件数のほうですが、年間5件ということになります。年間なので、3月までの締めた数で5件程度ということになります。今年も、まだそこまでは行ってないと思われれます。

あとは、申請の方法ということでございますが、基本的には自己申告となっております。あとは、役場の総務課の担当もしくは分団等のほうから相談等があったりとか、この人対象になるのではないかとというような相談があったりとか、逆に担当のほうから対象になりますよとご案内をしているということもございます。

以上です。

○1番（柳 圭太君）

基本的には自己申告ということは、では相談がない限りは対処しないということになりますね。対象かもしれないという方には通知する、そのために、私の考えとすれば、自分が対象になるかもしれない、こういう互助会であったり福祉共済のパンフレットというのは屯所に置いておくべきかなど。少しでも自分がこういう保険の、共済の対象になっているよというのを知っていただく必要があると思うのですけれども、その点についてはどう思われますか。

○総務課長（武士沢 忠正君）

共済制度の団員への周知ということでございます。これらの各種の制度については、年度初めの分団長以上の幹部会議等でリーフレットを配付して、その概要を説明しております。今年度においては、観閲式に向けた事前訓練の際に、参加した団員のほうにも口頭で伝達をしているということでございます。今後の予定はということなのですが、福利厚生の内容や問合せ先等を明記したものを配付の計画をしているということでございます。

以上でございます。

○1番（柳 圭太君）

すみません。水かけ論になって大変申し訳ないのですけれども、口頭で団員に説明していると。いや、そういうことではなくて、リーフレットを置いているけれども、その置いている場所がどこなのか。だから、いま一度ちゃんとそういうリーフレットであったり資料を置く必要性もあるのではないかなと思って、でなければ私からこういう質問が出るわけがないと思うのです。町長はあきれた顔して聞いていますけれども、すみません、こういうことを言うと、大変申し訳ないのですけれども、いま一度やっぱり各団員のほうにもしっかり役場でこういうふうな保険を掛けていると、そういった意味で皆さんだけではなくて団員のちゃんとした保険を担っている、役場が守っている、行政が守っているという意味でも、その中身を知ってもらいたいという意味でも、もう一度パンフレットの配付はしていただきたいなと思っております。すみません。これはちょっと要望という形になってしまうので、そこはもう一度審議会のほうに諮ってもらいたい必要性はないのかなと思っております。総務課の中でしっかり対処していただけたらと思っております。

ちょっと審議会のお話をさせていただければ。ちょっと簡単なことで申し訳ないのですけれども、審議会でこれまで諮った案件、またはどういったことをご相談されているのかなというのを教えていただきたいと思っております。

○総務課長（武士沢 忠正君）

消防運営審議会に諮った内容ということでございますが、先月は屯所の整備計画であるとか、あと車両の購入計画であるとかというところの、年度ごとですね、5年間くらいの計画についてお諮りをしていたところでございます。

以上です。

○1番（柳 圭太君）

それ以外に、または各分団の要望というわけではないのですけれども、今後の消防団の運営の在り方、または消防団の組織を改善するような話というのは、この中ではされていないというふうな認識でよろしいですか。

○総務課長（武士沢 忠正君）

分団要望について審議会のほうに諮るということはやってございません。審議会でするので、町長のほうから諮問して答申をいただくというような形で進めているところであります。諮問の内容は、先ほど答弁申し上げたとおり、施設整備とか車両の整備とかというところの諮問をしております。諮問以外の話題ということでは、消防団の運営の方法でありますとか、分団の統合の方向性であるとかというところでは、諮問以外でというところで情報共有を図ったり、今後どうするかというところの話をしているところであります。

以上です。

○1番（柳 圭太君）

分かりました。町長からの諮問によって話をしていくということだったので、ぜひそういった意味では今後の消防団の在り方についてしっかりと議論をしていただきたいということも踏まえた上で、最後にちょっと町長にお伺いをしたいと思うのですけれども、今後の消防団の運営というふうな部分でお尋ねをいたします。昨今全国の自治体においては、消防団の運営費の流用がちょっと問題になっておったり、そういった意味では消防団には風当たりが強いのかなというふうな思っております。そうい

った意味でも、町長公約に掲げております災害に強いまちづくりのために、運用の見直しと体制の整備というふうなお話をされておりました。そうした面で、今後消防団の組織をどのように担っていくかというようなことをどうかお聞かせいただければ、お願いします。

○議長（竹原 義人君）

暫時休憩します。

（午後 4時16分）

休 憩

（午後 4時16分）

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○町長（松尾 和彦君）

私のほうからは、まず消防団、今日は柳雫議員のほうから現在の消防団の募集の状況であるとか、今後に対する危機感であるとか、様々な角度からお話をいただきました。お話を聞きながら、今風のいろんな物の見方というのがあるのだなというのを感じつつ、これまで進めてきた団の命令系統というのもございますので、そういったものをうまく融合していくということが非常に大事なのだろうというふうに思っております。三戸町といたしますと、これまでも度重なる様々な火災、また山林等の倒木、または道路の寸断、河川の増水、様々な部分におきまして、消防団の皆様のボランティアの昼夜を問わずの活動によって様々な災害対策ができていところがございます。今後とも、そういった消防団に対しての敬意をしっかりと持ちながら、しっかりと防災対策に努めてまいりたいというふうに考えております。

○1番（柳雫 圭太君）

防災対策に努めてまいりたいと思いますというふうなお話だったので、はい、分かりましたというふうな、最後はちょっと個人的な見解になるかもしれませんが、我々消防団員は、団長であり、団長を任命した町長に誓いを立てて、地域の防災のために日夜、日夜というか訓練をしております。当然役場職員の皆様も勤める際には宣誓書というものを書いて町長に誓いを立てて、行政のために奮闘しておる、そういった姿は我々も敬意を表するところでございます。ただ、その宣誓書というものに違いがあるのかなと私個人感じているところであります。地域の防災のために努める消防職員と、片や町の行政のために奮闘する役場職員、ここに違いがあるのかなと。防災のために努める消防団の規則であったり条例を見直す必要性、今質問した経緯というのはそれを町長にしっかりと認識してほしいと思っておりますし、そのために防災一つに力を注いでほしいというわけではないですし、現状、今団員がどのような立場にあるのかというのをしっかりと知っていただきたいという意味で質問をさせていただきました。どうか今後も地域の防災のために、町長においてはしっかりと手腕を振るっていただきたいと思い、私の質問を閉じさせていただきます。

<11番 久慈 聡議員>

1. 住みやすいまちづくりのために

○議長（竹原 義人君）

11番、久慈聡君。

○11番（久慈 聡君）

4時20分、時間が押し迫って大変なところですが、しばらくお付き合いください。

人口減少の話は、ずっと今回の議会で話が出ていましたけれども、この影響が日に日に大きくなって、早期対策をしていかなければならないというふうに強く私は思うのですけれども、それは私だけなのかなというような思いで今回ここに立っています。子供たち、子育て世代の方々、活躍中の中老年の方々、また高齢者の方々、それぞれに不安があって、生活を守るため必死なのではないかなというふうに感じております。三戸町として今できることが来年はできなくなる、そういうふうになるかもしれません。だからこそ、決断を急がれる時期になってきているのではないかというふうに私は考えております。危機感を感じつつ、私は今回一般質問に臨んでおまして、その辺ご理解の上、ご答弁をお願いしたいと思います。

今回私が取り上げた住みやすいまちづくりとは、主に高齢者の方々に対しての質問になります。ちょっとずれるかもしれませんが、関連します各課の皆さんに対してもご答弁をお願いしたいというふうに考えております。

1、住みやすいまちづくりのためにと。人口減少に伴い、働く世代が減少すると、高齢者への支援には課題が生じてきます。地域住民、事業者、行政、ボランティアが連携し、生活の支援や地域交流促進の取組を実施していることは承知しておりますが、将来限りある人的資源による支援に頼るだけでなく、デジタルトランスフォーメーションを推進することで、より効率的かつ持続可能な支援体制を構築することが可能だと考えることから、以下に関して伺いたいと思います。

1つ目、福祉施設等における多面的事業での集約とサービスの質の向上に関して。

2つ目、食事提供施設の集約に関して。

3つ目、スマートホーム技術、インフラ環境支援について。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、久慈聡議員の質問にご答弁申し上げます。

住みやすいまちづくりのために関する3点のご質問でございます。初めに、1点目の福祉施設等における多面的事業での集約とサービスの質の向上についてであります。町ではこれまで民生委員、児童委員や町内会の皆様から独り暮らし高齢者等の見守りにご協力いただくとともに、民間事業者と見守りに関する協定を締結するなど、重層的に高齢者を見守るきめ細やかな体制を構築してまいりました。

また、町の事業といたしましては、多様化、複雑化するニーズに対応するため、ほのぼの見守りネットワーク事業、みまもり配食サービス事業、一人暮らしホットライン事業のほか、地域住民が運営する通いの場への支援、三戸町社会福祉協議会が行う高齢者独り暮らし世帯を対象とする緊急通報装置設置事業への補助金交付など、多様

な関わりから高齢者を支援する施策を実施しております。

一方で、人口減少や少子高齢化による働く世代の減少は、地域における高齢者の支援体制を維持継続する上で、重要な課題であることも認識しているところであります。このことから、今後においても人と人、人と社会がつながり、一人一人が生きがいと役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域共生社会の実現を目指し、地域全体で高齢者を見守る支援体制を維持継続するための方策について、調査研究してまいりたいと考えております。

次に、2点目の食事提供施設の集約についてであります。学校給食共同調理場では、児童生徒、教職員等に対し、1日当たり670食の学校給食を提供しております。当調理場は、大型の調理器具や大釜等を使用し、一度に大量の食事が調理可能となっております。献立は、主菜、副菜、汁物、御飯、牛乳となっており、全員に同じメニューを提供し、高齢者の状態に応じた刻み食等の特別な要望には対応していないところであります。このほか、三戸中央病院では入院患者の健康回復のため、それぞれ患者の状態に合わせた食事を1日3回、計130食程度提供しているところであります。

また、三戸町社会福祉協議会では、町からみまもり配食サービス事業の業務を受託し、弁当の調理業務を行っております。みまもり配食サービスでは、調理業務のほか、安否確認を含めた配達業務を担っており、1日1回約60食を提供しているところであります。また、利用者の要望に応じて、刻み食やおかゆなどが提供可能となっているところでもあります。

このように、各施設ごとに供給の目的や食事の内容等が異なることや、運搬方法や人員配置等の課題もあることなどから、現時点において施設を集約することは難しい状況にあるものと考えております。

現在は、このような状況であります。町といたしましても、地方自治法第2条に掲げられている事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げなければならないという趣旨に基づき、将来的には業務効率化などから機能集約化や広域化といった選択肢も含めて、施設の在り方についての検討が必要になるものと考えているところであります。

次に、3点目のスマートホーム技術、インフラ環境支援についてであります。1点目でも答弁申し上げましたとおり、人口減少や少子高齢化による働く世代の減少は、地域における高齢者の支援体制の維持継続において重要な課題であります。支援体制の維持継続に当たっては、より効率的かつ持続可能な支援体制を構築することから、ICTやIoT、さらにはAIなどの技術の導入も、高齢者の生活を支えるツールの一つとして注視をしているところであります。

また、こうした技術は、今後さらに進化するものと考えられることから、他自治体の活用方法や導入状況などを参考とするほか、利便性や費用対効果なども考慮した上で、新しい技術を高齢者支援サービスの向上に生かせるよう、情報収集に努めてまいりたいと考えているところであります。

○11番（久慈 聡君）

では、1つ目の質問から行きたいと思っております。ちょっと細かいところも聞かせてもらいたいなと思っていました。まず、第8期の介護保険事業計画を見ると、高齢化率は令和7年47.1%、10年後は約50%と推測されています。後期高齢者の割合、令和7年度は60%、10年後、17年は約65%と推測されています。また、要介護、要支援は、人口の約10%から13%、高齢者の4分の1は支援を必要とするという状況となっております。これは、8期の計画の時点のものなのですが、今現状どれぐらいなのか

だったりとか、分かる範囲でお知らせください。

○健康推進課長（太田 明雄君）

お答えいたします。

まず、高齢化率でございますけれども、直近11月末現在で43.4%となっております。また、高齢者人口のうち、75歳以上の後期高齢者の割合は56.5%でございます。それから、要支援・要介護認定者数、こちらにつきましては、令和5年3月末現在でございますが、744人となっております。第1号被保険者に対する要介護認定率は18.9%となっております。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。予想どおりにだんだんってきているというところなのかなと感じています。きちんと把握されていればよいなというふうに思っています。行政サービスの効率化とか利便性の向上のためのお話をさせてもらいたいと思います。DXに関しての取組に関して、前回の質問の回答では7月に三戸町DX推進委員会を立ち上げて、内部的にはグループウェア、RPA、電子カルテ、セルフレジ、対外部に対してはマイナンバー関係だったり、子育てに関しては15品目、介護に関しては11品目の手続がやれていますよということだったと思います。これで11品目の手続の中で、高齢者支援に関して、また切れ目のないサービス提供のために関係するようなものというのはありますか。

○健康推進課長（太田 明雄君）

マイナンバーに関係する介護の手続についてのご質問でございますが、こちらは国が運営するマイナポータル機能を活用いたしましたぴったりサービスによりまして、介護関係におきましては11の手続がオンラインで申請可能となったものでございます。主な手続といたしましては、要介護、要支援認定の新規、更新及び区分変更申請でありますとか、居宅サービス計画作成依頼の届出、介護保険負担割合証及び被保険者証の再交付申請、あとは高額介護サービス費の支給申請などでありまして、全て介護保険制度に関わる申請手続となっております。したがって、高齢者支援サービスに関係する手続というものは含んでございません。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。なかなか難しいところなのかもしれないですね。今回切れ目のないサービス提供というところ、これに関して整理することができるのかなというところを私は今考えていまして、整理するというのは捨てるということです。整理整頓、清掃、しつけですか、まずは最初は捨てて、入れ物をつくって、そこに物を入れ込むという形。実際に今やっているサービスがそういうことができるのかどうかというところをまず1つ考えていました。

先ほど保健師だったりとかの話もいろいろ出ましたけれども、今回の介護予防事業だったりとか、高齢者在宅生活支援事業だったりとか、家族介護支援事業だったりとか、この大きな中に何個かいろんな事業があって、それが重なり合っているような状況下だと思います。例えば生き生き教室だったりとか百歳体操、みまもり配食、外出支援、除雪、一人暮らしホットライン、緊急装置、ほのぼの見守りネットワーク、避難行動

支援システム、それから家族関連であれば家族用品の支給だったりとか、支援だったりとかあります。これというのは、行政が実際行っているものと、それから委託しているものとあるかと思うのですけれども、そこをちょっとお知らせいただきたいと思います。

○健康推進課長（太田 明雄君）

高齢者サービスに関する委託の状況等についてでございます。まず、生き生き教室につきましては、さんのヘスポーツクラブ E n j o y に委託をして実施しております。また、いきいき百歳体操、こちらにつきましては住民主体の通いの場の活動を、町内23地区における活動を町が支援しているというものでございます。それから、みまもり配食、外出支援、除雪支援、ほのぼの見守りネットワーク事業、これにつきましては社会福祉協議会への委託により行っているものでございます。また、緊急通報装置の維持管理事業につきましては、社会福祉協議会が実施している事業に対しまして、町から補助を行っているというものでございます。それ以外の事業、一人暮らしホットラインであるとか家族介護支援事業につきましては、町が行っている事業となっております。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

ありがとうございます。この事業に関して何で聞いているかということ、結局こういった事業がたくさんあって、いろんな手が差し伸べられているところがあるところ、こういった E n j o y だったりとか、社協だったりとか、そういった形でサービスがされているという形になっているように、非常に利用者側の状況はそれぞれまちまちであったりとかでありますよね。だからこそ、それぞれに提供できるサービスが提案されて、いろんな形で行っているということは、本当に三戸町としては優しい町なのかなというふうに感じています。その分、支援する側の負担が大きくなってきているのではないかなというふうに考えています。

先ほど来少子高齢化、人口減少という話がずっと、今日1日何回聞いたのだろうというぐらい話がありましたよね。その中で、私たちが一番問題視している部分は、支援する側とされる側の問題というところになります。将来、今現在社協がいろんな計画立てたりとか、サービスを行っていたりとか、町で行っていたり、E n j o y がやっていたりとか、いろんな形でサービスが行われていますけれども、その中で支援者側の人材の確保がままならなくなる状態、これだけは明白だと私は考えているのですが、今現在と同様の支援が今後5年、10年後と可能だというふうにお考えでしょうか、お伺いします。

○健康推進課長（太田 明雄君）

現在行っている高齢者支援について、今後も同様の支援が可能かというご質問でございますけれども、まず高齢者の見守りにつきましては、直接顔を見たりだとか声がけをすることによって様子に変わりがないか、あるいは悩みや困っていることはないかというところを確認し、支援することが大事であるというふうに考えてございます。

また、人と触れ合うなど社会的なつながりがあるということは、高齢者の孤立防止のほか、介護予防や認知症予防、フレイル予防にも効果があるというふうに言われてございます。

一方で、議員がおっしゃいましたとおり、少子高齢化や人口減少の進行によりまし

て、今後地域において支援する人材が不足することによりまして、地域の見守り力が低下することは避けられないというところも認識しているところでございます。このようなことから、高齢者を見守る支援を継続するための方策について今後も調査研究を行うとともに、町長答弁にもございましたとおり、将来的にはICTやIoTといった技術をはじめといたしまして、様々な支援ツールを活用したり組み合わせることによって、効率的かつ持続可能な支援体制を構築してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

考えは分かりました。人と人が触れ合うということは、非常に大事なことなのだというふうに私も感じております。考え方や思いは賛同させていただきます。ただ、それだけでは進まないところも現状あるのかなというふうにも感じておりますし、先ほど来話しているとおりに、危機感を感じているということ、それから時間がないというところに関しては、今後動いていかなければならないのではないかなというふうに考えているところです。

では、行政が民間に委託したり契約している見守りの支援だったりとか、ものというのがありますでしょうか。見守りというのですか、例えば郵便局だったりとか、そういった部分でやったようなものを今民間に対して契約だったりとかしているところがあるかどうか、確認したいと思います。

○健康推進課長（太田 明雄君）

高齢者を見守りに関する民間事業者への委託契約というものは行ってございませんが、三戸郵便局や生活協同組合コープあおもりなどと高齢者を見守りに関する協定を締結しているところでございます。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

協定の内容がどういうところで、どういった内容かというのがあれば、簡単に説明してください。

○総務課長（武士沢 忠正君）

ただいまの協定の内容ということでございますが、まずは高齢者を見守りについて、郵便局のほうで配達に行った際に郵便物がたまっているとかというところで、住まわれている方が活動されているかどうかということがある程度の判断がつくということで、何日かそういったたまっている場合はご連絡をいただくとか、コープあおもりとかのやつも注文がないとか、毎週注文の電話が結構来るのですけれども、電話に出ないとか、そういった場合、動きがないとか等の場合には連絡が来るというような流れになっております。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。まずは、何かあってからという形になってしまうのかなという感じがします。ちょっと町長にお聞きしたいと思います。これから先介護者が増えて、支援者が減るという中、行政の職員や保健師の確保、今現在も難しいのではないかなと

いうふうには思っています。先ほど来保健師の業務内容の話もありましたけれども、いろんな形で難しくなってくるのではないかなというふうに思っているのですけれども、看護師だったりとか保育士不足、こういった資格者が不足してくる中、保健師や支援員の確保も今以上に難しくなってくるというふうに思っています。その際に行政では、同じようなサービスを維持するために、組織変更だったりとか人事異動等を行って人員確保できるというふうに考えていますか。

○町長（松尾 和彦君）

お尋ねのところは、人員の異動によって専門的な仕事に対応できるかどうかということだというふうに、そういうふうに考えて答弁を申し上げます。ご案内のように、三戸町も保健師また看護師、様々な専門分野において求人をやっておりますが、その都度、その都度いい形では、なかなか最近はもう難しい状況に入ってきております。しかし、そういう中ではありますが、採用の時期とか様々工夫をしながら、何とか補充に現在努めているところでございます。

また、人員の異動でそこを補うことができるかということになりますと、やはり保健師の持つ役割の中では、今日のような議論の中にもありましたが、高齢者のケアに対しての部分はもちろん、子供たち、幼児への本当に幅広い知識と経験というものが必要になります。その観点からいきますと、なかなかそれに代わるものというのは、十分それに代わるというのは難しいものだというふうに思っております。ゆえに、何としても保健師の確保ということで、退職をされてもまた再任用していただいたりとか、様々なやり方で確保に努めているところでございます。

○11番（久慈 聡君）

再任用もお願いして、それでもやっぱり人材は不足してくるというふうにちょっと私も考えますので、難しいのかなというところもあります。保健師だったりとか、健康推進課のほうで、また住民福祉課もそうですけれども、今この町全体を巻き込んだ形で切れ目ないサービスを行っているのだよということは分かります、非常に。人材に関しても、医療だったりに関しても、病院も同じですし、いろんな形で三戸町の中で組織を動かしていかなければ、今後介護の支援というのはなかなか難しくなってくるのではないかなというふうにも感じています。

ただ、それがいつまで続けられるのというところになるのですが、現在と同様のサービス提供には2つの側面から私は考える必要があるというふうに考えています。先ほど話ししましたけれども、人と人ということをはなししてはいたけれども、1つは思いや支援行動の引き継ぎだったり、教育方法だと思います、人をつくることですね。現在の支援者の思いだったりというのは、次の支援者にちゃんと伝わっていくのか、また伝わってもその思いを支援に、また行動にしていけるかどうか。業務負担が多くなっていきますよね。そのときに支援の質を維持するためには、時間と労力が必要となります。だからこそ、今の経験を基に効率化していくこと、人的な効率化ですね、をしていくことが必要になってくるというふうに考えますし、次世代への思いだったり、支援行動が継続できる仕組みづくり、これが必要なのではないかなというふうに私は考えています。

もう一つの側面は、細分化されたサービスの統合と管理、そしてシステム化です。インフラ整備だったり環境を整え、いつでもつながるサービスを1つつくって、そこを基準として人的サービスを行うということが必要なのではないだろうかと思います。全て顔と顔を合わせて話しすることというのが一番よいかもしれません。でも、

何かがあったと発見するというのではなく、リアルタイムでやれるようなこと、例えば人感センサーでの安否の見守りだったりとか、カメラを使った見守りの確認だったりとか、安心の共有というのは家族ぐるみで一緒にできるのではないかな、アレクサでも何でもいいのではないかなというふうに感じています。民間との連携や協定もそうですけれども、何かあった後の支援でなくて、私が訴えているのはリアルタイムで状況確認ができて、かつ安心して暮らしていくためのサービスを最低限の人材で行えるような仕組みを考えてもらいたいというふうに思っています。今回8期の介護保険事業計画があって、令和7年に向けて第9期の計画を立てるという形になるかと思えます。今言った2つの側面に関してお考えいただき、第9期の介護保険計画事業にこのような内容だったりとかを載せていただけるような形でご検討いただけますでしょうか。

○健康推進課長（太田 明雄君）

令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間といたします第9期介護保険事業計画は、今年度末までに策定することとなっております。その内容につきましては国の基本指針に基づき、三戸町介護保険事業計画等推進協議会での委員のご意見もいただきながら、策定することとなっております。したがって、議員がおっしゃったような内容につきまして、現時点で計画への記載の有無についてを申し上げることはできませんが、介護保険制度への信頼感を高め、将来にわたって持続可能な介護保険事業運営が継続できるよう、また助け合いながら暮らしていくことのできる地域共生社会の実現に向けまして、包括的な支援体制の構築を目指して、次期計画を策定してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

期待しています。よろしく願います。

では次、食事提供のほうに移らせていただきます。前回の質問でちょっと触れましたので、再度確認ということになりますけれども、前回の一般質問のときに話したときの町長の答弁では、他町村との広域化についてはメリット、デメリットがあるよということ町長のほうで答弁されたかと思えます。行政コスト的メリット、それから雇用確保的デメリットというのがあったというふうに記憶しています。答弁では、将来検討が必要だよということ話を話されておりました。将来検討するのは分かりました。ただ、どのタイミングで行うのか。例えば人口がこれぐらいになったらだったりとか、そういうことも含めてどこを指標としているのか、また指標にするためのものをどこに置いているのかというのがあれば、お知らせください。

○町長（松尾 和彦君）

給食センターの今後の計画について検討するタイミングということでございます。給食センターは、これまでいろいろな整備をしながらやってきているところではございますけれども、これの計画を考える段階というのは、例えばかなり大規模に修繕が必要になってくる場合ですとか、建て替えの必要が発生する場合ですとか、そういった際に、どちらのほう効率的なのか、効果的なのかということは検討をする必要があるかと思えます。しかし、現段階で何年ぐらいという話は述べられるものではないというふうに考えております。

○11番（久慈 聡君）

公益に関してもそうですけれども、私のほうで話したとおり、人的資源の話をしていたので、建て替えということになれば、大規模になるというのであれば、建物がどのくらい建っているのかということになるかと思えます。修理して使うとかということよりも、私が考えたのは人的資源について、どのタイミングでどうやっていくかということをやっぱりある程度指標を持って検討してもらわないと、建物はずっと建っていて、人がいなくなって、では何ができるのかという形になると思えますので、その指標はどこかで考えていっていただきたいなというふうに思っています。ちょっとそれはお願いしたいと思えます。

みまもり配食サービスの調理は、社協が委託されていると思えますけれども、町のほかの施設の調理というのはどこが委託されているのかお聞きします。みまもり配食、三戸小中学校、斗川小学校、中央病院、それから民間の施設も含めて分かる範囲で教えてください。

○健康推進課長（太田 明雄君）

健康推進課からのお答えをさせていただきたいと思えます。

みまもり配食以外の調理の委託先ということでございますが、学校給食及び病院給食につきましては、いずれも日清医療食品株式会社のほうに委託してございます。民間施設というのは、これは民間の介護施設ということかと思えますけれども、申し訳ありません、こちらは現在把握してございません。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

では、小学校、それから中央病院、2か所日清、見守りに関しては社協が行っているということでもいいですか。各施設の食事の用途、運搬方法、それから人員配置が問題というような形になっているというふうな答弁だったと思えます。まず、運搬方法の問題について、どういう問題があるかをお聞きします。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

それでは、まず給食センターのほうの運搬方法の問題ということでお話ししたいと思えます。給食センターのほうは、2トン車と4トン車の2台のトラックを保有しておりまして、そちらのほうでさらに小中学校、斗川小学校、三戸高校の3か所に運搬しております。現在は、男性2名の状態で行っております。そこに調理のほうに入っている女性の方も一部補助しながらといったことでやっているものでございます。

問題というところで言いますと、もしこれを統合するとか、ほかのものと統合するとなれば、やはり大量調理の施設でもありますので、個別の運搬というのはちょっと厳しいのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○病院事務長（沼澤 修二君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

当院におきましては、運搬方法といたしましては、院内調理でございますので、調理した後は冷温の配膳車に乗せて病棟まで運搬ということで、特に現状問題はございません。

以上でございます。

○健康推進課長（太田 明雄君）

みまもり配食でございますけれども、社会福祉協議会では1日1回、昼食を約60食提供しております。小型貨物自動車2台により運搬し、正午までに利用者へ配達しているところでございます。学校給食を作る設備的に、これ作ることはそもそも困難でございますけれども、その運搬につきましても、大量の食事提供に対応というのはやはり困難であるということ、また病院給食につきましても低温での保存や運搬が必要になりますが、それに対応する設備というものは有していないというところでございます。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。個別運搬と冷温は難しいよということで、あとは人的資源と車があれば何とかなるということですね。何とかなると言うとあれかもしれないけれども。

では次、人的配置の問題についてお聞きします。人的配置については、日清が入っているということで、三戸小学校、それから中央病院での人的配置は、今の配置の人員で足りているから運営できているかというふうに思うのですが、統合した場合の人的な配置問題があるというのはちょっとよく分からないのですが、その辺ちょっとお伺いします。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

人的配置の問題ということでございますけれども、給食センターのほうは、先ほど申し上げましたが、現在7名の職員が調理、そして2名の職員が運搬ということで、9名でやっておりますけれども、ここに例えば三病の機能を移すとかといったことになれば、もちろん増員は必要になるのですが、人的問題というよりは、そもそも施設が個別処理に対応していないといったところが人的配置以前の問題かなというふうに捉えております。

以上でございます。

○病院事務長（沼澤 修二君）

ただいまの久慈議員の人的問題に関するご質問にお答えいたします。

当院におきましては、現在日清医療食品様から業務の提供をいただいております。業務受託者からは、ここ3年間、三戸町中央病院を勤務場所としている職員は離職者がいないということで、現状の配置人数に人員不足は生じていないということで聞いております。ただ、これを統合したとした場合に、その統合先も問題となってくるかと思いますが、様々当院の提供スタイル、バリエーションから見れば、院外へ統合したときには今の現状の人数では仮に少ないよとか、そういうふうになってくることも想定されますが、院内で調理している分については、先ほど申し上げたとおり、不足はございません。

以上でございます。

○健康推進課長（太田 明雄君）

みまもり配食サービス事業につきましては、社会福祉協議会におきまして、常勤職1名と非常勤職員2名の計3名の職員により、対応してございます。先ほど申しましたとおり、ふくじゅそうにおきましては、学校給食や病院給食を提供可能な設備をそ

もそも有していないというところでございます。
以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

では、ちょっと病院のほうにお伺いします。今刻みの対応をしていると言っているのは病院で、ふくじゅそうもそうかな、だけれども個別の対応をしているという話をされてきました。今130人という形ですけれども、一人一人に対応しているわけではないと思うのですけれども、もうちょっと分かりやすく教えてもらえますでしょうか。

○病院事務長（沼澤 修二君）

三戸中央病院での給食の提供状況について、少し詳しくご案内させていただきます。
当院では、患者様の心身の健康回復を図るためということで、病態に応じた治療食という形で1日3回、大きく分けて一般食、特別食、流動食というふうに分けて提供しております。この大きな分類の3つの分類のうち、さらに細かく分けております。治療食になりますので、例えば心臓病食で言えば3つのバリエーションに分かれる、糖尿病食で言えば4種類に分かれるといった形で、腎臓、膵臓とか、それぞれの病気に合わせた食事ということで、最大33種類に分類することを想定しております。
ただ、現状は、入院患者の状況次第になりますけれども、通常は15種類程度が現状行われている分類になります。これらをとにかく間違いのないように、安全かつ衛生的に調理するというのと、あとは適温で調理する、提供するというところで、ほかと違うのは特に食品衛生法上の衛生だけではなくて、医療法上の安全管理という問題が非常に大きく出てまいりますので、こういったことを考えれば、院内での調理が最善であるというふうには考えているところでございます。

ただ、これは提供者側からの視点になります。一方、患者様からの視点で言えば、食事が最大の楽しみであるというような声もたくさん届いておりますので、こういった声にもお応えしながらということが必要かなと思っております。実際温かい、先日も当地ならではのみそカレー牛乳ラーメンというのが提供されまして、非常に好評を得ておりまして、これも院内調理のなせる技かなというふうに考えております。そういった形で、現在当院では給食を提供しているところでございます。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

私も食べたかったです、それ。分かりました。非常に細かいところまでありがとうございます。通常であれば15種類ぐらいということですね。問題点は、今回ある程度分かったなと思っております。用途が違うというところという部分だったりとか、状況把握ということも分かりました。先ほど話しされていましたが、提供する側の目線だという話をされました。逆に委託されている業者、日清だったり社協の意見というのは、多分今ここにはないのかなというふうに思いますが、こういうことで委託業者に確認されるということはございますか。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

給食の関係については、委託業者の日清医療食品のほうに聞き取りをしております。委託業者の意見ですが、給食については使用する食材が学校給食会等の学校給食独自のルートで入ってくる食材であるということで、また先ほども申し上げました大量調理の施設で個別対応は難しいというところで、やはり統合するのであれば、給食施設

との統合でなければ困難であるといったような意見をいただいております。
以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

聞かれたのですね。ありがとうございます。でも、日清としては前向きな形が出て、設備の問題というのがあるかもしれませんが、先ほど町長からも話がありましたけれども、壊されたりとか、設備の耐久性の部分があったりとかということがあったときかもしれないのですけれども、それも含めてぜひ考えてもらいたいなというふうに思います。他町村の広域化という形よりも、私は病院だったら社協、学校と地域の将来的な統合というのが必要になってくるのではないかなというふうに考えているところです。

それから、学校もそうですけれども、食事提供が必要であるのですけれども、そういうことよりも、人材確保が厳しい状況になったときに、逆に今度リスク管理はどうするのという形になるのではないかなというふうに思います。人的資源が少なくなってきた場合に、要は今の現状と同じ質の提供をしてあげるといのはなかなか難しくなってくる。今後人員不足になる時代が来ると、そのときに事業を統合しようと言っても遅いのではないかなというふうに考えています。ただ、今なら間に合うというふうに考えているところです。今回そういった形で話しさせてもらっています。現時点で施設集約というのが難しい状況にあるのは非常によく分かります。だからといって、いつ検討するの。集約が難しい状況であるけれども、前向きに考えるけれどもというふうに見解はしていただけないでしょうか。今現状難しいけれども、いま一歩前向きに考えたいというような形で考えていただけないですか。どうでしょうか。

○町長（松尾 和彦君）

先ほど建物の修繕の際の費用であるとか、そういうお話をまず検討のタイミングということでお話を申し上げましたが、今回の質問の中での人的な対応が実際に取れなくなってしまうからでは遅いであろうと、そういったところもございますので、様々な想定の中で、こういうケースではどうであろうかということは常に検討の俎上には上げておきたいと思っております。

○11番（久慈 聡君）

ぜひお願いします。何とかヒューマンエラーだったりとか、そういったエラーが起きない形の段階で整備していただきたいなと思いますし、それをお願いしたいと思います。

では、3つ目です。スマートホームの技術に関してです。今前向きな答弁をちょっともらったところで安心しましたがけれども、まず確認させてください。独居世帯、今現在どれぐらいありますか。

○健康推進課長（太田 明雄君）

令和2年の国勢調査の結果によりますと、65歳以上の高齢単身者世帯数は628世帯となっております。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

もうちょっとあるかなと思ったのですけれども、そんなぐらいなのですね。分かり

ました。高齢者の見守りの技術というものは、今後進めていくべきというふうに考えていますけれども、ICT、IoTという形をやっていききたいということもありますけれども、民間のサービスを利活用するということは行政として考えられますか。

○健康推進課長（太田 明雄君）

高齢者の見守りに関する民間サービスの利活用というご質問でございますけれども、例えば遠方にお住まいのご家族から、離れて暮らす高齢の親御さんの生活に不安を感じるといったような相談がありました場合は、安否確認の手段の一つといたしまして、見守り電球について情報提供しているところでございます。議員もご承知かと思っておりますけれども、こちらは電球にSIMを含む通信機能が内蔵されておりまして、リビングやトイレ等にその電球を設置し、点灯、消灯が24時間行われないう場合は、アプリで登録した家族等に連絡が入る仕組みとなっているものでございます。

このような民間のサービスにつきましては、今後ますます技術開発が進んでいくものというふうに思われますので、事業者からの情報提供であるとか、他の自治体の導入状況なども参考にしながら、利便性や費用対効果なども考慮いたしまして、今後の見守り対策の向上に生かしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

そうですね、いいものだと思います。ほかに、本業者で言うとセコムだったりとか、見守りサービスだったり、犯罪対策にもつながっていくというような形の大きなサービスなんかもありますし、今回1つ目でも質問いたしましたけれども、システム化というのを、管理サービスとしては非常に便利なものなのですけれども、ネット環境の整備に関してスキルを持っていない方、高齢者の方も非常に多いのではないかなと思います。環境整備に関しての技術支援だったりとか助成ということは、今現状で考えられるものというのがありますか。

○健康推進課長（太田 明雄君）

インターネットの環境整備に関する支援や助成につきまして、町が直接支援や助成を行うというところは現在考えてはございませんが、高齢者の方から相談がございました際には、民間の通信事業者が行っているスマホ教室であったり、その中のシニア講座などをご紹介したいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

何かあればいいなというふうに思っています。また、それがあることによってサービスがつながっていくのかなというふうにも感じているし、インフラの整備というのは非常に難しい部分でありますけれども、市が行うべきものの一つでもあるというふうに私は考えています。高齢者のサービスの受入れに関してだったり、それぞれであって、それを受け入れるという方もいらっしゃると思っておりますけれども、その中で新しいサービスを導入するのに非常に受け入れるのが難しいという方もいらっしゃると思います。だからこそ、町として取り組むということの新しいサービスが今あれば、考えられればなというふうに思っています。

人口減少対策として、行政的にはサービスの見直しを行って、整理、合理化を行って、経費節減になっていくというふうに考えます。しかし、サービスを受ける側から

考えますと、今までどおりのサービスを受けられることが安心感につながるということも非常によく分かります。だからこそ、人的資源の観点から見直せる部分を見直していくと。行政の中での、先ほど町長のお話を聞かせてもらいましたが、人的資源の観点から見直せる部分に関しては見直して、サービスを受ける側に安心感を与えながら、並行して残った人材資源、もしくは人材資源を残して、新たなサービスのためにしていかなければならないというふうに考えています。これにより三戸町に住んでいる方々の暮らしが、安心を感じていただけると、これが非常に町の一番のまちづくりになるのではないかなというふうに考えますので、ぜひ含めて考えていただきたいというふうに思います。

2. 観光と施設づくり

○11番（久慈 聡君）

では、次の質問に入らせていただきます。観光と施設づくりについてであります。11ぴきのねこのファンの方々の来町は非常に現在も多くて、休日には町を散策している方々を見かけます。馬場のぼる先生の意思や思いが正しく伝わるような記念館を造っていただきたいというふうな思いから、観光資源についてもちょっと含めて質問させてもらいたいと思います。

観光と施設づくり。馬場のぼる先生のふるさととして、三戸町では今後どのような取組を行い、その先の観光につながる事業のための仕組みづくりをどのように考えているのか。以下についてお伺いします。

- 1、馬場のぼる記念館について。
- 2、11ぴきのねこの観光客などが町内滞在時間を延ばすための方策について。
- 3、宿泊施設等の支援について。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、観光と施設づくりについての質問でございます。

町といたしましては、11ぴきのねこを活用した自治体PRの取組は馬場のぼる先生の出身地である当町にしかできないものであり、また全国各地の多くの熱烈なファンから応援をいただいております非常に強力な地域資源であると認識しております。また、一方においては、絵本の世界観を損なわないよう、その使用については細心の注意を払いながら大切に守り、絵本を通じて子供たちを育み、伝え続けていかなければならないものと考えているところであります。

それでは、1点目の馬場のぼる記念館についてであります。現在、今後の方向性について11ぴきのねこ絵本シリーズの出版社であるこぐま社と相談を行い、検討体制を整えている段階にあります。この記念館事業を進めていくためには、これまで関連する事業に関わってくださった方々や団体の皆様のご意見を聞きながら、足並みをそろえて進めていくことが肝要であるとの思いに至っております。

今後、記念館の建設も含めまして、皆様の思いをお聞きしながら、一緒に今後の11ぴきのねこのまちづくりを進めていきたいと考えております。

次に、2点目の11ぴきのねこの観光客などが町内滞在時間を延ばすための方策についてであります。現在、町内にある11ぴきのねこに関するものとして、11ぴきのねこの石像、アップルドームほのぼの館、道の駅、菓子店、喫茶店などがあるほか、「11ぴきのねこさんのへ」エンジョイアプリなどがあります。町では、これらを活用し、訪れた方が11ぴきのねこの石像のほかにも史跡や名所を巡りながら、

食事や買物等もゆっくりと楽しみ、滞在していただけるような環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、3点目の宿泊施設等の支援についてであります。現時点における町のメニューといたしましては、空き店舗活用事業費補助金や三戸町商工業パワーアップ事業費補助金であり、宿泊施設整備へ特化した支援は、現在のところない状況となっております。

引き続き、空き店舗の活用により、にぎわい創出につなげるための取組を進めるほか、国の補助制度を有効に活用できるよう、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

○11番（久慈 聡君）

今年の4月29日の報道では、馬場のぼるさんの生誕100年に合わせて記念館を検討するということが表明されておりました。あれから今半年たっていますけれども、何か進展だったりがありましたでしょうか。また、予定は2027年という形でよろしいでしょうか。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

お答えをいたします。

町長答弁にありましたように、現在、今後の方向性につきまして、こぐま社様と相談しながら、検討体制を整えている段階でございます。その中で、絵本とお話のまちづくり、11ぴきのねこのまちづくりに携わってくださった方々や団体の皆様のご意見を聴きながら、足並みをそろえて一緒に進めていくことが必要であると考えております。まずは、11ぴきのねこを愛する方々、これからの子供たちを絵本を通して親子の愛情を深め育てていくことについて、皆様の思いを聞きながら、一緒に今後の11ぴきのねこのまちづくりを進めていきたいと考えております。現在検討に入る前の段階でございますので、詳細については未定でございます。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

そうしたら、いつできるか、場所とか、そういったものだったりとか、どんなものを作るかとかというのも、何もまだ今現在決まっていないという形なのですね、多分。では、そこは、もしその中で話しできるような進展したところがあれば、お知らせいただきたいのと、もしくは記念館を造るに向けて、その他の観光事業を整備することだったりとか、関連づけて何かやれるような助成金だったり考えとか、そういったものがあるかどうかも含めてちょっとお知らせください。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

まだ建設場所等も含めて白紙の状態でございますので、その考えには至っておりません。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。それでは、前向きに進んだ状態の中で、分かる範囲でまた報告していただきたいなというふうに思います。ただ、市の事業として行うわけですから、馬場のぼるさんの偉業に感謝して、こぐま社とともに記念館を建設してもらいたいなど

いうふうに思います。

では、2つ目の質問に入らせていただきます。では、ほのぼの館の入場数はどれぐらいなのか、それから増加傾向なのかどうか、また喫茶店に関しても同じようにどうなのか、また公民館に関してもどれぐらい観光客が来ているのか、そしてその状況はどうなのか、またアップルドームのほうもどうなのか。ほのぼの館と喫茶店と公民館、この3つについての動向をちょっとお知らせください。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

まちづくり推進課のほうからは、ほのぼの館と西澤さんのところのお店の状況ということでご説明をしたいと思います。

では、まずほのぼの館の入場者数でございますけれども、令和元年に町制施行130周年記念で人形劇や熱気球の搭乗体験等のイベントを実施した年ですけれども、このときは年間来館者数5,184人と、令和2年、3年、新型コロナウイルス感染症の影響で来館者が2年連続で半減をいたしました。令和4年の7月にほのぼの館をリニューアルオープンしたこともありまして、再び来館者が増加しまして、昨年は4,260人、今年11月までの来館者が昨年の同時期と比較しまして180人ぐらい増えております。年間の見込みは、5,000人を超えるのではと見込んでおりまして、コロナウイルスが流行する前の人数ぐらいまで回復できるのではと期待しているところでございます。

また、元地域おこし協力隊が経営するいなかふえカフェほっとイレブンですけれども、店主に伺いましたところ、平日のランチは近隣町村のビジネスマンがよく来ますと、また土日祝日は町外の観光客や11ぴきのねこファンが多く訪れているということです。カレーが本格的でおいしいとか、石像巡りの一休みにちょうどいいという声が聞かれておりまして、具体的な人数等については把握できておりません。

以上です。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

公民館というお話がございましたが、11ぴきのねこですので、公民館の壁のところの絵と、アートということによろしいでしょうか。あちらについて、どれぐらいの方が見にいच्छるかということですが、まず公民館の壁のアートにつきましては、平成26年度ですが、公民館の機能活性化事業ということで、県の事業を使って行ったものになります。こちらは、町内のトールペイントのサークル、公民館で活動しているサークルの皆さんが実際にあそこで作成したというものになっております。当時の目的なのですが、町民による地域の力を活用した手作りの11ぴきのねこを様々な作品にして町民の目に触れさせることで、11ぴきのねこの町民への浸透をさらに図りたいというところでの11ぴきのねこのアートということになっております。

実際ですが、残念ながら周知のほうをしておりますので、来館者の皆様は、多くの皆さんがこれすごいねという形で褒めてくれるのですが、こちらのアートを目的に観光にというところにはつながっていないというのが現状でございます。

○11番（久慈 聡君）

非常に私もその絵はすばらしいなと思って見ているので、できれば観光になればなというふうに思っていました。逆に公民館の壁のトールペイントだったりとか、アップルドームの中の壁のアートだったりもそうですけれども、もっと外部的な形で、オープンな形で作成することというのはできないかなと私は考えているのですけれども、その辺に関してどうですか、どうお考えですか。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

公民館、アップルドームのアートをオープンな形で作成ということでございますが、せっかくの作品なので、PRというご質問でよろしいかと思ひ、お答えするのですが、よろしいでしょうか。「11ぴきのねこさんのへ」エンジョイアプリ等もございませし、機会を捉えてPRしてまいりたいと思ひます。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

トールペイントというのは、非常にきれいではないですか。なので、今シャッター街と言へば変だけれども、そうなっているところに、やっぱり色あせているというところもあつて、リニューアルするのだつたらいいのではないかなという形もあつて、外部的に何かそういう形ができないかなというふうに感じているというところですよ。それに関してはどうでしょうか。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

お答えをいたします。

シャッターですので、外気に触れるとか、雨風等もございませるので、トールペイントですか、それがそういう外部の影響がないかどうかとか、まずその辺の調査が必要かと思ひます。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

1回つくつて、10年たてば飽きてしまう、何十年たてば飽きてしまうというのかな、リニューアルしていくことというのが大事なのかなと私は思つていて、例へば外でやったときのペインティングもそうですけれども、外部用のペインティングであれば色あせない部分もありますし、そういったところの中で定期的にリニューアルすれば、同じ方もまた来町していただけるというふうに思ひますので、そういうことも考へていただければなと思ひます。例へば5年に1回、新しい絵に入れ替へるだつたりとか、そういった部分に関して町の有志、サークルの方に描いてもらつたりとかということもいいのではないかなと思ひますので、考へてみてください。

では、次のほうの質問に入ります。今ふれあい公園に2台石像が入つていますよね。これは、観光客の動線を考へていつたりとか、町の観光の観点から見ると、ちょっと不思議だなというふうにするところもあるのですが、設置の経緯と目的を教へていただきたいと思ひます。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

ふれあい公園の石像を設置しているけれども、その動線を考へているのかというご質問かと思ひます。現在のふれあい公園のほうには、アオさんとねこ、あと大きな猫の2体がございませして、そちらの設置につきましては、例へば役場周辺で歩いて回る石造巡りのコースとしては、動線として考へる場合には、役場からふくじゅそうを経由して、おまつり広場からポケットパーク、ふれあい公園から図書館、郵便局と町内周遊できるものになります。途中にあるお菓子屋とかお店屋もありますので、買物も一緒に楽しんでいただけるコースということで、そのようなコースと考へております。先ほど私、大きな猫と申しませましたが、大きな魚の間違ひでございませ。失礼いた

しました。

また、石像の設置につきましては、今年度ふれあい公園にもう一体、年度内の設置を予定してございまして、ふれあい公園のほうにはアオさんとねこ、あと大きな魚がございまして、一緒に何体かの石像と触れ合うことができる、11ぴきのねこの石像あふれる公園というのも喜んでいただけるのではないかとというふうに考えて設置をしているものでございます。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

すみません。大きな猫に耳がとらわれていて、今年どこに造るというのを聞き逃したので、ちょっともう一度お願いします。あと、今後石像設置はどれぐらい続けるのか、それも含めてお知らせください。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

石像の設置につきましては、今年度ふれあい公園にもう一体、年度内の設置を予定しておりますと先ほど説明いたしました。

また、石像の設置は今後も続けるのかというご質問かと思えます。11ぴきのねこの石像につきましては、11体設置をいたしまして、現在11ぴきのねこシリーズ6作品に出てくるサブキャラクターの石像の設置を進めているというところでございます。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。では、楽しみに待っています。

では、次に入ります。フラッグがありますよね。これ汚れているところもあるのですけれども、これのチェックだったり、今後のフラッグの延長整備の計画とかというのはありますか。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

11ぴきのねこの街灯フラッグが汚れているというご質問で、そのチェックはどのようにされているかというご質問かと思えます。我々も注意して歩くようにしてございまして、気になったもの等につきましては交換とか更新等をしてございまして、また、年に数回は、フラッグが曲がったり、車両とぶつかっての曲がってなのか、曲がったり、折れて落ちたりという通報もございまして、その際にはすぐに対処をするようにしてございまして、お気づきの点等がございましたら、ぜひお知らせいただきたいと思えます。

また、今後のフラッグの延長予定はということでございまして、上同心町から元木平までの町内会が管理しているLEDの街灯柱に現在設置をしております、途中の六日町、久慈町にはフラッグのほうがついておりませんが、この区間というのは東北電力の電柱にLEDの照明部分を設置させていただいてございまして、フラッグを設置するには広告料が発生するというで見送ってございまして、また、今後の延長の整備する計画というのはございません。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

お金かかると言われると、なかなか微妙なところもありますけれども。そうですか。

分かりました。ちょっと汚れたり、曲がったりということに関してだったりとかは見えていただきながら、修繕していただきたいなというふうに思っています。

それでは、イベントの件でちょっとお伺いしたいと思います。今期間限定の町のイベントだったりとかで、馬場のぼる先生の誕生日が10月だったということもありますけれども、それを盛り上げるような新たな企画だったりとか、考えられるような仕組みというのですか、いろんな新しい形のイベントというのを考えられるかと思うのですけれども、その考えるための仕組みはどうなっているのか。また、以前に起案された計画だったりとか、そういうのがあるのか、それをお知らせください。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

イベントのご質問でございます。まず、11ぴきのねこなど馬場先生の絵本キャラクターを使ったイベントとなりますと、昨年度大きなところでは八戸市美術館で行いました企画展、「まるごと馬場のぼる展」のように、こぐま社様の全面的なバックアップが必要になることはもちろんのこと、かなり大がかりなものとなりますので、何周年とか記念イベントなど、比較的大きな節目でイベントのほうは行いたいと考えてございます。これまでに行ったイベントといたしましては、人形劇の開催であるとか、熱気球搭乗体験、またファンミーティング、バスツアー等がございますけれども、今後もコンテンツの充実を図りながら、ファンの方に喜んでいただけるようなイベントのほうを企画してまいりたいと思っております。

また、新しい、そういうような企画したイベントということでございますけれども、イベントの実施に当たりましては、課内で十分協議検討をした上で起案し、実施に至っております。新型コロナウイルスの影響で断念した事業もございますけれども、それ以外は新たにやるというところでは、先ほど申し上げました人形劇とか熱気球、ファンミーティング等の事業の実施に至っております。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

こぐま社との連携も必要だと思うのですが、馬場のぼるさんは三戸町の方だったわけですから、馬場のぼるさんに対してのイベントということも、町が企画して町で動いてもいいのではないかなと思いますし、そういった企画を年にどれぐらいやられているのかということも含めて、いつ企画して、どういうふうにするのかということもやっぱり課内で考えていただければなと思います。今から考えますよというのではなくて、いつ考えて、いつの結果を評価してやるのか、そして事業として行うのか。予算が絡みますから、そのときに考えるのかもしれませんが、その部分を含めて予算化につなげていっていただきたいと思っております。

では次に、前回の議会のところで町内の滞在時間を伸ばす仕組みづくりについてちょっと確認したときがあったと思います。町長のほうから答弁がありましたけれども、観光客は自家用車で来町がメインだよというふうに変化してきた、観光の仕方もよりそれぞれであるよと。三戸町内の観光巡りだけではなくて、その地域に来て、旅行パターンをネットを通じて検索できるように整備していきたいという話を町長は答弁されておりました。町内の滞在時間を伸ばす仕組みづくりのために整備しているネット情報というのはどういうものがあるのか、ちょっと分かればお知らせください。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

町の滞在時間を伸ばすための仕組みとして、ネット情報というものがあるかという

ことでございます。11ぴきのねこのファンの方を中心とした観光客の方が三戸町を訪れましたときにスムーズに町内を巡っていただけるように、「11ぴきのねこのまちさんのへ」エンジョイアプリを運用させていただいております。これには、6つのモデルコースを設定させていただいております。少しご紹介いたしますと、1つは三戸せんべい堪能コース、11ぴきのねこお買物コース、さくっと学ぶ三戸南部氏コース等がございます。アプリにつきましては、観光スポットや食事の場所なども検索することができるようになっております。まずはこのアプリを多くの方にPRし、使っていただけるように努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

アプリは非常に分かるのですけれども、滞在時間を伸ばせる仕組みとして、いわゆるネット情報というのはどんなのがあるのかなというふうにちょっと思ったので、分からなかったから聞いたのですが、基本的にエンジョイアプリなのであれば、もっと活用しやすいような形でやってもらいたいなというふうに思います。私も入れていませけれども、なかなか利用しなくてあれなのです。

では、最後にちょっと町長のほうに質問したいと思います。前回の議会で小中一貫校の校歌に例えて質問させていただきました。熊原橋から川原橋までのライトアップの照明を利用して、11ぴきのねこロードを造りたいよという話をしたときに、夢のような話だみたいな話もされたのですけれども、そうならないように今回再度、この辺も含めて質問しています。ぜひ実現してもらいたいという思いからです。

私、地域に近いというところから分かるのですが、川沿いを1日を通して散歩道として歩いている方、多く見かけます。また、買物を終えた主婦が下りてきて、自転車に乗っていたり、学生も通ります。犬の散歩だったりトレーニングで走っている方もいらっしゃいます。私も街歩きにも使っています。非常に三戸町に山があって、川があって、そして校歌にもありますが、もっと川沿いを大事にして、観光資源としていければいいというふうに私は感じています。春は、川沿いに桜もあります。鳥のさえずり。夏は川まつりや夕涼み、秋はサケの遡上、そして冬は凍結だったり、水鳥の観察だったり、非常に情緒を感じる場所でもあります。このライトアップの概算100万円程度でできるはずなのです。十分可能な事業だと思います。ぜひ11ぴきのねこのロードとして、新たな観光資源として実現していただきたい、そういうふうに思うのですけれども、ぜひ実現のために考えていただけませんか。

○町長（松尾 和彦君）

河原のところからねこロードを設置したらどうかという今久慈議員からのご提案でございます。前回の答弁の際には、夢のようなお話であると話はさせていただいたのですが、夢を持つのは大変いいことで、それを実現しようという活力がやはり一番の、何事においてもエネルギーになっていくのだろうというふうに思っておりますので、ぜひそういう意味においても、今後とも頑張ってくださいと思います。

まず、ねこロードの部分についてであります。このねこロードの設置と、またライトアップについては、大変参考になるアイデアではないかなというふうに考えてございます。最近もクリスマスに向けて、新郷村であるとか、様々な場所でのライトアップ、当町も道の駅とか、あとポケットパークのところを商工会青年部がライトアップもしておりますけれども、そういった部分でも、今回のこのねこロードというのは非常にいいアイデアではないかなというふうに考えております。

また、設置場所やその内容については、絵本のストーリー性というものを、そしてまた風景との兼ね合いというところを考慮する必要がありますことから、著作権管理者と相談をしながら、課内で検討させていきたいというふうに考えております。

○11番（久慈 聡君）

ありがとうございます。1基3万円、10基30万円、設置に2万円といった、そんなもので設置はできるのですがけれども、著作権の問題もありますけれども、月に1回絵を変えるという形になれば、月に1回は観光客が来ていただくと、きれいに見えるために、写真撮るためには夜までいてもらおうと、そうすればおなかもすくしと、非常によい観光資源になるのではないだろうかと思えますし、夜桜のときにアップされているのも想像していただければなと思えます。ぜひ課内で検討していただきたいと思えます。実現のためによろしく願います。

では次、宿泊施設のほうに入ります。事業としてパワーアップ事業と空き店舗があるよと、それ以外ちょっと難しいということだったと思えます。町として11ぴきのねこをモチーフとしたような簡易宿泊施設を造るということは難しいと思うのですが、民間で造るという形になった場合の補助、助成だったりとかということはないという話だったのですが、もしそういう宿泊施設を民間で造ったとしたら、町の観光客は増えると思うのですが、そうは思いませんか。

○町長（松尾 和彦君）

町におきましての宿泊施設については、もちろんそれが運営されるようになれば、滞在時間はもちろん増えますし、いろんな交流がより深くなっていくだろうということは想像はできます。

○11番（久慈 聡君）

この11ぴきのねこに特化した環境整備だったりとか、補助制度だったりとか、行政制度の策定というのは、観光に支出している資源とか、そういった部分から流用したりすることはできないのかなというふうに感じるのですが、その辺まち課ではどういう考えをお持ちですか。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

11ぴきのねこの補助金を出せるように、観光で支出している原資を使って、11ぴきのねこに特化した何か補助金とかというのはどうだろうかというご質問でお答えさせていただきます。

まず、まちづくり推進課のほうで観光事業に充てている主なものとしては、まず1つ、ふるさと納税の寄附金がございます、その寄附金の使い道としましては、9つのコースを選んでいただいております。そのコースの内容というのは、11ぴきのねこのまちづくりコースであるとか、国史跡の三戸城跡城山公園整備コースなど9コースになっておりまして、いただいた寄附金を、経費であるとか基金積立てをする残りの部分についてはそれぞれの事業にまず平準化して、事業に充ててございます。実際11ぴきのねこの関連事業の総事業費というのは、1,300万円ぐらいでねこの事業を行っております、この約9割弱というのは寄附金を充てております。ふるさと納税の寄附金を充てておりまして、残りは県の補助金等で充てられておりますので、現状ほとんどの11ぴきのねこ事業というのが、まずこれらふるさと納税の寄附金であるとか県の事業によって賄われているというものになります。

それ以外には、先ほど紹介した商工業のパワーアップの事業の中には、11ぴきのねこの活用事業というものがございますので、そういうような事業を活用して補助金をまず活用していただき、実施のほうが可能になるのかなということも考えてございます。まずは、必要に応じまして補助金等、パワーアップ等、11ぴきのねこ活用事業等の活用を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

パワーアップの事業だと、ちょっと金額的に少ないのかなというところもあるので、すけれども、3桁ぐらいの補助が出せるような形の仕組みができればなと思います。簡易宿泊施設内外で行うための例えば読み聞かせ事業だったりとか、こぐま社の思いを伝える事業だったり、また町の思いや取組を周知する事業だったりとか、こういった事業を実施することにより、馬場のぼるさんの思いだったりとか、こぐま社の思いであったり、絵本に対するどういう思いがあったのかだったりということをより理解を深めてもらうことによって、来てくれた人が三戸を好きになってくれるのではないかなというふうに思います。これは、できれば簡易宿舎だったり泊まるところの中で、膝を合わせながら、絵本を見ながらという形が一番いいかなと私は思っているのですが、こういう取組に対して、どういうふうなお考えをお持ちでしょうか。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

お答えをいたします。

これまで絵本のまちづくりであるとか、11ぴきのねこのまちづくりというところをこれまでやってきて、その中で新生児の絵本プレゼントであるとか、おはなし会、絵本の読み聞かせ等、そのような事業を実施してまいりました。そのようなこれまでの取組とか、また読み聞かせを通して、親子の愛情を育むことが大事なのだよとか、郷土の偉人を知って郷土に愛着を持って、誇りと愛着を持つ子供たちを育てることとか、そういうために今事業をやっているのだよということを今後も伝えていくこと。また、先生の作品、幼少期の作品等を大切に守って保管していく、保存していくという取組等も大変必要なものと思っております。これまでの取組等を今後につなげていくためにも、町長答弁の最初に触れておりましたけれども、今後まちづくりを進めていく、これまでいろいろ携わっていただいた方々、町の方々のご意見というのも聴きながら、そういう体制を進めて、ねこのまちづくり事業を進めていくことが必要かと思っておりますので、まずは今そのような形、体制を十分に整えて進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

今話しした事業というのは、あまりお金のかからない事業なのです。その1個前に質問した事業は、お金のかかる事業なのです。どっちが大事かと言ったら、伝えることが大事なのかなと思います。だから、伝えるのも、伝える場所だったり、環境だったり、シチュエーションだったり、そういったのが非常に重要だ。だから、三戸町に来てもらって理解していただく、また来てもらうために、ねこロードもそうですけれども、仕組みづくりをする、これがまちづくりとして非常にいいことなのではないかなと私は考えています。観光資源として私たちが持っているものを活用するということに関しては、事業を行うについて、この事業をやることに対してお金を支出して、

なくなってしまうていく、それも必要かもしれませんけれども、残すべきものを残すための事業を考えていただき、予算化していただきたいというふうに思いますので、お願いしたいと思います。

例えばです。11ぴきのねこのファンの方で、その方に特化して移住を促進して、民泊施設を運用することをベースで考える。そのための助成や補助をするのであれば、関連する国の補助金などは活用できないのですか。民泊施設を造ることよりも、私は運営することが非常に難しいと思っています。ぜひ全国の方々も巻き込んで、事業展開をしていただきたい、そういうふうに私は望んでいます。多くの方々が三戸町を知ってもらって、住んでいる私たちが自慢できる三戸町にしたいというふうに思っていますので、それを町長にお願いしたいと思いますし、行政の皆さんにもお願いしたいと思います。

最後になりますけれども、任期中最後の一般質問となります。任期中にこの場に立って話しした内容に関しては、不快な思いをされた方もいらっしゃると思いますけれども、三戸町のために、そう思いながら足を運んで考え、話しした内容でありますので、ご理解を賜りたいと思います。実務を行う行政の執行部の皆さんの考えの一つ一つが町のためになっていると思いますし、だからこそ一緒に考えて実行していかなければならないというふうに私たちは考えていかなければならないと思いますし、私もそう考えております。町長におかれましても町の担い手として、今回までの質問を含め、前向きに考え、取り組んでいただきたいと再度お願いをして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

散 会

○議長（竹原 義人君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後5時59分 散会

第4日目 令和5年12月8日（金）

○議事日程

第1 一般質問

- | | |
|---------|--|
| 越後 貞男議員 | 1. 農産加工所整備について |
| 小笠原君男議員 | 1. 稲作農家支援と良質米生産対策について |
| 佐々木和志議員 | 1. 空き家対策について
2. 職員提案制度の導入について |
| 澤田 道憲議員 | 1. 高齢者福祉について
2. 農林業の振興策について
3. さんのへパークゴルフ場について |

第2 議案第51号 三戸町簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の制定について

第3 議案第52号 三戸町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案

第4 議案第53号 三戸町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案

第5 議案第54号 三戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

第6 議案第55号 三戸町手数料徴収条例の一部を改正する条例案

第7 議案第56号 三戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

第8 議案第57号 道の駅さんのへの指定管理者の指定について

第9 議案第58号 SAN・SUN産直ひろばの指定管理者の指定について

第10 議案第59号 深山町営牧野の指定管理者の指定について

第11 議案第60号 三戸町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

第12 議案第61号 令和5年度三戸町一般会計補正予算（第6号）

第13 議案第62号 令和5年度三戸町営簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

第14 議案第63号 令和5年度三戸町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

第15 議案第64号 令和5年度三戸町介護保険特別会計補正予算（第1号）

第16 議案第65号 令和5年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）

第17 常任委員会の所管事務調査の報告について

- ・総務文教常任委員会
- ・民生商工常任委員会
- ・建設農林常任委員会

第18 常任委員会の閉会中における所管事務調査について

第19 議員派遣の件

第20 諸般の報告

1. 議長の報告
2. 一部事務組合の報告
 - ・三戸地区環境整備事務組合
 - ・田子高原広域事務組合
 - ・八戸地域広域市町村圏事務組合

3. 視察報告

- ・民生商工常任委員会
- ・建設農林常任委員会

○追加議事日程

- 第1 町長提案理由の説明
- 第2 議案第66号 令和5年度三戸町一般会計補正予算（第7号）

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（13人）

- 1番 柳 隼 圭 太 君
- 2番 小笠原 君 男 君
- 3番 和 田 誠 君
- 4番 越 後 貞 男 君
- 5番 乗 上 健 夫 君
- 6番 山 田 将 之 君
- 7番 栗谷川 柳 子 君
- 8番 藤 原 文 雄 君
- 10番 千 葉 有 子 君
- 11番 久 慈 聡 君
- 12番 澤 田 道 憲 君
- 13番 佐々木 和 志 君
- 14番 竹 原 義 人 君

○欠席議員（1人）

- 9番 番 屋 博 光 君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

○町長部局

- | | | |
|-------|----------------------|-----------|
| 説 明 員 | 三 戸 町 長 | 松 尾 和 彦 君 |
| 委任説明員 | 副 町 長 | 馬 場 浩 治 君 |
| | 参事（住民福祉課長事務取扱） | 貝 守 世 光 君 |
| | 参事（総務課長事務取扱） | 武士沢 忠 正 君 |
| | 参事（三戸中央病院事務長事務取扱） | 沼 澤 修 二 君 |
| | 健康推進課長 | 太 田 明 雄 君 |
| | 会計管理者（会計課長） | 井 畑 淳 一 君 |
| | 農 林 課 長 | 極 檀 浩 君 |
| | 建 設 課 長 | 齋 藤 優 君 |
| | まちづくり推進課長 | 中 村 正 君 |
| | 税 務 課 長 | 下 村 太 平 君 |
| | 三戸中央病院事務次長 | 松 崎 達 雄 君 |
| | 総務課財政指導監 | 多 賀 昭 宏 君 |
| | まちづくり推進課やわらかさんのへ交流室長 | 北 村 哲 也 君 |

総務課防災危機管理室長

金子祐之君

○農業委員会事務局

説明員 会長
委任説明員 事務局長

梅田晃君
極檀浩君

○教育委員会事務局

説明員 教育長
委任説明員 事務局長
史跡対策室長

慶長隆光君
櫻井学君
奥山昇吾君

○職務のために出席した事務局職員

参事（議会事務局長事務取扱）
総括主幹

馬場均君
櫻井優子君

午前10時00分 開議

○議長（竹原 義人君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

○議長（竹原 義人君）

ここで、昨日の一般質問について町長から発言したい旨の申出がありましたので、これを許可します。

町長。

○町長（松尾 和彦君）

おはようございます。昨日の栗谷川議員の一般質問、防災無線が聞こえづらい住民への対策への私からの町長答弁につきまして、議員ご質問内容の取り違えがあり、趣旨を踏まえた答弁となっております。この場をお借りし、栗谷川議員に対しまして謹んでお詫びを申し上げたいと思います。

今後このようなことのないよう十分留意してまいりたいと存じます。また、答弁漏れなどの際にはご指摘をいただき、適時対応を心がけてまいりたいと思います。

日程第1 一般質問

<4番 越後 貞男議員>

1. 農産加工所整備について

○議長（竹原 義人君）

日程第1、一般質問を続行します。

4番、越後貞男君。

○4番（越後 貞男君）

通告により農産加工所整備について質問させていただきます。ひとつよろしくお願ひします。

総務省は、今年8月1日にふるさと納税制度による2022年度の寄附額を公表しました。これによると、三戸町は寄附額が3億2,500万円、県内では6番目に多くなっています。スタート当初からすると格段の伸びが見られ、平成29年度には1億円を突破、ここ最近3億円を突破するなど喜ばしい次第でございます。これも担当課であるまちづくり支援課をはじめ、関係者の皆様の努力のたまものと思います。

また、先般11月17日付のデーリー東北紙上に、青森県内市町村のふるさと納税の収支に関する記事が掲載されましたが、寄附額と返礼品に係る費用、住民税控除額等の収支がグラフで示され、一目瞭然で、県内8市町村で赤字になっている実態には驚かされましたが、そんな中で三戸町は黒字で、五所川原市、弘前市、隣の南部町に次ぐ4番目に多い黒字額ということで、とてもうれしく拝見しました。

当町の返礼品として、11ぴきのねこの関連グッズも挙げられますが、農家を要する町ならではの農産物、その加工品も町の返礼品として列挙できるのではないかと思います。

前置きが長くなりましたが、ふるさと納税返礼品として使用されているリンゴジュースの加工場の整備について質問させていただきます。今まで農産加工所については、何回か議会や活性化委員会でも取り上げてきましたが、4年たった今も何一つ進んでいないように思います。農村加工所整備の進捗状況について、また今後どのように進めていこうとしているのかお伺いします。

○町長（松尾 和彦君）

おはようございます。越後貞男議員の質問にお答えを申し上げます。

まず、越後議員からは、冒頭ふるさと納税の成果についてのご説明がございました。町といたしましても、ふるさと納税のさらなる振興、また農家の所得向上、そして町のPRに向けて精いっぱい頑張っていきたいと思っております。今後ともぜひご支援のほど、どうぞよろしくお願ひ申し上げたいと思っております。

それでは、農産加工所整備についてでございます。三戸町農産加工センターは平成5年に建設され、町内産の農作物を餅、ジュース、みそ、豆腐などへ加工するための施設となっております。建設から30年が経過し、設備の故障や建物の老朽化が顕著となってきたため、令和元年度から施設の更新に向けた検討を始めたところであります。

施設更新の検討に当たりましては、農産加工センターの利用者や町内にあるほかの施設の利用者からもご意見を伺うため、それぞれの代表者による意見交換会をこれまで令和元年5月14日、8月8日、そして令和2年7月30日、令和4年1月17日の4回開催をいたしております。現在は、次回の意見交換会に向けて、更新するジュース加工機器の選定や見積りの徴収、新たな農産物加工施設の大まかな設計図の作成や概算費用の算出などの作業を行っているところであります。

意見交換会では、施設更新の方向性として、新たな加工施設からはリンゴジュース加工を分離して考えること、リンゴジュース加工は加工組織の再編を視野に入れ、現在町内3か所にある搾汁施設から梅内農産加工組合へ統一すること、リンゴジュース加工設備は農家一人でもジュース加工が可能な設備へ更新を行うことなど、3つの方向性が示されました。

現在町では意見交換会で示された方向性を踏まえ、新築する場合の新たな加工施設としては、品目を餅、みそ、豆腐などに限定し、加工ができる施設の基本的な設計案の検討のほか、既存リンゴジュース加工設備の更新に向けた搾汁機器などの情報収集を進めております。資料整理などが整いましたら、再度意見交換会を開催することとしております。

今後におきましては、新たな施設の設計案や建設に向けた国庫補助事業の活用のほか、施設の運営方針など具体案を取りまとめ、その都度ご報告をさせていただきたいと考えております。

○4番（越後 貞男君）

ただいま町長からご答弁をいただきましたけれども、私もその検討委員の中に入っております。それで、大体今までの経過は理解しているつもりなのだけれども、何せ4年たっても、ただ情報収集とか機材の選定とかという段階からなかなか進まない。そのとき、その4年間のうちに、例えば私は梅内加工所の責任者もしておりますけれども、それこそ機械が老朽化して、今期に入ってからトラブル続きで、しょっちゅう

私も呼び出されているというような状況にあります。これは、三戸果汁も同じだと思えます。ですから、やっぱりスピードを上げて進めていかないといけないと思えますけれども、私のところから見ると随分ゆっくりで、スローペースだなと。あるときは、図面まで出てきたから、もうすぐにでも着工になるのではないかなというような期待を持ったときもあるのだけれども、やっぱり進まない。やっぱり一応めど、いつまでにするのだというのを示してもらわないと、関係者、三戸果汁、梅内加工所もそうですけれども、気ばかり揉んで、期待はしているのだけれども、気ばかり揉んで、いらいらが積もるといような状況になっていると思えますので、その辺をお伺いしたいと思えます。

○農林課長（極壇 浩君）

ただいま越後議員からのご質問とお願いという形でありました。確かにもう4年以上たっております。それまでの経過としては、当初今のバイパス沿いにある施設と同じようなものを造る場合ということで最初進めていたと。概算で大体7億円ぐらいかかるのだよというところがありまして、その後も何回か話をしていました。先般の4回目の会議の中で、ジュース加工については今3つでやっているところ、それを1つにして、組織の再編プラス施設の集約。これからまだ人口減少があります、担い手も少なくなるということから、そちらのほうに向かうと。

現行のバイパスにある加工施設については、主力である串餅とかみそとか、そちらのほうの加工に絞って、見える化するような施設にしましょうという話になったところまででございます。確かに施設について、スピード化という点ではちょっと遅いかなというところで考えてはいます。

今やり方として、2つの施設をジュースはジュース、ほかの施設は加工は加工というふうに分けるというふうに大体の方向性が決まりましたので、今後機械の選定については今見積り等を取っております。ジュース加工については、1人でできる機械というので、搾汁の機械、これが大体1,000万円ぐらい、さっきの充填する機械、こちらが、いろいろ数がありまして、どういうのがいいのか、今メーカーとかに問合せして聞いているというところなんです。また、これについては検討委員会のほうでもどういのがいいのかという話になっていましたので、そちらのほうにまたある程度こちらのほうで取った機械の仕様、これをもう一度確認していただいてやっていきたいと。

その後、流れとしましては、ジュースの加工機械等の導入に絡みましては、これから国のほうの補助事業等を活用していくことになると思えます。それについては、1年、2年ぐらいは必要だなと思えます。申請をして計画で認められ、それからお金の交付が来ると。今までの流れでいくと、2年ぐらいは必要だと、最低。国のほうの補助金を受けるまでの流れとしては必要かなと考えてございます。ですので、担当課としましては最短で7年、8年、令和8年ぐらいかなというところがございます。確かに金額的にも、機械だけでも多分2,000万円ぐらいになるのかなと思えます。それ入れるために、また施設、母屋のほうの改修等も必要になるかもしれませんので、その辺も精査しながらいくと。もちろん補助事業を使うということになると、例えば組合のほう、皆さん方は自己負担が必要になるのか、それともそれはなく、町のほうでやるのか、この辺はこれから担当課なり町のほうと話をしながら進めていかなければならないというところがございます。来年すぐできるというようなことではないということは少しご理解いただきたいと思えます。

以上です。

○4番（越後 貞男君）

ふるさと納税の令和3年度、令和2年度は3億9,000万円もいったときがあるのだけれども、令和3年には2億5,000万円と、それくらい落ち込んだときがある。これは、リンゴの一番の要因はリンゴの出来が悪くて、農家も大変なときだったと思いますけれども、そして去年になりまして3億2,400万円に回復していると。これは、やっぱり果樹の恩恵を受けているわけですから、もう少しふるさと納税で、言い方悪いかもだけれども、稼いだ金をもう少しそういうのにも投資してもいいのではないかと。そして、またリンゴの出来が悪いときはもっと、例えばリンゴジュースをふるさと納税の返礼品として使うとか、いろいろそういうことももっとできるわけですので、その辺も少し考慮して、思い切って投資して設備を造っていただきたいと思います。

今、令和8年度ぐらいまでにと話だけでも、令和8年、今年は5年ですから、あと3年あるわけです。3年、今使っている梅内加工所でも、三戸果汁でも、産直の加工センターでも、それを何とか使える、もたせて使わなければならないと、そういうものもありますので、とにかく一日も早く設備を造って、そして利用者に提供していただきたいと思います。ひとつよろしくお願いします。

簡単ですけれども、以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

<2番 小笠原 君男議員>

1. 稲作農家支援と良質米生産対策について

○議長（竹原 義人君）

一般質問を続行します。

2番、小笠原君男君。

○2番（小笠原 君男君）

通告に従いまして、私から一般質問を行います。

質問は1項でございます。稲作農家支援と良質米生産対策についてでございます。青森県では、本年度から主力品種であったつがるロマンに代わる期待の新品種はれわたりが本格的に生産されました。しかし、各メディア等にて報道されたとおり、本年は全国的な異常気象等による品質の低下を招いており、1等米比率は全国平均では59.6%、県産米では68.9%と全国平均を上回ったものの、過去5年間で最低の結果であると報道されています。

当三戸町でも例外ではなく、1等米比率が低下し、さらには近年の米価下落、経費負担増、労働力不足等により生産者の意欲が減少しており、危機的状況であると言っても過言ではなく、生産者意欲向上、また良質米生産に対して、てこ入れが必要と考えられる。

以上のことから、町では米生産及び生産者に対し、今後どのような支援、方策を計画していくのか伺います。2点でございます。

1、生産者支援について。

2、良質米生産対策について。

お願いします。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、小笠原君男議員の質問にご答弁申し上げます。

稲作農家支援と良質米生産対策についてであります。米の等級は、見た目などを基に格付され、最も評価の高い1等米は、成熟して見た目が整った割合が70%以上で、死米や着色粒等の混入が合計15%までと定められており、今年は記録的な猛暑で、白未熟粒など、高温障害の発生により1等米比率が全国的に低下している状況となっております。

当町における1等米比率は、J A八戸による換算で74.1%と、前年の89.2%から15.1%下回っておりますが、全国や青森県内と比較すると適期の薬剤散布、草刈り等、生産者の皆様のご努力により、落等は抑制されたものと認識しております。

それでは、今回ご質問のありました稲作農家支援と良質米生産対策の1点目、生産者支援についてありますが、令和3年度に米価下落に対する支援として、三戸町米価下落緊急支援対策給付金事業を実施し、334名に対し、総額1,641万4,000円の支援を行っているほか、令和4年度にはスマート農業機械等の導入に対する補助事業として、三戸町農業経営安定化事業を実施し、60名に対し、2,488万9,000円の支援を行っております。

また、農業経営のリスクに対するセーフティーネットである収入保険の加入促進に対する支援として、三戸町収入保険加入推進事業を令和4年度から実施し、令和4年度においては25名、令和5年度は13名が新たに加入しております。

水稲にかかわらず農業生産の現場では、スマート農業の開発、導入など作業の省力化に向けた機械化が進んでおります。今後も国や県の各種事業の情報収集に努め、農家の皆様に周知を行い、活用に向け必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、2点目の良質米生産対策についてありますが、当町における落等の主な要因としては、高温障害やカメムシ被害等による充実不足や着色粒が原因となっております。現在では落等に対する対策として、カメムシ被害粒や異物混入を防止するため、色彩選別機を活用し、出荷する生産者が多いと伺っております。

また、良質米の生産に向け、次期作からはつがるロマンからはれわたりへの切替えも行われると伺っております。はれわたりは、耐冷性やいもち病抵抗性が強い栽培特性があり、県内全域で栽培が可能な品質となっており、県南地方でも良質な品種として期待されているところであります。

また、県では今後の気象データや高温障害、カメムシ等の病害虫の発生状況を分析し、栽培指導を行うとのことから、引き続き関係機関と連携しながら農家の皆様へ情報提供を行い、良質な米生産につなげてまいりたいと考えているところであります。

○2番（小笠原 君男君）

ご答弁ありがとうございます。

まず、再質問に入ります前に、今朝は町長は御飯食べてきましたか。

○町長（松尾 和彦君）

はい。

○2番（小笠原 君男君）

白米はどうでしたか。

○町長（松尾 和彦君）

ちゃんと食べて、新米でした。

○2番（小笠原 君男君）

それはよかったですね。地産地消という言葉も聞かれてからまず久しいわけですが、実際日本の食料事情というのは、まず自給率が全体で38.何%か、そのうちの米というのは100%、この何年かも維持しているというのが現状なわけでございます。それでも、まず国の対策で、米の政策といいますか、減反政策というのがありますけれども、それにも負けず、何とか米農家は細々といいますか、利益が上がらなくても何とか作ってきているというのが現状なわけでございます。

今回、まず質問は2点ありますけれども、農水省のほうの調査からいきますと、日本の農家の平均年齢は64.8歳であり、2015年頃より農家の減少が増加していると。また、農家経営者の中心は70代が多く、しかし70歳を過ぎると急激に廃業、まず離農をするケースも多くなり、その傾向は特に中山間地で顕著であるというふうに報告されています。まさに当三戸町のほう、この辺の地域に当てはまる実情ではないかなというふうに考えられます。

私は、国の助成事業というのは、まず大変助かるところではございますけれども、やはりそういう高齢者が多い、米だけでなく、高齢者が多いという農業にやはり一番力を、これからも伸ばすためには入れていただきたいなど。そのためには、やはり後継者、担い手の育成というのがどうしても必要ではないかなと。国がやっていますスマート農業の推進も、欲しい農家にとっては機械をまず導入するメリットはあるのでしようけれども、それ以前にやはり後継者、担い手、そういうふうなところをどうしても育てていかなければ、農業としては成り立っていかないのではないかなというふうに思います。

そこで、まず町では後継者、担い手の育成に対する施策等どういうふうなものがあるか、どういうふうなことを実践しているか、そして万が一廃業、離農とかになったときの農地を維持するためのまず施策、その状況はどういうふうになっているか、まずお聞きしたいと思います。

○農林課長（極 檀 浩君）

ただいま後継者についてということでございます。まず、米農家に限らず他の作物等についての後継者も同じく足りないということで、その確保についていろいろ事業を進めているところです。

また、新規就農者といいますか、その方には国の事業がございます。年間150万円、こちらのほうの給付をすると。5年間以上計画を立てて、自分の経営をしていただくということで、プラスして町としましても町単独事業、こちらでの応援をさせていただきます。農業経営安定化事業という形になりますが、まず例えば農地を借りるというふうにする、その場合の農地の貸し代、借り代、そちらのほうの助成、あとまたアパートを借りたりして就農する、自分で、例えば他県から来て家がない、アパートを借りながらやる、その場合の家賃補助、あと様々農業するときに必要な経費、作業服だったりとか、例えば経営管理のためのパソコンが必要だと、そういうふうな生活全般に対する補助というもの、あとは農業機械、こちらを必要だというときの補助金、この5本柱で町単独の補助というものはしてございます。それを活用していただいて、三戸町で農業をやっている方には国の助成のほかにも、町もちゃんと手当てして応援するというふうなこともあります。

あと、県のほうで今進めています、1年間とか新しくする方に、篤農家といいま

すか、技術の優れた農家、こちらのほうに弟子入りという形になりますが、リンゴだったらリンゴの県に登録している農家、こちらのほうに通って技術を教えてもらったり、野菜は野菜の農家、米は米とかありますので、そちらのほうも県で、今8人ほどでしたか、登録してございます。そういう方に行って技術を学んでいただいて、それから就農する。そこで農業はどういうものかというものを感じていただいて、それから就農するというような形の支援もございますので、いろいろ支援策はありますので、こちらを活用していただきたいと思いますと考えてございます。

もう一つ、農地の維持という部分がございました。確かに高齢化して、農地維持、これは大変でございます。その点で中山間地域等直接支払交付金とか、その地域、地域でやっていただく、また多面的機能支払交付金だとか、そういうのを活用してございます。三戸町は中山間、かなり県内でもトップレベルの交付金をいただいていますので、そちらを活用して。ただ、傾斜配分というのがありまして、傾斜のない、例えばこちらの町なかのほうのところは、ちょっとそういう交付金がありませんので、多面的機能支払交付金、そういうのを活用していただければと思っております。

農地維持ということで、今耕作しない土地あります。それも維持するためにロータリーかけたりしてございます。今年は猛暑で、いつもだと3回、4回のところを5回くらいかけて、軽油いっぱい使っているというような話も聞いてございます。そのために、現在また国か、免税軽油の制度、また続けるというふうになってございます。来週受付がございまして、そちらのほうもPR方、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

〇2番（小笠原 君男君）

担い手の育成については、なかなか難しいところがあると思ひますし、米単独というの、またそれも難しい話ではございましてというの、分かります。三戸地区は、米の大きい産地でもございませぬので、いろいろ、まず果樹や野菜、そういうふうな複合経営の地帯でございまして、米だけという特化した補助事業というの、ないのは分かりますし、国のほうもそれに向けた補助事業はないのは分かっておりますけれども、やはりそういう機械化、新たに機械が欲しい、そういうふうな情報があったときには役場のほうでお手伝ひして、何とかやっていただきたいと思います。

あと、農地の維持とかになりますと、私も今年度から土地改良の代表をさせていただきましたが、区画整備されたような田んぼなんか放棄地になっている部分もあります。やはりそういうふうなのは、どうしても今まで田んぼを作ってきた人間からすると悲しい思ひがしますので、できるだけ、やれる方々に今は集積するという形しかできないと思ひますので、まず我々は土地改良のほうでもそういう進め方はしますが、町側でもできるだけそういう形を進めていただきたいと思いますし、県のほうでもやっています土地のほうの貸し借り、そういう部分はあるのでしようけれども、やはり他町のほうまで行って借りるといふのはなかなか経営的には厳しいところがありますので、地域内で何とかしたいというの、やれる方々はそういうふうな感じで思ひますので、できるだけ今後はやれる方々が少なくなつて、農家も集約されてくると思ひます。

そうした場合、やはり土地の集約化というの、どうしても必要になってくると思ひますので、そういう部分を進めていただきたいと思います。県のほうに貸出しの申出をさせるよりも、今、もみすり業者を中心に、核とした米づくりが中心になっていますので、そういった方々、もみすり業者の方々、それも農家ですけれども、そういった方々か

らここの田んぼ貸したいと言うけれども、どうかということ、やはりまず私たちと役場のほうと併せて進めていただければなど。そして、どうしてもやはり空き地のないような形を進めていただきたいと。私のほうの土地改良のほうでも、もうこの辺にいないで、田んぼだけ放置されているという方々もあるのです。連絡しても、なかなか、もうこっちのほうに来ないからということがあるのですけれども、そうなるにせいかく区画整備したという事業が報われないという形になりますので、できるだけそういうふうなことをまずやっていただきたいというふうに思います。

次、2点目のほうに入ります。本題はこちらのほうなのですが、良質米生産についてですけれども、近年コロナもそうですし、ロシアの侵攻もそうですし、どうしても米の単価が上がらない上に、経費の加算が物すごくかさねてきたと。それに加えて、今年度は猛暑で米の品質が落ちている、そしてカメムシの大量発生で、どうしてもやはり等級が下がったというふうに聞いています。私も実際そういうふうになりました。

先ほど町長の答弁の中でも、色彩選別機を使った精米所を利用するということは、私ももう2年ほど前からはやっていますけれども、でも個人個人の防除も大切ですが、やらない方もあるのです。そういう方々のところにはどうしても病害虫が発生して、隣近所が幾ら防除しても出る、そういうふうな形なようです。

これは農協の三戸分のところですが、1等米の比率は74.1%というふうな形では出ていますけれども、今年度におきましては出荷予約が格段に下がっているのです。当該3等、そういうふうな形になった部分は、もう自由米として農家のほうが販売しているというふうな状況だそうです。ですから、74.1%の数字をそのままのみにはできないなど。本当の出荷予約、出荷数量からぼっていけば、もっと本当はパーセントは下がっているのではないかというふうに思います。実際やはり5年ほど前から比べて、今年は30キロの袋で2,020袋ほど出荷数量が少なくなっているというのが現状だそうです。一番多いときから比べると、また3,800袋ぐらい少ない、そういうことだそうですので、農協、集荷業者に出荷する前に等級がもう悪いということで、カメムシがついて等級が悪いということで、もうよそのほうに、自由米として流したというふうなことが結構あるみたいでございます。できれば米で、先ほども言いましたとおり、産地ではないにしろ、国の食料100%を支えている、一端を担っている農家でございますので、できれば1等米を作りたいというのは、誰でもそう思っているはずなのです。

そこで、今年度のそういう異常気象については、どうしても我々だけではどうもできませんけれども、病害虫対策の部分で、町側で何とかできないものかなというふうに思います。先ほども言いましたけれども、防除している人は、2回も3回もしている人はいるのです。私も防除はしていましたけれども、それでもついたので。中には、やはり防除していない人がいるのです。それらを防除するように周知するというのは、農協の役目なのか、出荷業者の役目なのか、農協と役場が連携してやっていけばいいのか。まず、その辺のこともありますけれども、そういう体制がしっかりしているのか、まず1点目はそこをちょっとお聞きしたいと思います。

○農林課長（極 檀 浩君）

ただいま防除に対する体制というふうな質問だと思ってございます。まず、確かに米ですけれども、主食用米、飼料米とかございます。防除に関して言うと、飼料米についてもやらなければいけないのですが、最低限の防除回数で手間をかけるということで出荷ができるというような形になってございます。ですので、主食用米があつて、

隣で飼料米というような場合ですと、飼料米の方の防除回数は少なかったりというのは発生するから、米の売り方とか販売の単価とかに関わりますので、飼料米だと国からの水活の交付金、こちら頼りになりますので、防除の経費は少し下げるといような考え方になるのはあるのだろうなと思います。

また、防除として、ラジコンヘリ等々で散布している方もいらっしやいます。それも全域ではございません。経費もかかりますので、農家の考え方で、うちは自分でやるとか、大きな田だったらラジヘリでやるとかもありますし、最近ですとドローンを使って自分でやるとい方もございます。防除については、各種様々採用があるといような捉え方をしております。

防除についての情報提供ということに関しましては、農協もそうですし、集荷もそう、町もそうでございますが、適期の防除の情報等は流していきたいというふうに考えてございます。

また、県でも、特にカメムシですと、今年のような暑いとき、出穂前の7日間に草刈りといような指導は出ています。特に今年は出穂月が早かったものですから、それに対して草刈りを前倒しでやってもらうといような情報を流していますが、先ほど言ったように三戸町は複合経営、野菜もやりながら米ですとか、たばこをやりながら、畜産をやりながらでございまして、そこまで労力が回るかどうかといのは、また農家個々の問題になってくるのかなと思います。

考えとしましては、やはり適期の作業、こちらをしていただくといことで、カメムシとその他の被害等の軽減にはなるのかなといことで、そちらの周知等に努めていきたいと考えてございます。

以上です。

○2番（小笠原 君男君）

その周知は徹底して、何とかやっていただきたいというふうに思います。しかしながら、やはりどうしてもやらない方もございます。そうしたの、こういふふうに地域的に大量発生するといことになる、個人個人に任せておいても、どうしても防除といのはできなくなってくるのではないかなと。やはりその地域を色鉛筆で全域塗り潰すよな形の防除の仕方を何年か継続しないと、カメムシなんかも減らないのではないかなといふふうに思います。

そこで、予算的なことも絡みますけれども、できましたら全域を農薬の一部補助、そういうふうな形でもいいですので、やりながら、まず周知徹底は図られないものかなといふふうに思いますが、いかがでしょうか。

○農林課長（極 檀 浩君）

先ほど防除のほうを全域でといこと、それに対しての補助ができないかといことでございます。先ほども言いましたが、やはり防除の考え方で、防除のやり方、個々の農家にも絡んでくると思います。先ほどラジコンヘリでやりますよと、それに加入しました、ヘリで防除して、だからといって出ないといわけでもないといところもございます。防除する時期、これがやはり、今ラジコンヘリは農協と松善と組んでやっていますけれども、回っていくルートによって、やっぱり日のタイムラグが出てくるといこともあって、確実に効くといことでもないのかなといふうな感覚は持っております。やらないよりやったほうがいいと。これから暑くなるので、今後農協と話しますが、今2回やっているのを3回やらなければならなくなる時期、年が来るのではないかなとい話もしています。ただし、現実問題3回散布できるかと

いうと、またそれは難しいということもあります。防除についての補助というのがありますが、それは今後の天候とか状況、これを見ながら考えていかなければならない。

また、防除する人、それを希望する人はどのぐらいいるのかというもの、さっきおっしゃいましたように地図を塗り潰していくとか、そういうふうな作業も出てくるのかなとは思いますが。さっき言ったやるやらない、田んぼを維持する維持しないというのを含めまして、農林課、農業委員会では地域計画の素案づくりというのを今進めようとしてございます。そこで、今後のそのの畑を、田んぼを作付するののかしないのか、そういうふうなものを地図に落としていくというようなことをつくる作業が今始まっております。

先般農家の方へアンケート調査をいたしました。おかげさまで今70%を超える回答率となっております。これは、他の自治体に比べてもかなり高い部分でございますので、それをこれからデータ等を活用しながら、各地域へ入ってお話をしていくというところの中で、この防除等の話も出てくれば意見集約として今後の施策に絡めていきたいと考えてございますので、よろしくご協力をお願いします。

○2番（小笠原 君男君）

予算も絡むことでございますので、いい返事は聞けないとは思いましたがけれども、やはり先ほども言いましたけれども、現在は米作りは精米業者を核としたような形で作付がまとまってきているというふうな状況になっていきますし、そういうふうな部分を利用しながら、ドローンを使ってそういう防除体制をしてもらって、そういうふうなことを何とか構築できないのかなと。いろいろスマート農業の補助事業なんかも利用しながらやっていただければ、本当はいいのではないかなというふうに考えていますし、中山間でも全面的にその地域は防除もしていただきましたけれども、それでもやはりカメムシは出ています。それは、やはり1回、2回では足りないのかもしれないし、どうしても3回、4回になると米の収入が、ほとんど手取りがなくなるというふうな状態にもなってきます。刈取り、精米、そういうふうな部分で、まず収入がますますなくなってくる。どうしても、やはり町からも手助けをいただかないと成り行かなくなるのではないかなというふうに考えていますので、できるだけまず考慮していただきたいと思っております。

あと、このカメムシの問題につきましては、我が三戸町だけの話ではないのです。隣町、田子、南部、県南地域、また青森県全体でまず出ている問題であります。できましたら、八戸圏域のほうで連携しながら、県のほうの陳情とか要請というふうな助成の要請とか、そういうふうな形というのは取れないものか伺います。

○農林課長（極 檀 浩君）

議員ご指摘のとおり、カメムシは三戸町だけではなく、広域的なものであります。ですので、こういう対策というか、お願いする場合には、三戸町だけではなくて、各三戸郡、八戸で連携してお願いしていくということです。

その声というのは、都度県民局のほうへは上げております。毎年初めのあたりに県民局たちとか会議を開きます。農林課ですと、農業関係者連絡会議ということで、農協ですとか、松善とか、森林組合、畜産協議会、あとは三八地域県民局ということで意見交換会しておりますので、そのときもきちんと要望として声を上げていくというふうな活動を続けていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○2番（小笠原 君男君）

同じことを、また町長のほうにもどうかということでお伺いしたいと思います。

○町長（松尾 和彦君）

ただいま小笠原議員のほうから米作りについての様々なお話をいただき、私としても農家を助けるために、国の施策として飼料米であったりとか、いろんなこういうことをやってきてはいるものの、その混在する結果がこういった環境の維持とか、そういった部分にも大きくまた影響しているのだなというのを聞きながら、非常に胸を痛めているところでございます。

そして、農家の方々の、ただいま小笠原議員からのたっpegご質問でございますが、農家の方々からの様々な声を聞きながら、郡、また連携中枢都市圏、そしてまた県など、テーマとして挙げながら今後の対策に生かしていきたいというふうに考えてございます。

○2番（小笠原 君男君）

町長には、ぜひとも圏域、郡内、そういう形でもいいですから、町長、県知事とかが会う場合がありますら、要望とか請願、そういうような形で、できるだけこちらのほうにもそういう防除体制の構築とか、防除の一部助成とか、そういうふうなことをお願いしていただきたいなと思います。

津軽のほうは米どころでございますので、どうしてもそういう請願とかになると津軽のほうに負けると思うのです。やはり八戸圏域、そういう形のところでどうしてもスクラムを組んで、県のほうにもお願いしていただきたいと思いますというふうに思います。

あと最後にはなりますけれども、先ほど課長が言いましたとおり、アンケートを取りましたけれども、私も今後どうするかというところの欄で、経営移譲してもいいと、息子ではなく、別な他人に渡してもいいと、そういうふうな形でまずアンケートのほうには記入しました。息子たちもやるつもりがあるかないかは、まだはっきりは聞いてはいませんが、先祖から受け取った、引き継いだ農地、それらはどうしてもやはりなくしたくないというのはどこの農家でもそうだと思うのです。こちらのほうに家がなくなって、東京のほうに住んでいるという方々はまた違うと思うのですけれども、この辺に住んでいる農家、うちの方々は、どうしても先祖から渡された土地というのは守りたいというのが気持的にはあると思うのです。ですから、やはり自分の息子だけではなく、農家をやってみたい、そういうふうな方々に渡してもいいかなというふうに考えてもいました。

そういうところで、まず今回の担い手をどういうふうに育成していくかということちょっと聞きたかったのですけれども、それでもこういう片田舎に農業をやりたいと来る方々がいるのか、ちょっと頭をひねるところはありますけれども、できるだけ、最後に言いますけれども、米はやはり100%、国、日本の自給率としてある作物であります。できるだけ、まずこれからもなくしたくない、そういうふうに思いますし、そういう被害があったときにも、どうしても町から、国から、県から助成をいただきながらでも栽培していくほかないのではないかなというふうに考えています。単価的には、やはりここ10年、20年、安い値段で推移していますし、経費だけは上がっています。その辺をやはり加味して、町側も何とかこれから対応していただきたいというふうに思いますので、以上をもって私からの一般質問を終わりたいと思います。

<13番 佐々木 和志議員>

1. 空き家対策について

○議長（竹原 義人君）

13番、佐々木和志君。

○13番（佐々木 和志君）

今定例会における私の一般質問は2件であります。早速通告順に従い、質問に入らせていただきます。

1件目の空き家等対策についてを質問いたします。所有者の事情や所有者そのものの不明等により、適正な管理がなされないまま放置されている空き家の増加は、全国的にも大きな社会問題となっております。本町においても少子高齢化による人口減少に伴い、今後さらにそういった空き家が増加していくことが予想されます。これ以上の空き家増加が進まないよう、また移住、定住や、町の活性化を促進させていくといった観点からも、国によって打ち出された様々な施策、助成事業等を活用しながら早急に取り組む必要があると考えます。空き家対策について、今後の町の考え、取組について答弁を求めます。

○町長（松尾 和彦君）

佐々木和志議員の空き家対策についてご答弁申し上げます。

国では、全国において増加する空き家対策として、空家等対策の推進に関する特別措置法を制定し、適切な管理が行われていない空き家や、それに附属する土地、工作物などに対し、適切な管理、活用を促進する目的として、平成27年2月から施行しているところであり、法律施行に伴う効果として、市町村における空き家調査など情報収集が可能となること、また空家等対策計画の策定、協議会の設置が可能となること、特定空家の指定及び助言、指導が可能となることが掲げられているところでもあります。

当町においては、今年度市町村計画の策定に向け、県建築住宅課との協議を行った結果、まずは現状の空き家実態調査の必要があるとのことから、来年度国の交付金活用により調査を行うとともに、空家等対策計画策定に向け、取り組む予定としているところでもあります。

○13番（佐々木 和志君）

空き対策に関する質問は、令和3年度に1回、今年度3月議会で1回、9月には柳雫議員のほうから質問があつて、私の3月議会の一般質問時の答弁の中に、令和5年度に向けて準備に取り組むという答弁をいただいております。それを受けて9月の柳雫議員の一般質問の中での答弁の中では、空き家の実態を把握していないと、9月の時点で計画策定の方向に進んでいるといった答弁がありました。

国が出している空家特措法の中で、市町村が策定する基本計画の前段として、各市町村がおのこの町の中にどれだけの空き家があるのか、まずは実態を調査し、把握するということが前段に掲げられているというふうに、私はこの法律を見て、そういうふうに認識しておりましたので、当然そういう基本計画を策定するというのであれば、そういう作業を令和5年に入ってすぐ取りかかるべきだったというふうに感じております。それがなぜ3月の一般質問以降進んでいなかったのか、まずはそこを答弁

いただきたいと思います。

○総務課長（武士沢 忠正君）

空き家の実態調査の予算化をして、令和6年度でやるということで町長のほうからご答弁させていただきました。これまでの質問の経過で、5年度中、今年度中になぜやらなかったのかということでございます。まず、調査のほうは、当初は前回、平成26年度くらいだったと思いますが、その年度で空き家の実態調査というものを行っておりました。これは古いデータになりますけれども、この内容でできるかということので県のほうと協議させていただいて、新たな調査が必要であるだろうということで、費用のほうを見積りしたところ、大体700万円くらいかかるということで、それも県のほうと協議いたしまして、交付金、補助金の対象になるということでございました。5年度中の申請というのは、もう前年度で終わっておりますので、1年ずれた形ということになります。令和5年度、今年度申請をして、来年度交付金をいただいて、空き家の実態調査をやるというようなことになったものでございます。

以上です。

○13番（佐々木 和志君）

今年度できなかったというような事情は了解しました。まず感じているのは、スピード感がやはり足りないのではないかと、その根底には危機感が不足しているのではないかと感じています。

前回、前々回の質問の内容の繰り返しになりますけれども、将来にわたって人口が減少していく中で、当然空き家が増えていくというのは簡単に予想できるわけであって、そういう中であって国がそういう支援メニューを出しているというのであれば、3年の一般質問のときにも申し上げましたけれども、郡内でももうそれにいち早く取り組んでいる自治体が近隣にあるというのであれば、最低でもやはり令和5年度中の計画策定を目指して動くべきだったのではないかなというふうに思います。

3点だけ確認というか、念押しのために申し上げますけれども、先ほど課長が言ったように実態調査も含め基本計画をつくるという部分に関しては、当然財政支援があります。基本計画を立てて、実際にそれに沿って空き家の除去や活用をしていくという部分にももちろん支援はあります。さらには住民の安心安全を守るといった観点から、そういう危険な家屋、環境のよくない家屋に関しては、行政のほうで代執行ができるという部分も認められております。さらには空き家等の除去、活用をするに当たり、事業の執行者として地方公共団体もその対象になるということから、町が持っている財産も除去、活用の対象になり得るというふうに私は捉えておりますので、昨日の久慈議員の一般質問の中にもありました馬場のぼる記念館、宿泊施設の整備等にも大いに可能性が出てくるというふうに捉えておりますので、空き家に関しては積極的に、今令和6年度という期日、再度いただきましたので、そこは必ず実現するように進めていただきたいと思います。

まず、確認になりますけれども、令和6年度はどこまでなのか。空き家の実態の把握までなのか、基本計画作成までなのか、それに伴う協議会の設置等も令和6年度にやるのかということ、もう一回お願いしたいと思います。

○総務課長（武士沢 忠正君）

ただいまのご質問でございます。令和6年度中における計画の策定、そして協議会の設置までのスケジュール感ということでございます。実態調査のほうが時期的にど

れくらいかかるのかというところについては、相当の期間がかかるのであろうと思っております。その進捗具合によると思いますけれども、まずは最低ラインでも計画の策定までには取り組みたいなと思っております。あと、ぎりぎりくらい、年度末くらいにはなるのかなとは思いますが、協議会の設置までは考えているということでございます。

以上でございます。

○13番（佐々木 和志君）

その実態調査がどの程度のもので、どれくらい時間がかかるかというのはやってみなければ分からないというのは理解します。ただ、調査をすれば、それ相当の数の空き家というものが恐らく出てくるのだろうなど、把握できるのだろうなどと思いますので、その実態調査が終わってから、次のステップとして基本計画をつくるというよりは、並行して基本計画の策定を進めると、併せて協議会の設立に関しても素案をつくっておくというふうな作業をすべきだというふうに思います。この点について、もう一回お願いしたいと思います。

○総務課長（武士沢 忠正君）

ただいまのご質問でございます。ご意見がありましたとおり、確かに調査が終わってから計画を立てるといって、期間が空くということが予想されると思います。この計画自体は、ある程度全国の市町村で策定をしている事例が多くありますので、そちらのほうの調査とかというのは実態調査を進める中で並行していきたいと思います。実態調査が終わりましたら、すぐその数値なりを反映させて、計画が滞りなく作成できるようにしていきたいと考えております。協議会のほうについても同様に考えております。

以上でございます。

○13番（佐々木 和志君）

了解しました。いずれにしても、令和6年度というような具体的な時期が示されたわけですから、年明け、改選があるわけですが、頑張ってまた質問できるように、必ず6月中にはまた質問させていただきますので、よろしく取り組んでください。

以上で1点目の質問は終わります。

2. 職員提案制度の導入について

○13番（佐々木 和志君）

次に、2件目についてなのですが、質問事項のテーマなのですが、私と事務局のほうでちょっと行き違いがありまして、導入という言葉がありますけれども、私が通告したテーマというのは職員提案制度における評価についてというテーマですので、大変申し訳ありませんけれども、この場をお借りして訂正させていただきたいと思います。

では、質問に入ります。少子高齢化に伴う人口減少や民間活力の低下は、本町のような地方の小規模自治体において特に顕著であり、将来にわたって円滑な行財政を運営していく上で大きな課題であります。今後においては、質の高い住民サービスを維持しながら、より合理的な取組や新たな事業を展開していくことが強く求められます。

現在取り入れている職員提案制度をさらに充実させ、職員による事業等の発案を促していくことは、今後の行財政運営に大きな効果をもたらすものであり、またそれらの業績が適正に評価され、議会や町民に周知されることで職員のさらなる意識向上も図れるものと考えます。職員提案制度をより効果的に活用するといった観点から、これまでの効果と実績、また今後の在り方についてどのように考えているか、答弁を求めます。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、職員提案制度の評価についてご答弁を申し上げます。

この制度は、広く職員からの行政運営に関する提案を奨励することにより、職員の意識改革、効率的な行財政運営と町民サービスの向上を促進することを目的として、平成27年4月1日に導入をしております。

これまで職員提案制度として6件の提案が寄せられており、新採用者に対する町独自の研修の実施を行っているほか、職員研修、人材マネジメント部会へ参加する職員からの提案により、町の子育てガイドブックの作成などに取り組んでいる事例や、女性職員からの提案によるトイレへの擬音装置や芳香剤の設置など、職場環境の改善につながるなどの提案も出されているところであります。

町といたしましては、今後におきましても職員への制度活用に向けた周知を行い、職場環境や、働き方改革に関するアイデアや要望といった身近な提案から、担当業務の効率化や新規事業のアイデアはもちろんのこと、担当業務以外でも幅広い多くの提案が出されるよう、制度の運用を図ってまいりたいと考えております。

○13番（佐々木 和志君）

では、再質問させていただきます。

今回この質問を取り上げたのは、多くの自治体で職員提案制度が導入されている中であって、その多くはその重きを行政事務とか職場環境、行政事務の合理化だとかというところに置いているのに対して、本町の職員提案制度の中にはそういう政策提案というような部分を明記している、これは私からすればかなり評価に値するものだというふうに考えております。

今後人口が減って高齢化が進み、少子化も進む中で、町の行財政運営をする上で厳しい環境になっていく中で、議会としては様々な課題を指摘し、それに対応する対応策も提示してきているわけなのですけれども、やはり行政事務や法令、あとは国、県からの情報や、行政を行う上で第一線の現場で働いている職員がそういう課題等を見つけて、それに対する施策とか事業を発案していくというのは相当に大きな効果をもたらすものだというふうに考えます。

先ほど6件というような答弁がありましたけれども、平成27年4月からだと、本年度を入れれば8年ですか、8年間で6件という数字はかなり低い数字ではないかなというふうに思います。まず、その数字をどのように捉えているのかということと、その6件の中に行政事務の効率化や、働く環境以外の具体的な町のまちづくりに関しての取り組む事業等の提案があったのかなかったのか、その2点について答弁をお願いしたいと思います。

○総務課長（武士沢 忠正君）

ただいまご質問いただきました職員提案制度による提案の件数が8年で6件であるということの評価と、その内容、政策提案に係るものがあったのかどうかということ

でございます。

まず、8年で6件ということでございます。こちらのほうは、職員提案制度にのっとなった形の提案があった件数ということでございます。現在これ以外で、先ほど町長のほうから答弁もございました女性職員からの提案による職場改善とか、あと人材マネジメント部会に参加する職員からの提案によるガイドブックの作成等々があります。こちらのほうの数は、この6件には含まれておりません。そういったことも考えますと、年に1件程度かなというところでございます。

職員提案制度も数が少ないと感じているところでありまして、改めましてこういった制度がありますよと、これまでこういうふうな提案がありましたというところの情報でもまずは職員のほうに開示していったって、提案しやすいような環境をつくっていくといったほうがいいのかと捉えているところでもあります。

提案の内容、まちづくりに係ることがあったのかということでございます。こちらは11ぴきのねこの活用の関係でありますとか、あとは町税等の、あと介護保険料等の取扱いに係るサービスに関することということの2件でございます。

以上でございます。

○13番（佐々木 和志君）

理事者側のほうも少ないというふうな認識だという答弁だったのですけれども、要綱の第3条の3に課題提案というのがあります。町長が改革、改善が必要と考える課題や問題点など、あらかじめ定められたテーマに対する提案等というものがあります。これは、逆に考えれば町長がテーマを示して、それを職員に投げかけて、職員からのアイデアをもらうということだろうと思えますけれども、これまでにそういうことがなされたことがあったかというのが1点と、最初に聞くべきだったのですけれども、そもそもの職員提案制度を策定するに至った経緯を教えてくださいと思います。2点お願いします。

○町長（松尾 和彦君）

職員提案制度について、町長からの指示といいますか、町長からのテーマのお達しというのはあったのかどうかということでございます。私のほうからは、職員提案制度を利用して、その課題解決に向けた方策を出してくださいという指示は、これまで残念ながら、そういう指示の仕方はしておりません。しかし、町政の様々な部分で、こういうことを解決していかなければならないのだけれども、どうだということで、頼むという話もあって、そういう提案制度に限らず、町長からはいろんな指示とか検討ということはしております。ただ、今回の中にはそういったものは、職員提案制度の件数にはそれは入っていませんので、まず町長の側からのアプローチという部分では、そういう意味でご理解をいただきたいと思えます。

あとは、課長のほうからご説明申し上げます。

○総務課長（武士沢 忠正君）

職員提案制度の設立のそもそもの経緯ということでございます。こちらのほうは、三戸町では職員の人材育成基本方針というものを策定しているところでございます。この基本方針は、地方分権であったりとか、あと少子高齢化社会であったりとか、行財政の改革であったりとか、町民との協働のまちづくりであるとかということの社会的な要請を受けて、町の職員としてどうあるべきかということの対応をするために、まずは役場職員の人材の育成であろうということの方針を示しているものであ

ります。

職員提案制度については、こちらの基本方針のほうを受けまして、自分の職場、自分の担当する業務にかかわらず、様々な視点から提案して施策に反映させていくということの動きをやるということによって職員提案制度ができたものということで捉えております。

以上でございます。

○13番（佐々木 和志君）

趣旨というのはそうなのだろうなど。ただ、それが今現在はその趣旨のとおり、この要綱、この制度がうまく活用できていないということに関しては、理事者側のほうもそれは分かっているのだろうなどというふうに思いますので、少しでもこれが効率よく活用されるような取組を次年度から取り組んでいただきたいということで、私からはそれに向けた取組の一つの手法として、やはりそういう効果を見いだせる政策を提案した職員の評価が適正にされるという部分も考えるべきではないのかなということで、それ自体が議会や、発案時は匿名でも構いません。その事業をやった結果、一定の効果を見いだせた場合には、その発案者を議会に報告するなり町民に周知させる、またそれが人事や階級異動に一定の評価として表れるというような環境をつくるということで、職員のモチベーションが上がる、維持される、結果将来の円滑な行財政運営の維持というものにつながっていくということも考えられると思います。

今は一つの例として述べさせていただきましたけれども、適正な評価ということも同時に考えていくべきではないのかなというふうに考えますけれども、この点に関して答弁いただきたいと思います。

○総務課長（武士沢 忠正君）

制度の有効活用に関するご提案をいただきました。まず、提案制度の取組といたしまして現在で考えているところということでございますが、年間の最優秀賞、順位をつけるわけではないのですが、そういったことの評価をしてはどうかなというところ、あと議員がおっしゃいました人事評価に反映させることなどはちょっと検討していきたいなと思っております。

あと、職員がこういうことを提案してやっているよと、あとこういうことを考えているよというところの町民の皆様へお伝えするいい機会にもなるのかなと思っております。公表を含めたことも現在考えているところであります。

以上でございます。

○13番（佐々木 和志君）

最終的に申し上げたいということは、将来ますます厳しくなっていく行財政運営に対して、いかに多くの知恵やアイデアを集めるかということで、それには全ての職員、若年層も含め全ての職員が前向きにそういう町の政策というものに取り組んでいくということが今後は欠かせないというふうに考えたから、今回質問させていただきました。

今の任期、最後の質問ですので、さらにちょっと根拠というものを申し上げたいのですが、国立社会保障・人口問題研究所というところが出している各市町村の人口の推移のデータというのがあって、22年後、2045年の数字なのですが、総人口が4,563人、高齢化率が65歳以上56%で、未成年、ゼロ歳から19歳までが9%、20歳から39歳までの生産年齢人口層が9%、この数字からいけば、さらに言えば80歳以

上が1,211人の、全体に占める割合が27%以上ということで、人口の4人に1人は80歳以上というものを22年後には迎えると。この数字が正しい、正しくはないという議論はあるかもしれませんが、そういう研究をするところでこういう数字が出たというものに関しては、やはり重く受け止めるべきであって、この中で読み取れるのはやはり少子化が進む、若年層世代、子育て世代が少なくなっていく、それに合わせて爆発的に高齢者が増えるということで、移住、定住に関しての取組をさらに積極的に進めていくという観点と、高齢社会に向けたまちづくりもしていかなければならないということで、相当難しいテーマを2つ抱えながら今後町は運営をしていかなければならないということを考えれば、やはり上級の管理職の職員、町長、議会議員だけではなく、町の役場職員全てが取り組むべきだというふうなことを強く思いましたので、今回質問させていただきました。

先ほど町長から、これからそういう具体的に取り組んでいく、その提案が増えていくように具体的に取り組んでいくという答弁がありましたけれども、ただ、ではどういうふうにするのか、その具体的な取組というのをすぐにでも協議、検討していただいて、令和6年度当初には職員提案制度に関して、こういう取組を行います旨の説明を受けられるようなことをすぐにでも始めていただきたいというふうに思います。

先ほど私が申し上げた、それが現実になるかどうかは分かりませんが、職員のモチベーション、意識を高揚させるということから例を挙げて出ささせていただきましたけれども、それも含め、令和6年度の当初における予算委員会なりできちんと報告をしていただきたいと思います。そこに関して、一応答弁いただいております。

○町長（松尾 和彦君）

先ほど来担当課長のほうからも職員提案制度に対する活用の方策、その点についてもお話をさせていただきました。今佐々木和志議員からも、すぐやるべきであると、そういうお話もいただいております。私としても、私が町長に就任して程ない頃から人材マネジメント部会というところに職員を派遣しながら、この提案制度も一応ありつつ、人材マネジメントという部会での提案というのもさせながら、どういうふうにしていくと職員の提案というのが増えるかということについては、いろいろと工夫等をしてきたところでございます。

そういった経過を踏まえて考えますと、今佐々木議員からご指摘をいただいた点は非常に腑に落ちるところでございますので、この点については早速対応してまいりたいと、そのように考えております。

○13番（佐々木 和志君）

22年後の人口の推移の数字を述べさせていただきましたけれども、22年後だと、まだぎりぎり生きているかもしれないし、この場にいる6割、7割はまだ生きているのだろうなというふうに思います。あのとき、ああいう取組をしてよかったと言えるような、そういうふうな話が22年後できるように、今できることは一生懸命やりましようということを申し上げて私の質問を終わります。

○議長（竹原 義人君）

午後1時再開予定をもって休憩します。

(午前11時32分)

(午後 1時00分)

<12番 澤田 道憲議員>

1. 高齢者福祉について

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き一般質問を続けます。
12番、澤田道憲君。

○12番（澤田 道憲君）

最後の質問者で、よろしくお願ひいたします。私の質問は3項目にわたりますので、よろしくお願ひいたします。

1として高齢者福祉についてですが、実は私は斗内老人クラブ長寿会の会員でもあり、会員の方から日常生活での諸問題を聞くことから、地域住民にアンケートを10月にお願ひし、住民の声を協力いただいた結果、ここに140世帯のアンケートがあります。140人の住民の方がここにおりますので、前向きな答弁を期待します。

それでは、質問の要旨を朗読いたします。地域社会における高齢者の心配事や孤立といった日常生活での様々な問題が不便、不満といった形で表れております。

そこで、地域住民140世帯からランダムで抽出し、アンケートに協力いただいた項目の中から、特に不便、不満足の高割合の項目について質問します。

(1)として、行政による高齢者福祉サービスの情報提供は、町民にどのような形で行われているのか。

(2)として、役場内に総合案内所と困り事相談窓口を設けてはどうか。

(3)として、防災無線町内放送の音声聞こえづらいことについて。

(4)として、地区町内を巡回する食料品等の移動販売、宅配等の事業を行ってはどうか。

以上、お伺いをいたします。

○町長（松尾 和彦君）

澤田道憲議員の質問にお答えを申し上げます。

高齢者福祉に関する4点のご質問でございます。1点目の高齢者福祉サービスの情報提供についてでございますが、町では65歳になられた方に対して介護保険証を送付しており、その際介護保険の周知用パンフレットを同封し、制度の周知に努めております。

また、窓口においては、介護サービスをはじめとする高齢者に関する様々な相談を随時受け付けており、相談内容に応じて市販のパンフレットや独自に作成した医療、介護、福祉サービスに関する情報冊子を配布するなど、丁寧な説明を心がけております。このほか各地域で開催される健康教室や通いの場、町内会総会など、住民の集まる場に出向き、情報提供や講話を行うとともに町ホームページへの情報掲載も行っております。

さらには、医療、介護、福祉に関わる方々に対する定期的な会議や研修を通じて介護サービスに関する情報共有を行うことで、高齢者の支援につながるような関係者間

のネットワークづくりに取り組んでいるところであります。

今後の取組についてであります。高齢者ご本人のみならず、離れて暮らす家族が介護、福祉サービスに関する情報を簡単に得られ、活用していただけることが重要であると考えております。このことから、高齢者を含めた地域の方が集まる機会を捉えて対面での具体的な説明を継続するほか、高齢者の介護等に関する不安が解消されるよう、高齢者が見て理解しやすいチラシ等の作成、活用に取り組んでまいります。

次に、2点目の総合案内所と困り事相談窓口を設けてはどうかについてであります。現在役場庁舎入り口及びエレベーター内に階ごとの担当課の表示を行っているほか、担当課の場所の表示をするなどしております。

また、住民の方が役場に訪れた際においては、職員がお声かけをさせていただき、ご案内や各課連携を取った対応をしているところであります。このほか例年5月号の広報さんのへには課名と職員の職氏名の一覧を掲載するなどの周知も行っているところであります。

今後におきましても、町民に分かりやすい掲示を心がけるとともに、さらなる改善と工夫に取り組んでまいりたいと考えております。また、高齢者の方からの困り事相談や事務手続などへの相談につきましては、電話や窓口において丁寧な対応を心がけてまいります。

次に、3点目の防災無線町内放送の音声が届きづらいことについてであります。防災行政無線の屋外スピーカーは、町内71か所に設置しており、また屋外スピーカーの音声が届かない不感地帯のご家庭には戸別受信機を設置するなど、災害時など町民の皆様に必要な情報をお伝えできるよう対応しているところであります。

しかし、一方で防音性、機密性の高い住宅や、雨、風などの気象条件、音の反響などにより聞こえづらい場合があるとの声もお伺いしているところであります。

町ではこのような対策として、八戸圏域連携中枢都市圏のメール配信サービスであるほっとスルメールにより文字情報を配信しているほか、災害時には町ホームページや町SNS、青森朝日放送Dボタン広報で避難情報などを発信することにより、多様な情報伝達手段を確保しているところであります。

このほか防災行政無線の放送内容を電話で確認できる自動電話応答サービスもご利用いただくことが可能となっておりますので、今後改めてお知らせするなど、その周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、4点目の移動販売及び宅配事業についてであります。日常の買物に不便を感じている高齢者等、いわゆる買物弱者への対策は、高齢化社会の進展の中において重要な課題であるものと捉えております。

買物弱者の発生要因は、少子高齢化や人口減少、これらを背景とした商店の廃業や公共交通体制の縮小など様々であります。当町におきましても運転免許の返納に伴う移動手段の不安や店舗減少による不便さの増大などにより、日常生活における利便性向上を求める声も聞き及んでいるところであります。

このような中、当町では買物弱者対策といたしまして、交通手段が乏しく、重い荷物を運ぶことが困難な方を対象に、商品宅配サービスを三戸町社会福祉協議会への委託により行うとともに、高齢者らの移動手段の確保を図るため、コミュニティバスやデマンドタクシーの運行を行っているところであります。

また、町内では依頼があったお宅に日用品や食料品の配達を行っている商店もあるほか、生活協同組合コープあおもりが会員となった方を対象に、注文した商品を配達するサービスを行っているところであります。県南地域における移動販売につきましては、民間の大型スーパーが個人事業主を募集し、八戸市、三沢市、五戸町の3市町

で展開していると伺っております。

当町においては、現在のところ公共的な事業として移動販売事業の実施は計画しておりませんが、今後とも自家用車を持たない高齢者が安心して暮らし続けられるよう、取組事例などを調査研究してまいりたいと考えております。

○12番（澤田 道憲君）

再質問いたします。

（1）ですが、先ほど町長からの説明では65歳以上になられた方に、介護のいろいろパンフレットの送付をして、また今後そのチラシなどを配布ということで情報提供が行われておりますけれども、住民からのそういった問合せなどはなかったのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○健康推進課長（太田 明雄君）

澤田議員のご質問にお答えいたします。

住民からの問合せがあったかというところでございますが、介護に関する相談はご本人やそのご家族の方から日々ご相談ございます。窓口に来てご相談される方もございますし、中には遠方から電話でご相談いただくという方もございます。

先ほどの町長からの答弁にもございましたとおり、窓口におきましては市販のパンフレット等を用いまして、分かりやすくご説明しているところでございます。あとは、場合によりましては、こちらのほうから訪問した際に制度等についてご説明をするということもしているところでございます。

以上でございます。

○12番（澤田 道憲君）

了解いたしました。

それで、高齢者ができるだけ要支援、要介護にならないように介護予防事業を行っていると思いますが、事業としては昨日ですか、生き生き教室とか、いきいき百歳体操などを実施しておるようですが、その参加人数とか参加の状態、そして効果がどのように現れているのか。それと、それに代わる、そういったが別にあるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○健康推進課長（太田 明雄君）

町が行っている介護予防事業についてでございます。まず、百歳体操、こちらは住民主体の通いの場ということで、現在町内23地区において行われております。その地区によって参加者、人数等は多少異なりますけれども、多いところであれば20人ほど、少ないところでは5人ほどの方が参加をいたしまして、週1回程度、百歳体操等を行っているところでございます。こちらのほうには保健師であるとか栄養士、あとは理学療法士も指導に、定期的に巡回をしているところでございます。

あとは、いきいき教室につきましても、毎週月曜日から金曜日まで行っておりまして、週によってこちらも参加人数は変わり、増減ございますけれども、大体平均しますと1日当たり七、八名の方が参加をされて、様々な活動をされているというところで、こういったところは介護予防の効果が非常にあるというふうに捉えてございます。

以上でございます。

○12番（澤田 道憲君）

了解いたしました。

次に、独り暮らしの高齢者の方がまず病気になる、そしてまた通院をする、通院した後は重い病気にかかり、そしてまたそこから急性期病院で医療行為を受けるわけですが、急性期病院を終了すれば、元のお願した病院に問い合わせ、戻ってリハビリをする、そしてリハビリをした後、今度は在宅ですか、それから介護度によって施設のほうで入所される方、こうなるわけです。私あんまり詳しくありませんけれども、一例のパターンとして。そこそこに、要所要所に福祉制度のどういったものがあるのか。例えば病院に入院したときは医療費の限度額とか、そしてそれが終われば介護認定は受けるわけでありまして。介護認定に基づいて、それなりのリハビリをするわけなのですけれども、そういったものも住民の方から聞くと、まず幾らかかるのだろうと心配して眠れないそうです。そういった精神的に自分が参ってしまうという話も聞きます。というのは、独り暮らしでおりますと、いろんな心配事、兄弟もいないし、娘、息子は遠くにいる、心配かけたくない、そういった悩みがすごいのだそうです。やっぱりそれを一連として、要所要所にこういう制度があるのをある程度図面化して、そういったのを各家庭に配布すればいいのではなかろうかなと思っております。

というのは、人間の一生は生老病死、それで生涯を閉じるわけです。やはり先をしっかり保障され、国で制度で保障すれば、自分がそれを知っていれば何も怖くないわけです。だから、そういうのは担当者として図面化して、最も私は言いたいのが、こういう場合はこういう制度があるのだよ、こういう制度があるのだよということを知りたい、それを各家庭に配布できないものかなと思っておりますので、その辺をお伺いいたします。

○健康推進課長（太田 明雄君）

介護サービスやその費用が分かるパンフレットの配布についてのご質問であろうかと思えます。まず、介護保険制度、こちらは開始から20年以上が経過をいたしまして、介護を必要とする高齢者の生活を支える制度といたしまして、広く一般に定着、そして普及、浸透しているというところでございます。

一方で、今議員がおっしゃいましたように、その費用負担についても、例えば所得であるとか、要介護度であるとか、利用するサービスの種類などによって様々異なるといったことなど、この介護保険制度は複雑で、非常に分かりにくいというものでございます。

このため、町長答弁でもございましたとおり、まず65歳になられた方に対しまして、保険証と併せてパンフレットをお送りしているところでございます。また、これまで地域包括支援センターをはじめ、高齢者への支援に関わる関係者が必要な情報を共有をいたしまして、サービス利用が必要な高齢者であるとか、そのご家族に対しまして説明し、パンフレットをお渡しするなどしてきたところでございます。

今後の取組といたしましては、今議員がおっしゃったような日常生活の中で介護の必要性を感じたり、今後の介護サービスの利用について、費用面も含めて不安をお持ちの方の安心につながるように、これまで行ってきた各地域における集会での対面での具体的な説明、こちらをまず行いまして、制度の周知を図りたいというふうに思っています。

また、高齢者の方が見やすく分かりやすい内容で、広報あるいはチラシ等を通じた情報発信と制度周知に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○12番（澤田 道憲君）

よろしくお願ひします。

あと1つかな、アンケートの中に年金程度で入れる施設が町内にあれば大変助かりますという町民の方なのですが、これは入所をしたいけれども、一般的には養護老人ホームに入所を希望しているが、扶養する方もいないし、国民年金の収入だけで入所が可能かどうか。これまで入所可能となった事例があったら、どのような制度を利用して入所しているのか、その辺もお聞きしたいと思ひます。

○健康推進課長（太田 明雄君）

国民年金の方など、いわゆる低所得の方の介護施設の施設利用についてのご質問でございます。まず、施設サービス、こちらのほうには特別養護老人ホームとか老人保健施設、あとはグループホームといったような様々種類がございます。介護保険施設を利用した場合は、その費用の1割または2割、3割の負担、これは所得に応じて1割から3割の負担をしていただくほか、居住費や食費、あと日常生活費の負担が必要となります。

先ほど申しましたとおり、本人の所得であるとか預貯金等の資産に応じて、その費用負担の割合が異なります。また、利用する施設の種類であるとか部屋のタイプ、個室なのか、あるいは多床室、相部屋なのかというところでも変わってまいるといふことで、非常に複雑な内容となっております。

ただし、所得の低い方につきましては、例えば1か月の利用料が高額になった場合は軽減措置というものが設けられてございます。軽減措置の一つであります。所得や資産が一定以下の方に対して、負担限度額を超えた居住費と食費の負担額が介護保険から支給されるという特定入所者介護サービス費という制度、あとは月々の介護サービス利用負担額の合計額が所得に応じて区分された上限額を超えた場合は、その超えた部分を介護保険から支給されるという高額介護サービス費という制度もございます。

実際に利用に至るまでの支援内容につきましては、その方の状況に応じて様々異なりますので、必要に応じて軽減サービスの活用をしながら、適切なサービス利用につながるよう介護事業所、あるいは介護支援専門員と連携を図りながら進めているところでございます。

以上でございます。

○12番（澤田 道憲君）

先ほど種々いろいろ聞きましたのですけれども、結果的に国民年金で施設に入所できるのかどうか、そこを聞きたいのですが。

○健康推進課長（太田 明雄君）

繰り返しになりますが、その方の収入であるとか要介護度、あと利用する施設等によって、その費用というのは様々異なりますけれども、例えば要介護5の方が特別養護老人ホームを1か月利用した場合の自己負担の目安と言われておりますのが、個室を利用した場合は約14万円、多床室を利用した場合は約10万円とされております。ただ、先ほど申した軽減措置がございますので、これよりも大分安くはなります。それは先ほど申したとおり、その方の要介護度等、あとは収入等によって、またこれもどのぐらい軽減されるかというのが変わってまいりますので、一概に申し上げることはできないのですが、それでもなお年金のみの収入で足りないというような場合にはご

家族への援助をお願いしていただくこととなりますが、援助できるご家族がいないという場合など、援助を受けることが難しいという場合には生活保護の申請をしていただくということになるかと思えます。

以上でございます。

○12番（澤田 道憲君）

了解いたしました。

次に、役場内に総合案内所と困り事相談所を設けていただきたいということですが、これは町民が役場に訪問した際、正面玄関に各課の案内版や見取図があればスムーズに用事がなされることであり、また高齢になれば身体が不自由になり、例えば公文書等の理解や、書類作成に困惑し、その困り事を手助けできるような相談所を設けていただきたいということでもあります。

まず、先ほど来もお話ありましたが、今後ますます高齢化の割合が高くなることが予想され、高齢者を見守り、支援する取組が高齢社会に求められた課題だと思えます。町民の身近な窓口として、町民がこんなときどうする、つないで支える相談窓口をぜひ役場内に設けていただきたい、そう思います。いかがか、お伺いいたします。

○総務課長（武士沢 忠正君）

ただいまのご質問でございます。まず、高齢者の方が役場に訪れた際に、役場の玄関のところに分かりやすい見取図とか、案内するような掲示があればよいということでございます。現在でも実は1階の風除室というところに簡単な図面はあります。あと、掲示のほうも各階の課名などを記載したものがございます。こちらの表示のほうに分かりづらいのであろうということもございますので、ちょっとその辺は見やすく、簡単にできるようにちょっと見直しをしていきたいと思えます。

あと、文書作成など困り事ということでもございましたが、各課のほうに提出をする文書とか、あと申請書類等については、各担当課のほうで分からなければお知らせをしながら、書くお手伝いもしながらということでも対応しているところではございます。ですので、またこの点についても頼みづらいとか、職員のほうに声をかけづらいとかということもあろうかと思えますので、その辺については担当課のほうにきちんと丁寧な対応をしていただくということでお伝えをしていきたいなと思っております。

以上でございます。

○町長（松尾 和彦君）

私のほうから、あと補足を申し上げます。

澤田議員からの相談窓口という、その機能自体は大変重要なものだというふうに私どもも認識をしてございます。そこで、庁内でも様々話をしたのですが、現在行っている当役場の中の状況ですと、来庁された方が自分がどこに行ったらいいかといって立ち止まったりしていると、職員あるいは私自身も声をかけて、「今日はどちらに御用ですか」というのを声かけをさせていただいて、皆さんご案内するようにしております。これは、とにかく声をかけながら、またたらい回しにしないということを非常に大事にしております。必要などころにきちんと届けて、そこから関わる、住民福祉課に行った際に実は健康推進課の話もあったという話になれば、そこもしっかりつなぎながら連携を取るという形を全庁的にやっております。

窓口というのを以前にも設置した経緯もあるらしいのですが、ただそうなると思いのほか、その当時はあまりその効果を発揮しなかったということで、現在は全庁で、

来た町民の方々には気がついた職員がしっかり声かけをして対応するということになっておりますので、まずは当面はそのような形で取り組んでいきたいというふうに考えております。

○12番（澤田 道憲君）

先ほども町長からそういった話聞きましたけれども、住民の方から聞きますと、これは言っただけなんです、多分7月の雨の豪雨の災害のことだったと思います。役場に来たときに、農林課のほうに行こうと思って役場に入ったら、申請するのが、すぐ目の前に出納室が、会計があつて、何階に行けばいいか、自分で分からなくなったそうです。それもそうだし、高齢者もこれからいろいろ、耳が遠い、字を書くと手が震える、あとは物の解釈に、文書に困惑する、やはりこういったものが本当の行政サービスでないでしょうか、私はそう思います。これからの高齢化社会において、やはりそういった高齢者を手厚く見る、そしてまた住民の方が来たときにまごつかないように、きちっと案内する場所があればスムーズにいくという話でした。これ今総合案内所をお願いしますということでついていきますので、代弁しているわけですが、そのようにやって、もう一度お伺いいたします。やっていただけないでしょうか、お願いいたします。

○町長（松尾 和彦君）

澤田議員からの繰り返しの窓口の対応ということでございます。まず、これまでの取組等につきましてお話を申し上げましたが、高齢化社会を迎え、さらに迎えていくという現状を踏まえ、さらなる改善は当然必要だと思います。議員のおっしゃる意をしっかりと酌み取って、我々も何がどのような形でできるか、窓口をどこにやったらいいか、十分検討させていただきたいと思います。

○12番（澤田 道憲君）

先ほど町長から前向きな回答もいただきましたので、それを信じてよろしくお伺いいたします。

次に、防災無線の放送の音声の聞こえづらさについてですが、昨日も栗谷川議員が質問いたしました、再度重複するかも分かりませんが、ひとつよろしくお伺いいたします。まず聞きたいのは、防災無線を設置した使用の役割は何だろう。また、保守管理はどのようになっているのかお伺いいたします。

○総務課長（武士沢 忠正君）

防災行政無線の役割ということでございますが、まずは一番の目的は有事の際の町民の方への情報提供ということでございます。このほか生活に関わる、例えば健診でありますとか、様々な熊が出たとかというような注意喚起、生活に関わる情報の提供をしているところであります。

このほか保守の管理はどうなっているかということでございますが、保守は業者のほうに委託をしている状況です。これ当初、2年前に機械の更新をしたわけでありまして、この際スピーカーの設置場所について見直しを行っております。スピーカーの角度でありますとか、その数が適正かどうかというところの精査をして、前とおりで設置しているということではなしに、改めてどの場所にどう設置すればいいのかということで、業者のほうから調査をいただいて、役場のほうでそれを確認して設置しているというような状況でございます。

以上でございます。

○12番（澤田 道憲君）

分かりました。先ほど町長の答弁の話では、防災無線ではメール配信とかという話
がなされました。その前に住民が聞こえづらいという話を聞きましたら、どういう状
態なのか、地区別に実態を調査することが役場の仕事ではないでしょうか。それから
原因を究明して、原因はいろいろ、先ほど来もお話をいただきましたが、建物の構造
の問題だとか、例えば山あいのほうの山陰とか、いろいろ私も町内地区をぐるぐる巡
って歩いたのです。そういったのも聞こえます。やはり平坦地でありますと、そん
なにはないのですけれども、山あいには聞こえないよ、何かしゃべっているのだから、
音はしたよという感じなのです。それでいいのかなと。

考えてみますと、防災無線の町内放送というのは、うちの中、一般的な建築の家屋
の中で聞いて理解するのが放送なのか、窓を開けて聞くのが放送なのか、外に出て聞
くのが放送なのか、そこを僕は聞きたい。そしてまた、契約していて、それなりの業
者が来て見積り、入札をかけたと思うのですけれども、こういう状態で、やはりもっ
と実態を追求すべきだと思いますし、いざ何かあった場合、防災の関係上、減災、そ
れから見てもやるべきが本当だと思いますし、その結果をやはり我々議員なり町民に
知らせて見直すのが本当だと思いますが、いかがなものでしょうか。

○総務課長（武士沢 忠正君）

ただいまのご質問でございます。まず、聞こえづらいという箇所の調査をすべきで
はないか、あとそもそもの放送の音の届け方というのは家の中までを想定しているこ
となのか等々であります。まず調査についてはご意見のとおり、どういう箇所が聞
こえないのかということの把握をまずしたほうがいいのかなど思っております。こ
れについては、ちょっと検討させていただきたいと思えます。

あと、家の中まで聞こえる想定で設備の設置をしているのかということについては、
聞こえる想定では考えております。よく言う何デシベルとかということのあれでは
想定はしているところであります。この辺については、業者のほうと機械の、どうい
うふうな運用でカバーができるかとかということについてはちょっと聞き取
りをして、改善できるのであればしていきたいと考えております。

以上でございます。

○12番（澤田 道憲君）

よろしく申し上げます。

そして、あと1つですが、放送する際に、高齢者の方ですけれども、ゆっくり、2
回お願いいただけないでしょうかなということもありますので、そこはひとつよろし
くお願いしたいと思えます。

次に、（4）ですが……失礼いたしました。もう一度申し上げます。さっきの件で
ございますが、放送の関係ですが、なおかつ役場のほうでも実態調査した後、それ
でも聞こえづらいという住民の方が出たら、またはそこにいろいろな方があるわけ
です。高齢の方で、耳が不自由になってきたとか。そういった場合については、戸別受信機
を考えているのかどうか、そこをお伺いいたします。

○総務課長（武士沢 忠正君）

それでは、先ほどの質問でございます。まず、放送の際はゆっくり2回の放送をし

ていただきたい、聞き取りやすいようにということだと思います。この辺は、ちょっと工夫をしてみたいと思います。何回かのスピードが変わったりとか、あと声質が変わったりすることがあるかもしれませんが、その際はご容赦をお願いしたいと思います。

あと、調査の結果、どうしても聞こえないというような方に対して戸別受信機を配るということができないかということをございます。こちらのほうは、調査の結果で状況を捉えて、ちょっと検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○12番（澤田 道憲君）

先ほど検討してまいりますということなのですが、不自由かけないようによろしくお願いをいたします。

（4）ですが、地区町内を巡回する食料品等の移動販売、宅配の事業なのですけれども、先ほど町長から回答をいただきましたけれども、再質問いたします。というのは、地域の高齢化に伴い、買物不便地区を巡回する移動販売、宅配事業につきましては、これは通告後、先ほど町長から回答いただきました社協のほうでもやっているという。現実といたしましては、今利用している方が5名だそうです。そして、5名であり、旧町内というか、町に近い方だそうです。それで、水曜日かな、水曜日に申込みを取って、木曜日に配達するという週1回なのだそうです。このチラシも頂いてきましたけれども、そういう状態だそうです。

これはこれとしてよろしいですが、私が狙いとしているのは皆さんの病の方なのです。というのは、高齢になり、体も不自由に加え、買物が困難になり、また買い出したものの、運ぶのにまた転倒するなんていうことなども、これからも冬に近づくにつれ怖いという話をしております。高齢者の運転免許証の自主返納、さっきもお話しされていましたが、そういった不便を抱える高齢者が多いということから、何とかぜひそういったのを、事業を取り込んでくれないか。取り込めば、私どもも利用するし、アンケートで取ったかどうか、140世帯のうち87%がそういった回答をしておりますので、ぜひお願いしたいということなのです。そうしなければ、またこれからも、バスも午前中1回、そして私らのほうから町に1回、町のほうから山間部のほうに行くのは1回。1回だけ出すのを、それを増やすことはできないものかどうか、その辺もお伺いいたします。バスというのは、コミュニティバスのことです。大変失礼しました。

○議長（竹原 義人君）

議長より澤田君に申し上げます。ただいまのコミュニティバスの発言は議題外にわたっておりますので、注意を願います。その前段の質問は、そのままです。

（何事か言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

それは答えさせますので。

（何事か言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

コミュニティバスの部分だけ。

○健康推進課長（太田 明雄君）

まず、移動販売の町内での展開についてでございますけれども、先ほど町長答弁でもありました県南地方で展開されている移動販売、こちらは大型スーパーと提携する個人事業主が食料品や日用品などを積んだ専用車両で行っているものでございます。

以前当町での運行の可能性について問合せをしたという経緯がございますが、まず町内に大型スーパーの店舗がないこと、それから他の市町村から移動する場合には遠隔地であるということ、時間もかかり、あるいは移動のための燃料費等の経費負担が大きいということでもございました。また、移動販売の場合は、どうしても商品廃棄のロスが発生しやすいというところもあって、なかなか移動販売だけで利益を上げるということが難しいということで、今行っている方も地域に対する愛着心であるとか、ボランティア精神に頼っているのが実情ということで、現在募集してもなかなか応募がないということを伺ってございます。

買物弱者サービスといたしましては、移動販売のほか、当町でも取り組んでいる宅配サービスであるとか、買物代行サービスというものがございます。また、当町の介護施設におきましても、デイサービスの利用者を対象といたしました出張販売を施設で行っているということで、そちらは利用されているお年寄りの方に好評を得ているというところも聞いてございます。

移動販売につきましては、先ほど申した採算性であるとか効率性の観点から、なかなか難しいというふうに考えてございますけれども、様々な取組事例につきまして他の自治体の状況などを調査研究してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○12番（澤田 道憲君）

結論的には、移動販売は採算性とか効率が悪いということできないということですが、鑑みますと業者を募って、いわゆる車検代を補助するとか燃料を補助するとかになればいいのではなかろうかなと思いますし、巡回することによって高齢者とのコミュニケーションも取れるし、見守りも一緒にできるのではなかろうかなということで私は質問しているのですが、そういう考えはどのようなのですか、伺います。

○町長（松尾 和彦君）

ただいまのお話もいただき、また担当課のほうからもこれまでの状況について述べさせていただいておりますが、今澤田議員のほうからいろいろ言われております移動販売、またとにかく実際に、これまでそういう状況であったというのは事実ではありますけれども、実際に斗内地区だけではなく、いろんな地区でどういうニーズがあるかということは、やはり町としてもしっかり把握をして、今後の政策に生かしていかなければならないというふうに考えておりますので、まず今いただいた話は課内でもみながら、どういう形であったら実際に動かすことができるかという、できないではなくて、できるかという観点で少し検討させていただきたいと思っております。

○12番（澤田 道憲君）

実施されるよう期待しておりますので、よろしく申し上げます。

2. 農林業の振興策について

○12番（澤田 道憲君）

次に、2として農林業の振興策についてですが、近年農業を支える労働力は高齢化や担い手不足に直面している現状であり、若手農業者の確保として新規就農者を募っているのが現状であります。また、森林は災害防止など多面的機能を有しており、町内における人工林の多くは伐採時期を迎えていることから、人工林等に通ずる道路等の環境整備をすることにより災害防止につながることから質問します。

(1)として、令和5年9月20日から21日の豪雨災害の被害評価額が40万円以下であった農業者の救済について。

(2)、これまでの新規就農者の状況と課題について。

(3)、優れた農業者の講演会や現地視察研修を積極的に実施してはどうか。

(4)、森林環境譲与税の使途について。

以上、お伺いいたします。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、農林業の振興策につきまして4点の質問でございます。

初めに、1点目の令和5年9月20日から21日の豪雨災害の被害評価額が40万円以下であった農業者の救済についてであります。国では個人の所有財産である農地等の維持管理は、所有者もしくは管理者が責任とその負担を負うべきとし、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づき、国庫補助事業による農地等の災害復旧事業について被害評価額が40万円以上のものを対象とし、実施しているところであります。

また、当町においては、原則としてこの法律に準じ、被害額が40万円以上の農地及び農業用施設を災害復旧事業の対象とし、実施をしているところでありますが、他県における40万円未満の被災農地等を対象としている事例などを踏まえ、その規模や被災状況のほか、農業への影響などを勘案し、判断してまいりたいと考えております。

次に、2点目のこれまでの新規就農者の状況と課題等についてであります。ご質問の趣旨にあるように、町の農業従事者は高齢化や他産業への流出により年々減少しており、深刻な労働力不足にあります。町では、労働力不足解消に向けた省力化設備の導入など様々な事業を実施しており、担い手確保の面では国の新規就農者育成総合対策事業等を活用し、新規就農者の確保を行っているところであります。

新規就農者の状況についてであります。資金の交付を受けて就農した経営体は、国の事業が始まった平成24年度から現在まで26経営体、うち夫婦での就農が3経営体となっており、延べ29名の新規就農者を確保いたしました。就農した経営体のほとんどが町内の農家出身となっております。

26経営体の内訳としては、現在も営農中のものは23経営体、離農したものは3経営体で、現在営農中の23経営体の主な品目は畜産、水稻、ピーマン、スナップエンドウ、ネギ、ニンニク、丸いもなど多岐にわたっており、制度上の定期報告期間を過ぎた場合でも順調に経営しているものと推察しております。

離農した3経営体の理由といたしましては、他産業への就業、体調不良、経営主の死亡が要因となったというものであります。

次に、新規就農者の課題についてであります。非農家出身の場合、就農に関わる費用が多額になること、国内全体的に労働力が不足していることから他産業への引き合いが強いことが挙げられます。今後も引き続き新規就農者の確保に努め、課題であ

る非農家出身の就農者を確保するため第三者継承などを含めて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、3点目の優れた農業者の講演会や現地視察研修を積極的に実施してはどうかについてであります。町ではこれまで町外から先進的な農業者や法人、団体を講師に迎え、講演会を開催したほか、青森県内外の先進事例や試験場などへ視察研修を実施してまいりました。また、町内にも優れた農業者や優良事例もあり、青森県が行う新規就農者の受入先となっている農業者もおられます。

農業経営を発展させていくためにも、ソフト事業の充実は重要なものと考えており、引き続き支援をしていくほか、町内の優れた農業者による講演会や現地における研修会を開催するなど、農業経営の発展に向けたソフト事業の拡充を図ってまいりたいと考えております。

次に、4点目の森林環境譲与税の用途についてであります。森林環境譲与税はパリ協定における温室効果ガス排出目標の達成や災害防止等を図るため、地方自治体の実施する森林整備等に必要な財源を安定的に確保する観点から、新たな地方譲与税として令和元年度に創設されたものであります。

交付される森林環境譲与税の用途は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律で定められており、森林の整備に関する施策、森林の整備に担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策、以上4つの施策に要する費用に充てることとされております。

町では、森林環境譲与税を活用し、森林整備事業に対するかさ上げ補助、木の駅プロジェクト事業への補助、まきストーブ購入への補助、普及啓発冊子の配付、木製路面排水材の配付、林道の維持補修などを実施しております。

今後さらなる森林整備や、森林に親しみを持ってもらえるような普及啓発活動を進めるためには、山林内作業道の整備や山林に接続する道路の維持管理も重要であると考えているところであります。

○12番（澤田 道憲君）

農林業の（1）ですが、先ほど町長のほうから40万円以下のは先進事例のありますから、協定も勘案し、実施の予定とか、これは先ほど私がお話しした9月20日から21の豪雨が被害の40万円に該当するのか、救済してくれるのか、そこをお聞きいたします。

○農林課長（極 檀 浩君）

ただいまの5年災の40万円未満のものを救済するかということですが、これに関しては農家からも了解を得てございますが、40万円未満のものに対しては今回は助成はなし、しないということにしております。

この40万円未満のものにつきましては、例えば激甚災害とか、そういう場合には対象となります。これは、起債の対象となるということになります。あと、その他40万円未満でもぎりぎりのようなもの、これについてはケース・バイ・ケースということもありますので、その被害がほかのものにも及ぼすとか、その方以外にあるとか、そういう場合を見ながら、対象とするかはその場、その場で相談させていただきながらやっていきたいと思っております。

以上です。

○12番（澤田 道憲君）

今課長からお聞きいたしました、実は40万円以下にならない場合は、今まで耕作している耕作地がこういう豪雨で災害に遭っても、役場のほうで救済の措置が取られないのであれば、また高い農薬、肥料等をかけてまでも、農家の人たちの言葉はやるほどでもないとなれば、また耕作地が増えていくという現状を生むのではないのでしょうか。それと同時に、生産意欲も低下する、こういうことになると思います。やはり農業の生産資源を守ることが地域を守ることにつながるのではないのでしょうか。やはりこれにつきましては、先ほど来町長お話しした先進地事例もありますから、今の40万円以下のものをどうにか救済できないもののでしょうか。私は、耕作放棄地が増えてくる、そうした農業者が意欲を失う、そういったことを心配してのことですので、もう一度お伺いいたします。

○農林課長（極 檀 浩君）

ただいまご質問ありました生産意欲を損なわないようにというふうな観点だと思います。災害復旧事業、こちらの基準にも経済的に復旧することでメリットがあるか、その勘案しなさいということも書いてございます。ただ、その線引きとして、やはり40万円というのは法律にもあるように引いていかなければならないものだと考えてございます。

ただ、先ほど言いましたように、経済的に農地を復旧しなければ支障があるというようなものに関しては、ケース・バイ・ケースということのご相談を受けるという形になるかと認識してございます。

以上です。

○12番（澤田 道憲君）

町長にお伺いします。

やはり農業というのは、いわゆる三戸町の基幹産業でもあるし、経済を支える一つの大きな産業だと思いますので、その辺を勘案した場合は町単独のそういった救済措置を取る考えはあるのかどうか、そこを1つお聞きします。

○町長（松尾 和彦君）

ただいまの40万円未満のものの救済についてでございますが、課長からも申し述べたとおり、できる場合とできない場合とが実際に今後も発生していくのだろうということは感じております。

また、災害の規模、また範囲というものにつきましても、今後の天候の状況はこれまでとは違い、様々に範囲も広がってくることも想定されます。そうなってきますと、一概に40万円以下も、農家のためにこれは必要だということで、一旦ルールを変えてしまうというのは、逆にいろんな意味で難しいところがあるのかなというふうに思っております。

まず、今後はその40万円という一定のルールはある中でも、どういうところは例えば助けてあげることができるかというところも含めて考えていかなければならないことだと思っております。今澤田議員からの40万円ルールの撤廃をしろというわけではないとは思いますが、私どももそのルールを一旦つくった上での対応ということでこれまでもしてきておりますし、急激な変更はなかなか難しいところもあるかなというふうに考えております。

○12番（澤田 道憲君）

制度は制度として理解いたしますが、今後そういうふうに進めていただくことを期待いたします。

あと、森林環境譲与税のことなのですが、再質問いたします。森林環境譲与税については、先ほど来町長から回答がありました。森林の整備や木材利用促進におかれましては、町内における人工林の多くは伐採時期を迎えておると。そこで、人工林に行く町道等、そういったことに、町道等に枝が垂れ下がっているわけなのです。そこを何とか除伐、枝払いをしていただきたいと、そういう要望も結構あります。そこにおいて、やはりこういった人工林に通ずる除伐、枝打ち、枝払いですか、そういったのをやれないのかどうか。そうすることによって人工林の木材の搬出とか、それからあと災害防止にもつながるのではなかろうかなと思ひまして、そこをお聞きいたします。

○農林課長（極壇 浩君）

ただいま質問にございました道路、町道にはみ出している分、支障木等の枝払いについて、この森林環境譲与税を財源として使うことは可能だと思います。ただ、実際にそれを切る作業をするということになりますと、建設課の管轄ということになります。私有地の部分で、その木を切るのになると、所有者の判断と費用で賄ってもらおうと。そこから出て道路にはみ出ている分、それについてもその所有者の方がどうしてもできないとか、様々な理由があれば可能なのかなと私は思っておりますが、詳しいことは建設課のほうへお問い合わせいただければと思います。

○建設課長（齋藤 優君）

町道等に出ている支障となる枝の部分の枝払いとかといった部分に関しましては、先ほど農林課長がお話しされておりますとおり、個人の所有の土地から生えている樹木等によるものに関しては、あくまでも個人の財産ということでございますので、町のほうで積極的に手をかけるということは難しいのですけれども、例えばその枝が危険だと、落ちてきて危ないというようなことであれば、町のほうで対応させていただいているというのが現状でございますので、そういったケースがあった場合には建設課のほうにご相談いただきたいと思ひます。

以上です。

○12番（澤田 道憲君）

課長のほうから、そういった町道等に垂れ下がったりしたときは可能だと。それについては、先ほどの農林課長のほうから森林環境譲与税を使うことも可能だという回答をいただきましたので、ひとつ。なぜかといいますと、冬期間になると除雪で垂れ下がって危ないという、住民の方から結構話があるものですから、そういった譲与税を活用することによって事前防止につながるのではないかなと思ひまして質問をいたしました。

3. さんのへパークゴルフ場について

○12番（澤田 道憲君）

次に移ります。次、3としてさんのへパークゴルフ場についてであります。さんのへパークゴルフ場の開設は平成28年から8年経過しており、スポーツ振興や健康増

進が開設の目的となっておりますが、パークゴルフの競技が町民にどのような効果が現れているのかお伺いいたします。

○教育長（慶長 隆光君）

それでは、パークゴルフ競技の町民への効果の現れにつきまして答弁申し上げます。

さんのへパークゴルフ場は、平成28年のオープンから8年目となり、今シーズンの利用者数は延べ1万1,005人と町内外の多くの方々にご利用いただいております。

パークゴルフは、適度な運動量によって筋力や柔軟性が向上するほか、生活習慣病の予防やストレス解消、集中力アップにもつながり、さらには自然の中でプレーすることによりリラックス効果もあるなど、健康増進に寄与する競技でございます。

町民の利用状況につきましては、平成28年のパークゴルフ場オープンにより多くの町民が競技を始め、年間延べ約7,500人がパークゴルフ場を利用しております。現在は、運動不足解消や体力づくりなどを理由に、パークゴルフを始めた皆さんが日常的にパークゴルフを楽しんでいる状況となっております。

パークゴルフを始めた人の中には、よく眠れるようになった、食事がおいしくなった、足腰が丈夫になったなどの声もあり、一定の健康増進効果や医療費の削減効果があったものと推察されます。

また、パークゴルフは比較的ルールが簡単で、誰もが楽しくプレーできる競技であることから、町民同士のコミュニケーションを高める効果も大きいものと考えております。今後も指定管理者、さんのへパークゴルフ協会、町とで相互に連携協力しながら快適な利用環境を提供し、パークゴルフを通じたスポーツの振興と健康増進を図ってまいりたいと考えております。

○12番（澤田 道憲君）

再質問いたします。

先ほど教育長から、健康増進というのは運動不足の解消とか集中力、ストレスの解消ということで話が聞かれましたが、パークゴルフ場の開設の経緯からちょっとお話ししたいと思います。パークゴルフ場の建設事業費が5億3,900万円ほどかかっております。その後、返済が現在もなお続いており、令和4年度返済では5,506万3,000円となっております。それに加え、令和4年度決算ではパークゴルフ場指定管理料660万2,000円と芝育成管理委託料300万3,000円が、必然的に経費がかかるわけで、その他事業費や役務費が加算されるわけでありまして。そして、令和4年度のパークゴルフ場使用料239万3,000円が指定管理者の収益になるわけでありまして。

考えてみますと、多額の税金でパークゴルフ場を整備したわけでありまして、パークゴルフ場を維持するに毎年少なくとも指定管理料、芝育成委託料だけでも960万5,000円になり、毎年値上がりの傾向にあり、その他それ相当の経費がかかるわけでありまして。考えてみますと、指定管理者に金は出すが、後は頼むの状態であるかのように思えてなりません。やはり町民が何を知り、何を求めているかだと思っております。多額の投資をし、パークゴルフ場を整備したわけであり、しかも公式の立派なパークゴルフ場であり、町民に有益性の効果を示してこそパークゴルフの人口が増えるということを期待するからこそ伺います。

まず、先ほど来、教育長がストレス、医療費の削減効果もあると言いますが、有益性の数字や活用はどうなっているのか。そして、考えてみますと、パークゴルフ場の来客者にアンケート、または競技者にアンケートを取って、こういうことですよと、そういう町民に効果を明確に示すことにより町民から理解が得られ、パークゴルフ場

の価値が分かると思うが、その辺はどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（竹原 義人君）

澤田君に申し上げますが、通告をしている部分はパークゴルフ場競技の町民への効果の現れでありますので……

○12番（澤田 道憲君）

効果の現れを今聞いているのではないですか。

○議長（竹原 義人君）

ですから、効果の現れについて答弁をさせますので、よろしくをお願いします。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

パークゴルフ場の町民への効果、数字的なものが示せばというようなことだと思いますが、先ほど教育長の答弁でも申し上げましたとおり、健康増進効果、あと医療費の削減といったものについては、実際に数字で、パークゴルフだけでこういう効果があったとかといったものは示せるものではないと思っております。その他ふだんの生活の中で様々な活動をして、パークゴルフ以外の活動もしていく中での効果ということだと考えておりますので、数字的に幾ら医療費が減ったのだとか、そういったことは示すことはできないというふうに考えております。ただ、利用者の中の声には、先ほどの答弁にもあったとおり、やはり健康状態がよくなったとか、そういった声もありますので、一定の効果はあったものというふうに捉えております。

また、アンケート等という話もありましたけれども、利用者の方のほうからはアンケートといった形でのものは取っておりませんが、ふだんから利用者のほうから様々な意見、要望等はお聞きしながら、指定管理者、教育委員会、一緒になって対応しているということでございます。

また、さんのへパークゴルフ場運営協議会といったものを設置しております。そこからは、パークゴルフ協会、それからスポーツ推進委員長、それから道の駅さんのへの駅長、SAN・SUN産直ひろばの代表、それから指定管理者のサンアメニティの所長、それから教育委員会事務局長の6名で様々なパークゴルフ場の運営について協議を行いながら、よりよい運営に努めるようにしております。

以上でございます。

○12番（澤田 道憲君）

先ほど答弁いただきましたけれども、やはり三戸町の健康寿命が伸びたとか、そういったのを私は聞きたかったのです。

それと聞きたいのが、指定管理者制度の目的に民間の能力を活用するとあるが、どういったものなのか、また経費の削減等を図るとあるが、指定管理者する前と指定後の施設の管理運営費の違いはどのように違っているのかお伺いいたします。

○議長（竹原 義人君）

澤田君に申し上げます。ただいまの質問は通告外でありますので、注意します。質問の内容を変えてください。

○12番（澤田 道憲君）

いや、パークゴルフ場の、表題には上がっていますけれども、項目ではパークゴルフ場の3のあれですから、いいのではないですか。

(「さんのへパークゴルフ場について」と言う者あり)

○12番(澤田 道憲君)

ついてですからいいと思いますけれども、私はそう解釈しての質問しておりますが、3項目めのさんのへパークゴルフ場についてですので、それは……

○議長(竹原 義人君)

パークゴルフ場については分かります。では、全て何でもというわけにはいきませんので、通告している部分、パークゴルフ場、では全て……

○12番(澤田 道憲君)

通告がパークゴルフ場についてですから、その要約したのがパークゴルフ場の云々とあって、健康増進を目的と、こう私は聞いているわけですので、違いますか。

○議長(竹原 義人君)

質問の要旨のほうを見てください。
暫時休憩します。

(午後 2時24分)

休 憩

(午後 2時30分)

○議長(竹原 義人君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

澤田君に申し上げます。先ほど注意しておりますので、先ほどの注意のとおり、それにそぐうような質問をしていただきたいと思いますので、十分に注意の上の発言をお願いいたします。

○12番(澤田 道憲君)

パークゴルフ場の使用料金のことをお聞きします。よろしいですか、議長。

○議長(竹原 義人君)

内容を。

○12番(澤田 道憲君)

これの意図するところは、調べたところ、さんのへパークゴルフ場の設置及び管理に関する条例とあります。そこに利用料金の収入とございます。第17条、「第4条の規定により、さんのへパークゴルフ場の管理を指定管理者が行う場合、指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする」とあります。これにつきましては、我々一般町民は、この収入は先ほど申したように年間で230万何がしの収入があるわ

けです。そして、それが運営費の軽減になることを皆さんが期待していると思うのです。そこを私は、そうなれば、収入までもやっていく、何のためのパークゴルフ場だろうかと感じているわけです。条例につきましては、収入の見直しはできるのかどうか、それを考えているのかどうか、そこら辺も聞きたいのですが、いかがなものですか。

○議長（竹原 義人君）

それは、パークゴルフ場の経営に関することを聞きたいということですか。

○12番（澤田 道憲君）

全体の運営費として。

○議長（竹原 義人君）

教育委員会、準備はありますか。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

パークゴルフ場の収入の部分ですが、指定管理制度の中で、収入については指定管理者のほうに入るということで条例のほうにも規定していますが、その収入に対して不足する部分をまず指定管理料として払うということなので、そこについては収入が大きく増えるということになれば、これは5年間の契約になっていますけれども、次回の契約のときにはその見直しが図られるということになると思います。収入が多くなれば、指定管理料は次回のときに下げるということになるというふうな取扱いでございます。

以上でございます。

○12番（澤田 道憲君）

収入が減れば管理者も減るといって、増えれば管理者の指定管理料もという。でも、公の施設ですから、やはり収入は収入、支出は支出として明文化するのも一つの方法ではないでしょうか。そう思いますが、その辺をお聞きいたします。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

指定管理者制度のまず趣旨というところで、民間の活力を利用してと、活用してということになりますが、そこはやはり民間のほうで収入を上げるために努力するという部分で、5年間は固定した中で民間のほうに頑張ってもらいたいという意味合いもあると思いますので、やはり指定管理者制度の意義といったものを考えながら取り扱っていくというべきものだというふうに考えております。

以上でございます。

○12番（澤田 道憲君）

気持ちは分かりました。使用料条例の改革に向けて検討されることを期待いたします。

次に、多くの人にパークゴルフ場を利用してもらう取組をどのように考えているのか。例えば常時パークゴルフ競技に来た方に指導する指導員がいるのか、そしてまた小学生から見ますと、令和4年度を見ますと159人、町内、町外含めて、そういう少ない人数なようです。また、生徒は、利用するに当たっては夏休みとか、そういった

のに限られると思いますが、先ほど申し上げたパークゴルフ人口を増やす取組はどのように考えているのか。

そして、あと大人の人口を増やすために、パークゴルフ教室なども開催しているのか、そして人口を増やしていきましょう、そういう考えの下です。お伺いします。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

パークゴルフ場の利用者の数を増やすためのまず取組についてになってきますが、現状指導員がいないと、その教室といったような形でのことは行っておりませんが、大会がやはり一番集客力があるというところで、年間で40大会ほど開催しております、そちらのほうに今年度であれば1,414人といった参加がございました。

また、そのほか指定管理者の自主事業ということでやっているものですが、こどもの日のイベント、お客様感謝デー、それからハロウィン企画など、自主事業という形での取組もされております。

あと、小中学生のほうの利用でございますけれども、来年度ですが、指定管理者のほうで9月に小中学生のパークゴルフ大会を開催したいということで、これはもう予定されております。また、今年度は三戸小学校のほうの親子レクのほうにも利用されておりますので、これから今後も学校、また子供会など、様々な場面で周知を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○12番（澤田 道憲君）

分かりました。パークゴルフ競技の運営委員会が、先ほどお話しされましたが、委員会にいろいろ先ほどお話を聞きましたが、やっぱり各階層からもっと幅広く意見を聞くのも一つのパークゴルフ人口を増やすきっかけになるのではないかなと思います。というのは、農業委員会の、農業団体の代表とか、社会福祉協議会の代表とか、いろんな各界各層から集めて、どうしたらパークゴルフ人口を増やすことができるのか、そういったものを協議して、農業の立場から聞くのも一つの方法ではなかろうかなと思っております。

考えてみますと、大体年間で7,500人、三戸町のパークゴルフ場。そうすると、日にすると30人あるかないか、でも毎日やるわけでないので、やはりそういったものを取り込めば、いい意見も出るかと思っておりますので、その辺をお伺いしたいと思っております。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

パークゴルフ場の運営に対して様々な意見を聞いてほしいということでございます。運営協議会のほうは開催しておりますが、ある程度限定された方の委員ということになりますので、様々な機会をまず捉えながら、町民の皆さん、利用者の皆さんの意見を取り入れる運営ということにして、競技人口の増加に結びつけていきたいというふうに考えております。

○12番（澤田 道憲君）

先ほど事務局長のほうから取り込んで考えていきますという話を伺いましたが、来年度どういうふうな取組をするのか、その運営の委員の問題も聞きたいと思っておりますが、いかがですか。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

運営委員をどうするかとか、そういった具体的なことについてはこれから検討することになると思いますので、今この場で私個人の考えで答弁することはできませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○12番（澤田 道憲君）

これで私の一般質問は終わりますけれども、町長に一言お話をしたい。やはり町長、もっと強い気持ちでリーダーシップを発揮していただきたく、また健全財政の運用に努めていただくことを期待して私の質問を終わります。

○議長（竹原 義人君）

午後3時再開予定をもって休憩します。

（午後 2時43分）

休 憩

（午後 3時00分）

日程第2 議案第51号 三戸町簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の制定について

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を続けます。

日程第2、議案第51号 三戸町簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題とします。補足説明願います。

建設課長。

○建設課長（齋藤 優君）

議案第51号 三戸町簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の制定につきまして補足説明を申し上げます。

本案は、令和6年度から簡易水道事業及び下水道事業の会計方式を従来の官庁会計方式から公営企業会計方式へ移行することに伴い、両事業に地方公営企業法の財務規定等を適用する必要があることから、同法第4条の規定に基づき本条例を制定しようとするものでございます。

条例の概要についてでございますが、第2条では両事業に同法の財務規定等を適用することを定めてございます。

第3条では、第1項で両事業を経済性の発揮と公共の福祉を増進するよう運営すること、第2項で簡易水道事業の給水区域を、第3項で下水道事業の排水区域をそれぞれ定めてございます。

第4条では、予算で定めなければならない両事業の用に供する資産の取得及び処分 の価格について定めてございます。

第5条では公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を要する賠償額を、第6条では議会の議決を要する負担つきの寄附の受領等に係る金額

を定めてございます。

第7条では会計事務及び決算の処理に関する権限を、第8条では業務状況説明書類の作成及び公表について定めてございます。

また、附則といたしまして、本条例の制定により三戸町特別会計設置条例に定める両事業の記載を削除する改正を行う旨を規定してございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

藤原君。

○8番（藤原 文雄君）

今回の条例の制定についてのことなのですが、全協でも説明はしていただきましたけれども、今回の官庁会計方式から企業会計方式へ移行をするということで、それに伴う条例の改正ということなのですが、会計方式を変えるという行為について、実際経営の効率化と経営基盤の強化を図るという説明だったと思いますけれども、具体的に会計方式を変えることによって経営基盤のどのようなことが強化されるのかについて説明をお願いします。

○建設課長（齋藤 優君）

今回の公営企業会計の移行について、どのような経営基盤の強化が図られるかということですが、現在の官庁会計方式でありますと、財産の状況であったりとか、そういったものがなかなか見えにくいというところで、今三戸中央病院で行っている会計もそうですけれども、資産の状況であったりとか、あと収入の状況であったりとか、そういったものを明確にすることによって経営状況を明確にして、それを今後の経営につなげていくという意味で、今回の公営企業会計の移行に伴う条例の整備ということですが。

○8番（藤原 文雄君）

企業会計方式にすると、財務諸表の公表とかをきちんとつけることになるので、計上の改善が図られるということですが、そうすれば、具体的な経営基盤ということの説明をいただきましたけれども、その経営基盤という部分について、もう一回説明をお願いします。

○建設課長（齋藤 優君）

各事業の経営基盤というところの説明ということですが、まず簡易水道事業でいけば町内7か所の簡易水道施設があります。そちらのほうの経営状況といいますか、管の管理であったりとか、施設の耐久性を保つための修繕であったりとか、そういったことをまず図っていかなければいけないという部分で、会計を新たに明確にすることによって何をしていかなければいけないかというところを探っていくと。

あと、下水道のほうにつきましても管路の整備であったりとか、マンホールポンプであったりとか、浄化センターであったり、そういったところの経営の基盤、そういったものを明確にしていくというところが今回の公営企業会計の移行のメインというところで、基盤強化をその部分でしていくための会計処理を変更していくということですが。

○11番（久慈 聡君）

この会計の変更に対して支出される金額だったりとか、人的な変動だったりとか、これに携わって何か影響の出るところ、それがあらかどうかお伺いします。

○建設課長（齋藤 優君）

今回の公営企業会計への移行に人的な影響とか、職員の仕事の影響とか、そういったものに関しましては、会計方式が変わるということで、通常の業務に関しましてはこれまでどおり同じく行っていくこととなりますので、大きな変更はございません。以上です。

○11番（久慈 聡君）

管理ソフトだったり、そういったものも何も関係ないという形ですか。基本的な会計のやり方だったり全部変わるわけですね。それについてのシステムの部分だったりとか、そういった部分を含めて、人的な話で言うとスキルがある人間がその会計をやっているかどうかという部分も含めて質問しています。

○建設課長（齋藤 優君）

公営企業会計への移行に関しましては、令和4年、5年と2か年にわたって移行の準備を行ってございます。その間に各事業の固定資産のまとめであったりとか、あと会計が変わりますので、システムも変わるということで、そのシステムの部分に関しまして令和5年度、今年度、システムの導入に向けての準備はさせていただいてるところでございます。

以上です。

○議長（竹原 義人君）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第51号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第51号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第52号 三戸町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（竹原 義人君）

日程第3、議案第52号 三戸町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。補足説明願います。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（貝守 世光君）

議案第52号 三戸町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案について補足説明を申し上げます。

本案は、本町における自治体DXの推進の一環として、個人番号カードの利用を拡大するため条例の一部を改正しようとするものであります。

本条例の制定による改正の主な内容であります。コンビニ交付のサービス開始に伴い、印鑑登録証明書の交付申請時に提示を求めている印鑑登録証に代えて印鑑登録者本人の個人番号カードによる申請を可能とする規定を追加しようとするものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第52号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第52号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第53号 三戸町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（竹原 義人君）

日程第4、議案第53号 三戸町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。補足説明願います。

総務課長。

○総務課長（武士沢 忠正君）

議案第53号 三戸町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案について補足説明を申し上げます。

本案は、令和6年1月1日から3月31日までの3か月間、町長及び副町長の給料月額を10%引き下げのため、条例の一部を改正しようとするものであります。

平成31年1月に町の出資により設立した株式会社SANNOWAについて、設立から解散までの一連のてんまつを踏まえ、株主である町長及び取締役である副町長から給料を減額したい旨の申出がありました。このことを受け、町長及び副町長の給料月額について、令和6年1月分から3月分までの3か月分をそれぞれ10%減額することとし、去る令和5年11月13日、三戸町特別職報酬等審議会に諮問をいたしました。その結果、同審議会から当該諮問のとおり減額することが適当である旨の答申がなされたことから、当該減額を実施しようとするものであります。

改正後の給料月額であります。町長については現行の76万8,000円から7万6,800円の減額により69万1,200円に、副町長については現行の60万9,000円から6万900円の減額により54万8,100円となるものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

山田君。

○6番（山田 将之君）

全員協議会の場合でも質問をしましたが、給料の引下げの額10%ということと、3か月という期間の根拠と、なぜ今のタイミングなのかということとを答弁お願いいたします。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、お答えを申し上げます。

全員協議会の場合でも申し述べましたが、まずこのタイミングについては今回国への返還金が確定したというタイミングを受けて、これまでの事業を行っていく、そういう意味での代表である私、そしてまた役員という形での副町長ともに、これまでの議論、また責任等の意味合いも含めて、今回一定の責任をしっかりと示したほうが、今回の一旦のけじめにつながるものというふうを考えてやったものでございます。

また、金額、期間につきましては、特段の定めはございませんが、副町長と相談をした上で、10%、そして3か月というのが適当であろうということで決めたところでございます。

○6番（山田 将之君）

タイミングという部分では理解をいたしました。10%、3か月が適当であろうと

いう根拠というところがちょっとよく理解できないのですけれども、その根拠の部分、再度答弁いただければなと思います。

○町長（松尾 和彦君）

再度のお答えということになります。何かこういったものに対して、この金額、割合であったり、そういうのが基準としてあるわけでもなく、これはあくまで今回当事者である、また発案である私どもの気持ちというところでの対処というふうにご理解をいただきたいと思います。

○6番（山田 将之君）

根拠は気持ちだということで、了解をいたしました。この議案について特に反対というような意見ではありませんけれども、SANNOWAの清算によって迷惑をかけた方であったり、信用を失ったということもあるかと思います。3か月という期間で、それはなかったことにはならないということは忘れないでいただきたいなということ、また結果的にこういった結果になってしまったのですけれども、この経験が今後何かの事業の役に立つかもしれないということを今後の事業執行に生かしていただければなと思います。このことについて、最後答弁いただければと思います。

○町長（松尾 和彦君）

議員からご指摘のあったとおり、当然これはあくまでもけじめでありまして、SANNOWAで進めてきた事業、特に農業についての振興、そしてまた町のPR、それらについては今後も命がけでしっかり頑張っていく所存でございます。そういった意味合いで気持ちを切り替えて、次に進んでいくためにも必要なことというふうに私ども理解をしておりますし、ぜひ議員の皆様にも、そしてまた多くの町民や関わっていただいた皆さんにもそのように伝わると非常にありがたいというふうに、そういうふうにご考えております。

○7番（栗谷川 柳子君）

今回このタイミングで責任を取られるということについては特に反対の意はございませんが、今町長おっしゃいました町及び出資者として、特別職の使命と責任の重さについて熟慮を重ねた結果ということではありますが、これについては再三にわたってこの何年か、こちら議員のほうから使命と責任の重さについてはSANNOWAの部分で一般質問等々で話をしておりますし、そのときに、重ね重ねになります。そのとき、そのときに非常に使命と責任の重さということについて、先ほど命がけとおっしゃいましたが、命がけで考えてきてくださっていただければ、もしかしらSANNOWAというのはまた右肩上がりに再スタートを切れたかもしれませんし、なくなってしまったということは非常に大きな事態だと私は思っております。

ですので、次はこのようなことのないように相当熟慮を重ねて進めてというか、こういうことが、地域商社ということがまたあるのであれば考えて行動していただきたいと思っております。

○議長（竹原 義人君）

栗谷川君に申し上げます。ただいまの発言は議題外にわたっておりますので、注意をしてください。質問の内容を変えてください。

○7番（栗谷川 柳子君）

これまで一般質問等々で議員のほうから、町及び出資者として特別職の使命と責任の重さについて話をしてまいりました。それが今回、今のタイミングにそれを、熟慮を重ねた結果、減給いたしますということになりましたが、当時、1年前、2年前、3年前に、一般質問の際に、要所要所で特別職の使命と責任の重さについて検討して、よく考えて行動してくださっていただければ、こういう結果にはならなかったのかと思いますが、その点について今のお考えお聞かせください。

○町長（松尾 和彦君）

栗谷川議員からの今の気持ちということでございますが、まずその前に栗谷川議員から、これまでの議論の中での町長、また町の責任という意味合いで、これまで様々な議論があったということでございます。その点につきましては第三者にも確認をしつつ、それぞれの役割、責任を明確にした上で、ここまでご説明をしてきております。

また、SANNOWAの経営等、またイベント、PR等、私も私なりに、町長としての立場で可能な限りは助言等もしてきておりますし、ただそういったものが最終的なゴール、自立するところまでは至らなかったと、その部分については大変じくじたる思いでございます。

しかし、誰が責任、誰が悪いとか、そういうことではなしに、これからの人口減少に向かっていく、この三戸町の中で誰が悪いというあら探しとか、そういったものをやり続けては町がどんどん小さくなってしまいます。しかし、こういった一つの事業が終了をする場面で、しっかりと代表である私がまず責任の所在を受け止める、そしてまたそれを表すということが一番大事なことであろう、それが次につながっていく節目になると、私はそう考えて、今回の全ての作業のてんまつが完了する今回の場面で提案をさせていただいているというところでございます。

○議長（竹原 義人君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第53号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第53号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第54号 三戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

○議長（竹原 義人君）

日程第5、議案第54号 三戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題とします。補足説明願います。

税務課長。

○税務課長（下村 太平君）

議案第54号 三戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について補足説明申し上げます。

今回の改正は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が令和6年1月1日から施行されることから、条例の一部を改正しようとするものであります。

また、三戸町国民健康保険事業の運営に関する協議会からの答申内容に基づき、令和6年4月1日から三戸町国民健康保険税の税率の改定をしようとするものであります。

主な改正内容は、産前産後期間の負担軽減を図るため、令和5年度国民健康保険税のうち、令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の国民健康保険税について、出産する予定または出産した国保被保険者に対して賦課する所得割額、均等割額につき、産前産後期間相当分、単体妊娠の方は12分の4、多胎妊娠の方は12分の6を減額するものであります。

税率改定につきましては、均等割と平等割の医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を減額する改定となっております。均等割につきましては、現行の医療給付費分2万8,900円から改正後2万5,400円へ、現行の後期高齢者支援金分1万200円から改正後8,800円へ、現行の介護納付金分1万1,700円から改正後1万200円となります。同じく平等割につきましては、現行の医療給付費分2万3,800円から改正後2万2,000円へ、現行の後期高齢者支援金分8,400円から改正後7,600円へ、現行の介護納付金分6,400円から改正後5,400円となります。

改正箇所につきまして、条例改正資料の新旧対照表2ページをお開き願います。初めに、第23条第3項は国民健康保険税の減額のうち出産被保険者について、産前産後期間の所得割、均等割の減額を新たに定めたものであります。

次に、4ページをお開き願います。4ページ、第5条から9ページにかけては、税率改定に係る減額を定めたものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

柳零君。

○1番（柳零 圭太君）

今回の税率改定または条文の一部改定について、負担軽減、減税となったことについて、そうした理由についてもう少し具体的にご説明をお願いいたします。

○住民福祉課長（貝守 世光君）

今回の国保税率を下げる理由ということでございます。今回の国保税率の見直しに当たりましては、保有額が増えている基金の取扱いについて重点的に検討してきたところでございます。

そうした中で、現在の社会情勢に目を向けますと、食料品などの物価高、またエネルギー価格の高騰が国保加入世帯の家計に多大な影響を与えているという状況にあることから、安定的な生活を送る一助となるよう、基金を有効活用して税率を下げることにしたものでございます。

○1番（柳 圭太君）

ありがとうございます。今安定的な基金ということが話にありましたので、そうした部分からもう一点ご質問をさせていただきます。被保険者の中には、そうした安定的基金を切り崩して、こうした国民健康保険の料金、そうした医療サービスを受けて保険者の加入負担を軽減したという、こうした判断をしたということは、今回はとても適切だったと思っております。ただ、中には一部国民健康保険の料金と医療サービスの矛盾等を提唱する方もいらっしゃいますが、今後もそうした適切な同様のサービス維持をするために、安定的に維持していくために担当課で考えていること、政策ということがあればお聞かせいただきたいと思っております。

○住民福祉課長（貝守 世光君）

今後につきましても国保財政の安定的な運営を行うために、保健事業を推進することで医療費の適正化を図り、加えて税負担の公平性を確保する観点から収納率の維持向上に努めてまいります。

○議長（竹原 義人君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第54号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第54号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第55号 三戸町手数料徴収条例の一部を改正する条例案

○議長（竹原 義人君）

日程第6、議案第55号 三戸町手数料徴収条例の一部を改正する条例案を議題とします。補足説明願います。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（貝守 世光君）

議案第55号 三戸町手数料徴収条例の一部を改正する条例案について補足説明申し上げます。

本案は、コンビニ交付のサービス提供に係る交付手数料のほか、法務省が行政機関等に発行する戸籍等の電子証明書提供用識別符号の交付手数料を新たに定めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

本条例の制定による改正の主な内容であります。コンビニ等に設置されている多機能端末機から取得する世帯全員に係る住民票の写しの交付手数料を400円から300円に軽減するとともに、戸籍電子証明書提供用識別符号及び除籍電子証明書提供用識別符号の交付手数料をそれぞれ400円と700円に規定しようとするものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第55号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第55号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第56号 三戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

○議長（竹原 義人君）

日程第7、議案第56号 三戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題とします。補足説明願います。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（貝守 世光君）

議案第56号 三戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について補足説明を申し上げます。

本案は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正を受けて、国が示す特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことから、町の条例において該当する条文について整備しようとするものであります。

本条例の規定による改正の主な内容であります。特定教育・保育施設の取扱方針について定めている第15条におきまして、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の引用条項を改めようとするものであります。

また、特定教育・保育施設が提供する特別利用教育の基準について定めている第36条におきまして、関係規定の適用に係る読替規定を追加しようとするものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第56号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第56号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第57号 道の駅さんのへの指定管理者の指定について

○議長（竹原 義人君）

日程第8、議案第57号 道の駅さんのへの指定管理者の指定についてを議題とします。補足説明願います。

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

議案第57号 道の駅さんのへの指定管理者の指定について補足説明申し上げます。

本案は、道の駅さんのへの指定管理者として道の駅さんのへ共同事業体を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

道の駅さんのへは、観光物産を中心とした地場産業の振興を図るとともに、町民に憩いと安らぎの場を提供し、もって地域の活性化と公共の福祉を増進するため、平成8年12月に設置し、平成26年4月からは施設の設置目的を効果的に達成するため指定管理者制度を導入し、現在まで当該共同事業体が管理運営してまいりました。今般令和6年3月31日をもって指定期間が満了することから、公募により指定管理候補者の募集をしたところ、当該共同事業体1社から申請がございましたので、三戸町指定管理者選定等委員会の審議に諮り、決定されたものでございます。

当該共同事業体は、現在まで安定した施設の管理運営を行ってきており、これまでの経験と実績をもって施設の設置目的を安定的、効果的に達成することが見込まれますことから、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間、指定管理者として指定するものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

藤原君。

○8番（藤原 文雄君）

今回の指定管理者の選定でございますけれども、今回も1社しか、1団体しか申込みがなかったということで、それ自体は理解をしております。先ほどの説明にあったように、これまでの経験を生かして取組をさせますということだと思いますが、いま一度その経験を生かすのであれば、これまでコロナでうまくいかなかった経験も生かしながら売上げを伸ばして、町からの委託料を少しでも減らせるような運営をしていただけるような指導をしていただきたいと思いますけれども、いま一度そのところの説明をお願いします。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

藤原議員の質問にお答えをいたします。

今回申請に至りました、1社だけではございましたが、募集の期間中、現地見学会というものも開催した際には、別の事業者も顔を出しておりましたが、最終的には1団体のみということで、審議会のほうにお諮りをして、候補者ということで今回決定されたものでございます。

道の駅共同事業体の申請書の中には、経営方針としまして5年間の管理運営を行うに当たりまして、商品、サービスの見直し、改善、地域観光拠点としての機能強化による施設利用者、地域農商工業者の満足度の向上を目指しますと。2つ目に、隣接す

るSAN・SUN産直ひろばや、さんのへパークゴルフ場等、地域の関係機関との連携を図り、地域ぐるみの産業、観光振興へ取り組みます。3つ目が、お客様が安全に安心して利用できる施設管理と共同事業体の財務基盤の安定による健全経営の維持に努めますということを経営の方針といたしまして、自主事業を提案していただき、今回申請に至ったものでございます。

令和2年、3年と経営ができなかったときもありますが、ここに来て売上げ等もお客さんも入っているようでございます。自主事業の中には、物品販売事業、イベントへの参加であるとか、触れ合いの商品コーナーであるとか、あと近くの指定管理者とも連携を図ってイベントを行うなど、集客に努めたいということも聞いておりましたので、我々もそのような自主事業のほうを積極的に行っていただいて、引き続き頑張っていたきたいなという期待をしているところでございます。

以上です。

○議長（竹原 義人君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第57号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第57号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第58号 SAN・SUN産直ひろばの指定管理者の指定について

○議長（竹原 義人君）

日程第9、議案第58号 SAN・SUN産直ひろばの指定管理者の指定についてを議題とします。補足説明願います。

○農林課長（極壇 浩君）

議案第58号 SAN・SUN産直ひろばの指定管理者の指定について補足説明申し上げます。

本案は、SAN・SUN産直ひろばの指定管理者としてSAN・SUN産直ひろば

を指定しようとするものであります。当該施設は、平成23年度に整備した施設であり、農産物や加工品の販売、郷土料理等の提供を行っております。昨年度の売上げ総額は約1億5,700万円でありました。

今回指定管理者として指定しようとするSAN・SUN産直ひろばは、農産物や加工品を出荷する会員88名で構成されており、施設の開設当時から管理運営に携わっている団体であります。これまで売上額も堅実に伸びてきており、今後も地元で生産された新鮮で安全安心な農作物の販売促進、消費者との交流を推進していく施設として様々な取組が期待されるものと考えております。なお、指定の期間は令和6年4月1日から5年間であります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第58号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第58号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第59号 深山町営牧野の指定管理者の指定について

○議長（竹原 義人君）

日程第10、議案第59号 深山町営牧野の指定管理者の指定についてを議題とします。補足説明願います。

農林課長。

○農林課長（極 檀 浩君）

議案第59号 深山町営牧野の指定管理者の指定について補足説明申し上げます。

本案は、深山町営牧野の指定管理者として農事組合法人三戸牧野組合を指定しようとするものであります。当該施設は、肉用牛を5月から10月までの6か月間放牧し、健全な飼養、飼育を目的とする施設で、採草放牧地の面積は約62ヘクタールでありま

す。また、深山町宮牧野に隣接して農事組合法人三戸牧野組合が所有する採草放牧地が約34ヘクタールあり、合計した約96ヘクタールの採草放牧地で1日当たり約55頭、延べ1万頭の肉用牛が放牧されております。

今回指定管理者として指定しようとする農事組合法人三戸牧野組合は、組合員61名で構成され、放牧牛の衛生管理や健康管理、牧草の肥培管理、採草事業を実施している団体であります。また、平成18年度からの指定管理者としての実績もあり、今後も当町の畜産振興に寄与する施設として適正な管理運営がなされるものと考えております。なお、指定の期間は令和6年4月1日から5年間であります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第59号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第59号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第60号 三戸町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（竹原 義人君）

日程第11、議案第60号 三戸町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

討論を終結します。

これより議案第60号を採決します。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。議案第60号はこれに同意することに決定しました。

日程第12 議案第61号 令和5年度三戸町一般会計補正予算(第6号)

○議長(竹原 義人君)

日程第12、議案第61号 令和5年度三戸町一般会計補正予算(第6号)を議題とします。補足説明願います。

総務課長。

○総務課長(武士沢 忠正君)

議案第61号 令和5年度三戸町一般会計補正予算(第6号)について補足説明申し上げます。

本案は、令和5年度三戸町一般会計既決予算額68億317万3,000円に歳入歳出それぞれ8,719万8,000円を追加し、予算総額を68億9,037万1,000円にしようとするものであります。

初めに、繰越明許費についてご説明をいたします。4ページをお願いいたします。地方自治法第213条の規定により、年度内に支出が終わらない見込みがあるものについて、翌年度に繰越しして使用するため、予算に定めるものであります。

2款3項戸籍住民基本台帳費、戸籍情報システム等改修事業738万1,000円は、国からのシステム仕様書の改版による仕様追加により繰越しが見込まれるものであります。

10款2項小学校費、吹奏楽部楽器購入費388万3,000円は、楽器メーカーの製造状況により納入に期間を要しているため、繰越しが見込まれるものであります。

11款災害復旧費では、令和5年9月の大雨により被災した農林水産業施設災害復旧費100万円、公共土木施設災害復旧費745万6,000円を追加しております。

次に、歳入についてご説明をいたします。6ページをお願いいたします。10款1項1目地方交付税では、普通交付税2,722万2,000円を増額しております。

12款2項1目災害復旧費分担金では、農地及び農業用施設災害復旧費分担金85万5,000円を追加しております。令和5年9月の大雨により被災した農地等の災害復旧費に係る分担金であります。

14款1項1目民生費国庫負担金では1,671万円を増額しております。障害者自立支援給付費等の増による国庫負担金の増額が主なものであります。

3目災害復旧費国庫負担金では、公共土木施設災害復旧費負担金450万4,000円を追

加しております。令和5年9月の大雨により被災した町道の災害復旧に対する国負担金であります。

14款2項1目総務費国庫補助金では696万5,000円を増額しており、戸籍情報システム等の改修費用に対する補助金が主なものであり、全額が国費で措置されるものであります。

7ページをお願いいたします。14款2項4目土木費国庫補助金では、町営住宅の整備に係る社会資本整備総合交付金1,028万7,000円を減額しております。

15款1項1目民生費県負担金では558万4,000円を増額しております。障害者自立支援給付費等の増による県負担金の増額が主なものであります。

8ページをお願いいたします。17款1項1目総務費寄附金では、ふるさと納税寄附金2,500万円を増額し、総額3億7,500万円としております。

20款3項1目雑入では、SANNOWAの解散による残余財産分配金622万9,000円を追加しております。

21款1項2目衛生費債では、浄化槽設置整備事業費の増により浄化槽設置整備事業債110万円を増額しております。

7目災害復旧費債290万円の増額は、町道の災害復旧事業費に充てるものであります。

次に、歳出についてご説明をいたします。9ページをお願いいたします。2款1項2目財産管理費では2,170万円を増額しております。10節、修繕費259万3,000円の増額は、主に役場庁舎の空調設備を修繕するものであります。14節、光ケーブル移設工事請負費198万円の増額は、災害復旧事業の支障となる光ケーブルを移設するものであります。24節、ふるさと三戸応援基金積立金1,636万2,000円の増額は、ふるさと納税収入額からふるさと納税に係る経費を除いた額を基金に積み立てるものであります。

5目地方創生推進費では152万7,000円を増額しております。22節、過年度交付金等返還金158万9,000円の追加が主なものであり、SANNOWAの解散による国交付金の返還金であります。

7目企画費では861万7,000円を増額しております。ふるさと納税事業に係る7節、記念品、次のページの11節役務費の増額が主なものであります。

10ページをお願いいたします。2款2項1目賦課徴収費では、森林環境税等の令和6年度税制改正に対応するため、個人住民税システム改修委託料385万円を増額しております。

3項1目戸籍住民台帳費では641万9,000円を増額しております。12節、戸籍附票システム、住民基本台帳システム改修委託料の追加が主なものであり、全額が国費で措置されるものであります。

12ページをお願いいたします。3款1項1目社会福祉総務費では、財政安定化支援事業分の増により国民健康保険特別会計繰出金1,243万円を増額しております。

3目障害者福祉費では2,917万9,000円を増額しております。障害者介護サービス利用者の増加により、19節、生活介護給付費等の増額が主なものであります。

5目老人福祉対策費では、過年度繰出金の精算等により介護保険特別会計繰出金1,004万1,000円を減額しております。

13ページをお願いいたします。3款2項1目児童福祉総務費では657万5,000円を増額しております。医療費の給付状況から、19節、子ども医療費519万7,000円の増額が主なものであります。

2目児童措置費では302万4,000円を増額しております。保育施設の入所児童の状況

から教育施設型給付費を700万3,000円減額し、保育施設型給付費を958万7,000円増額しております。

14ページをお願いいたします。4款1項1目保健衛生総務費では、過年度補助金返還金358万円を追加しております。

3目母子保健事業費では、申請見込みからハイリスク妊産婦アクセス事業費補助金15万2,000円を増額しております。

5目環境衛生費では19万5,000円を増額しております。申請見込みから18節、浄化槽設置整備事業費補助金64万8,000円の増額が主なものであります。

2項1目塵芥処理費1,119万3,000円、2目しにょう処理費264万2,000円の増額は、三戸地区環境整備事務組合の前年度繰越金の精算、入札実績により町負担金が減額となったものであります。

16ページをお願いいたします。7款1項1目商工業振興費では240万円を増額しております。申請の見込みから空き店舗活用事業費補助金200万円を増額しております。立地企業雇用奨励金40万円の追加は、三戸町立地企業雇用奨励金交付要綱に基づき、新設事業所の新規従業員の継続雇用に対し、奨励金を交付するものであります。

2目観光費では、城山公園の浄化槽等の修繕費50万円を増額しております。

17ページをお願いいたします。8款2項1目都市計画総務費では、下水道会計繰出金116万3,000円を増額しております。

3項1目住宅管理費では2,057万5,000円を減額しております。今年度実施予定であったアドバイザー業務、地質調査業務を令和6年度に実施するものであります。

18ページをお願いいたします。9款1項2目非常備消防費では34万9,000円を増額しております。日本消防協会から消防団活動車の交付が決定したため、車両登録等の経費を追加するものであります。

19ページをお願いいたします。10款1項2目事務局費では、小中一貫教育先進校の視察のため、普通旅費18万3,000円を増額しております。

2項1目学校管理費では394万円を増額しております。斗川小学校、三戸小学校の電気料の増額が主なものであります。

3項1目学校管理費では、自動車借上料91万円を増額しております。運賃改正等により、蛇沼、大舌、目時地区の通学タクシー借上料を増額するものであります。

2目教育振興費では、申請見込みから中体連等生徒派遣事業費補助金77万円を増額しております。

5項5目学校給食費では364万4,000円を増額しております。10節、消耗品費66万6,000円、次のページの17節、厨房用備品購入費243万円の増額は、令和6年度から米飯業者が変更となるため、新たに茶わん、食缶等を購入するものであります。

21ページをお願いいたします。11款1項1目農地及び農業用施設災害復旧費では990万円、2項1目道路橋梁及び河川災害復旧費では745万6,000円を増額しております。令和5年9月の大雨により被災した農地、農業用施設、町道の災害復旧事業費を増額するものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

栗谷川君。

○7番（栗谷川 柳子君）

20ページの厨房用備品購入費243万円なのですが、すみません、聞き取れませんでした。何が変更になったとおっしゃったのでしょうか。

○総務課長（武士沢 忠正君）

変更の内容ということですが、米飯業者が変更となるということでございます。

○11番（久慈 聡君）

4ページのところなのですが、教育費のところの吹奏楽の繰越明許費なのですが、これというのは、この間学校へ行ったとき、クラリネットはたしか買ってお披露目があったかと思うのですが、何が原因で繰越明許になったのでしょうか。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

4ページの繰越明許費についてでございますが、こちらは三戸小学校の150周年記念事業ということで、吹奏楽の楽器を購入したものでございます。7月19日に契約をいたしまして、納品を進めてまいりました。今回購入したものは8品目購入したのですが、その中の1品目、ソプラノサクソフォンについて、部品が海外製というところで、3月までの納品がどうしても間に合わないと、1品目間に合わないというところで、今回繰越しをお願いするというものでございます。

以上でございます。

○6番（山田 将之君）

13ページ、3款2項1目19節扶助費、子ども医療費519万7,000円増額になっているのですが、前年と比べてやはり増えているというようなことでしょうか、また増えている要因等分かればお知らせください。

○住民福祉課長（貝守 世光君）

ただいまの子ども医療費の補正についてお答えをいたします。

上半期の執行見込み数を精査したものでありますが、昨年同期と比較しまして、件数で700件、金額で200万円増加しているという状況でございます。

○6番（山田 将之君）

前年と比べて700件、200万円の増加だということでした。要因等は特には分からないということ、コロナとかインフルエンザとか、そういった流行のものというものもあるのかなと思ってちょっと質問したのですが、そこは役場では特には把握はしていないということでしょうか。

○住民福祉課長（貝守 世光君）

お答えをいたします。

今の件については把握しておりませんが、これまでの執行状況とか見込みを立ててということになります。

○議長（竹原 義人君）

そのほか質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

質疑を終結します。
討論に入ります。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

討論を終結します。
これより議案第61号を採決します。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。議案第61号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第62号 令和5年度三戸町営簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(竹原 義人君)

日程第13、議案第62号 令和5年度三戸町営簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。補足説明願います。
建設課長。

○建設課長(齋藤 優君)

議案第62号 令和5年度三戸町営簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)につきまして補足説明を申し上げます。

本案は、令和5年度三戸町簡易水道事業特別会計既決予算額8,946万9,000円から歳入歳出それぞれ384万5,000円を減額し、予算総額を8,562万4,000円にしようとするものでございます。

初めに、繰越明許費につきましてご説明申し上げます。3ページをお願いいたします。1款2項簡易水道管理費の設備更新工事請負費4,796万円は、蛇沼簡易水道ろ過膜施設の更新工事につきまして、資材の納入に期間を要しているため繰越しが見込まれるものでございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。5ページをお願いいたします。2款1項1目1節繰入金では、一般会計繰入金95万9,000円を減額してございます。

3款1項1目1節繰越金では、前年度繰越金120万1,000円を増額してございます。

4款1項1目1節雑入では、消費税還付金98万7,000円を減額してございます。

5款1項1目1節簡易水道費債では、公営企業会計適用債310万円を減額してございます。

次に、歳出の主なものにつきましてご説明申し上げます。6ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費の424万円の減額は、水質検査委託料及び公営企業会計移行支援業務委託料の確定に伴う12節委託料416万7,000円の減額が主なものでござ

います。

2項3目大舌地区給水費の10節需用費の修繕費65万7,000円の増額は、松山地区にある排水施設の流量計測器が落雷により故障し、水の安定供給に支障を及ぼす可能性があることから、流量計測器を交換するものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第62号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第62号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第63号 令和5年度三戸町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（竹原 義人君）

日程第14、議案第63号 令和5年度三戸町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。補足説明願います。

建設課長。

○建設課長（齋藤 優君）

議案第63号 令和5年度三戸町下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして補足説明を申し上げます。

本案は、令和5年度三戸町下水道事業特別会計既決予算額2億1,132万7,000円から歳入歳出それぞれ224万3,000円を減額し、予算総額を2億908万4,000円にしようとするものでございます。

歳入につきましてご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。4款1項1目1節繰入金では、一般会計繰入金116万3,000円を増額してございます。

5款1項1目1節繰越金では、前年度繰越金60万6,000円を減額してございます。

7款1項1目公共下水道費債280万円の減額は、公営企業会計適用債230万円の減額

が主なものでございます。

次に、歳出の主なものにつきましてご説明申し上げます。5ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費の235万4,000円の減額は、公営企業会計移行支援業務委託料の確定に伴うものでございます。

2項1目維持管理費の10節需用費の電気料129万7,000円の増額は、浄化センター及びマンホールポンプの電気料につきまして予算の不足が見込まれることから増額するものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第63号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第63号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第64号 令和5年度三戸町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（竹原 義人君）

日程第15、議案第64号 令和5年度三戸町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。補足説明願います。

健康推進課長。

○健康推進課長（太田 明雄君）

議案第64号 令和5年度三戸町介護保険特別会計補正予算（第1号）について補足説明申し上げます。

本案は、令和5年度三戸町介護保険特別会計既決予算額17億6,336万9,000円に歳入歳出それぞれ9,597万円を追加し、予算総額を18億5,933万9,000円にしようとするものであります。

初めに、歳入についてご説明いたします。3ページをお願いいたします。4款1項

支払基金交付金では、前年度介護給付費交付金等の返還分を今年度の交付金への充当により精算するものとし、1目介護給付費交付金を1,257万9,000円、2目地域支援事業支援交付金を9万5,000円、それぞれ減額しております。

7款1項1目繰入金1,004万1,000円の減額は、前年度一般会計からの繰入金の精算などに伴うものであり、介護給付費繰入金の減額が主なものであります。

8款1項1目繰越金は、令和4年度決算に伴い1億1,868万5,000円を増額しております。

次に、歳出についてご説明いたします。4ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費、12節の介護保険システム改修委託料及び介護保険指定機関等管理システム改修委託料は、令和6年度からの介護報酬改定等に対応するためのシステム改修委託料であります。22節、過年度負担金返還金7,135万5,000円は、令和4年度介護給付費負担金等の精算に伴う返還金であります。24節、介護保険給付費準備基金積立金は、前年度繰越金の余剰分を基金に積み立てるため、2,153万1,000円を増額するものであります。

5ページをお願いいたします。3項1目介護認定費、18節の八戸地域広域市町村圏事務組合負担金12万3,000円は、令和6年度からの介護報酬改定等に対応するための介護認定審査会のシステム改修に係る当町負担金であります。

以上で補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第64号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第64号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第65号 令和5年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）

○議長（竹原 義人君）

日程第16、議案第65号 令和5年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を議題とします。補足説明願います。
住民福祉課長。

○住民福祉課長（貝守 世光君）

議案第65号 令和5年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について補足説明申し上げます。

本案は、既決予算額に歳入歳出それぞれ3,314万3,000円を追加し、予算総額を12億9,200万3,000円にしようとするものであります。

歳入の主なものについてご説明申し上げます。3ページをお願いいたします。3款1項1目保険給付費等交付金、1節普通交付金は、一般被保険者に係る診療報酬等が増えたことにより1,800万円を増額しております。

5款1項1目一般会計繰入金は、職員人件費に係る職員給与費等繰入金193万円と今年度の地方交付税算入額が確定したことによる財政安定化支援事業繰入金1,078万円を増額するとともに、令和4年度の精算により出産育児一時金等繰入金28万円を減額するものであります。

6款1項1目前年度繰越金は、前年度の決算に基づき255万5,000円を増額しております。

4ページ、5ページをお願いいたします。次に、歳出についてご説明申し上げます。1款1項1目一般管理費では職員の人件費の増額のほか、22節償還金、利子及び割引料では過年度交付金等返還金628万1,000円の増額、24節積立金では財政安定化支援事業繰入金などの増額に伴い余剰金が発生することから、国保財政調整基金積立金を増額するものであります。

2款1項療養諸費と2項高額療養費は、これまでの実績を基に見込んでいた1人当たりの医療費が増加傾向にあることから、それぞれ増額するものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第65号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第65号は原案のとおり可決されました。

日程第17 常任委員会の所管事務調査の報告について

○議長（竹原 義人君）

日程第17、常任委員会の所管事務調査の報告についてを議題とします。

本件について、総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

10番、総務文教常任委員会委員長、千葉有子君。

○総務文教常任委員長（千葉 有子君）

去る9月定例会において本委員会に閉会中の調査に付された所管事務調査のため、11月14日委員会を招集、教育長のほか関係職員の出席を求め、学校施設の管理運営状況等について調査いたしました。その調査結果は、お手元に配付しております別紙報告書のとおりであります。

以上で報告を終わります。令和5年12月8日、総務文教常任委員会委員長、千葉有子。

○議長（竹原 義人君）

次に、民生商工常任委員会委員長の報告を求めます。

7番、民生商工常任委員会委員長、栗谷川柳子君。

○民生商工常任委員長（栗谷川 柳子君）

去る9月定例会において本委員会に閉会中の調査に付された所管事務調査のため、11月8日委員会を招集、地域おこし協力隊の活動状況について調査いたしました。その調査結果は、お手元に配付しております別紙報告書のとおりであります。

以上で報告を終わります。令和5年12月8日、民生商工常任委員会委員長、栗谷川柳子。

○議長（竹原 義人君）

次に、建設農林常任委員会委員長の報告を求めます。

11番、建設農林常任委員会委員長、久慈聡君。

○建設農林常任委員長（久慈 聡君）

去る9月定例会において本委員会に閉会中の調査に付された所管事務調査のため、10月12日委員会を招集、農林課長のほか関係職員の出席を求め、農作物の生育状況について調査いたしました。その調査結果は、お手元に配付しております別紙報告書のとおりであります。

以上で報告を終わります。令和5年12月8日、建設農林常任委員会委員長、久慈聡。

日程第18 常任委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長（竹原 義人君）

日程第18、常任委員会の閉会中における所管事務調査についてを議題とします。

各常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しましたとおり閉会中の調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり閉会中の調査に付することに決定しました。

日程第19 議員派遣の件について

○議長（竹原 義人君）

日程第19、議員派遣の件についてを議題とします。

このことについては、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思いません。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しましたとおり議員を派遣することに決定しました。

日程第20 諸般の報告

1. 議長の報告

○議長（竹原 義人君）

日程第20、諸般の報告を行います。

議長の報告は、会議等に出席しました状況をお手元に配付しておりましたので、ご了承ください。

2. 一部事務組合の報告

○議長（竹原 義人君）

次に、一部事務組合の業務概要について報告を求めます。

最初に、三戸地区環境整備事務組合について報告を求めます。

11番、久慈聡君。

○11番（久慈 聡君）

三戸地区環境整備事務組合の業務概要について報告いたします。

当組合の報告につきましては、お手元に配付しております業務概要のとおりでありますので、報告に代えさせていただきます。

令和5年12月8日、三戸地区環境整備事務組合、久慈聡。

○議長（竹原 義人君）

次に、田子高原広域事務組合の業務概要について報告を求めます。
2番、小笠原君男君。

○2番（小笠原 君男君）

田子高原広域事務組合の業務概要について報告いたします。
当組合の報告につきましては、お手元に配付しております業務概要のとおりでありますので、報告に代えさせていただきます。
令和5年12月8日、田子高原広域事務組合、番屋博光。

○議長（竹原 義人君）

次に、八戸地域広域市町村圏事務組合の業務概要について報告を求めます。
4番、越後貞男君。

○4番（越後 貞男君）

八戸地域広域市町村圏事務組合の業務概要について報告します。
当組合の報告につきましては、お手元に配付しております業務概要のとおりでありますので、報告に代えさせていただきます。
令和5年12月8日、八戸地域広域市町村圏事務組合、越後貞男。

3. 視察報告

○議長（竹原 義人君）

次に、視察研修の報告を求めます。
最初に、民生商工常任委員会の視察研修の報告を求めます。
7番、栗谷川柳子君。

○民生商工常任委員長（栗谷川 柳子君）

民生商工常任委員会の視察研修について報告します。
視察研修の概要につきましては、お手元に配付しております民生商工常任委員会視察研修報告のとおりでありますので、報告に代えさせていただきます。
令和5年12月8日、民生商工常任委員会、栗谷川柳子。

○議長（竹原 義人君）

次に、建設農林常任委員会の視察研修の報告を求めます。
11番、久慈聡君。

○建設農林常任委員長（久慈 聡君）

建設農林常任委員会の視察研修について報告いたします。
視察研修の概要につきましては、お手元に配付しております建設農林常任委員会の視察研修報告のとおりでありますので、報告に代えさせていただきます。
令和5年12月8日、建設農林常任委員会、久慈聡。

追加日程の提出

○議長（竹原 義人君）

お諮りします。

ただいま町長から議案第66号が提出されました。これを日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第66号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。職員に議案を朗読させます。

○議会事務局長（馬場 均君）

第514回三戸町議会定例会追加提出議案を朗読いたします。
議案第66号 令和5年度三戸町一般会計補正予算（第7号）。
以上でございます。

○議長（竹原 義人君）

朗読させました議案を上程します。

追加日程第1 町長提案理由の説明

○議長（竹原 義人君）

追加日程第1、上程しました追加議案について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、追加提案いたします議案につきましてご説明申し上げます。

追加提案いたします議案第66号 令和5年度三戸町一般会計補正予算（第7号）について申し上げます。本案は、令和5年度三戸町一般会計既決予算額68億9,037万1,000円に歳入歳出それぞれ9,880万7,000円を追加し、予算総額を69億8,917万8,000円にしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、エネルギー、食料品等の物価高騰に伴う低所得世帯に対する支援として、住民税非課税世帯臨時特別給付金事業に係る費用を追加するものであります。

以上で追加提案理由の説明を終わります。

追加日程第2 議案第66号 令和5年度三戸町一般会計補正予算（第7号）

○議長（竹原 義人君）

追加日程第2、議案第66号 令和5年度三戸町一般会計補正予算（第7号）を議題

とします。補足説明願います。
住民福祉課長。

○住民福祉課長（貝守 世光君）

議案第66号 令和5年度三戸町一般会計補正予算（第7号）について補足説明申し上げます。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。3ページをお願いいたします。14款2項1目総務費国庫補助金では、物価高騰対応地方創生臨時交付金9,880万7,000円を増額しております。令和5年度住民税均等割非課税世帯に対する給付金の全額が国費で措置されるものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。3款1項1目社会福祉総務費では、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業として9,880万7,000円を増額しており、18節の住民税非課税世帯等臨時特別給付金の9,800万円が主なものであります。12月1日を基準日として住民基本台帳に記載されている町民であって、住民税均等割が非課税である世帯に対し、7万円を給付するものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第66号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第66号は原案のとおり可決されました。

閉 会

○議長（竹原 義人君）

以上で本定例会に付された事件は全て終了しました。閉会に当たり、町長から挨拶をしたい旨の申出がありましたので、これを許可します。

町長。

○町長（松尾 和彦君）

第514回三戸町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

去る12月5日に開会いたしましたこのたびの定例会におきましては、各議案につきまして慎重なご審議をいただき、いずれも原案どおりに可決を賜りまして、本日閉会の運びに至りました。誠にありがとうございました。

会期中、議員の皆様から賜りましたご意見、ご要望等につきましては、十分にこれを尊重し、検討いたしまして、町政の運営に遺憾なきを期しますとともに、予算執行につきましても慎重を期してまいる所存であります。

結びに、暑かった夏も終わり、短い秋ではございましたが、いよいよ厳冬に向かいます折から、皆様には切にご自愛くださいませ、ご多幸な新春をお迎えくださるようお祈り申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（竹原 義人君）

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。第514回三戸町議会定例会を閉会します。

午後4時47分 閉会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

三戸町議会 議 長

署名議員

署名議員
